

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 2392

8 July 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Japan Year Book, published by
KOKUMIN SHIMEUN

Date: 1940 Original Copy Language: Japanese

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: Home Ministry

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

Political, Economic Military data, including budget
statistics.

Analyst: W.H.Wagner

Doc. No. 2392

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 2392

Date

6 July 46

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature:

JAPAN

~~Japan~~ Year Book,

Published by KOKUMIN SHIMBUN.

Date: 1940. Original Copy Language:

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

Japanese

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable)

Doc Dir

SOURCE OF ORIGINAL: Home Ministry

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

Political, Economic Military data,
including Budget statistics.

Analyst:

W H Wagner

Doc. No.

2392

M. YANA

Title Japan's year book

Year 1940

Publisher KOKUMIN SHINBUN

The contents of this year book include such items as appropriations, population, industrial products, trade, communication and transportation, etc.

皇紀二千六百零五年(昭和十五年)

國民年鑑



DR #2392

昭 14/10/10

各種ゴムロール
工業用品製造

柏木ゴム製造所

東京市大森區大森二ノ九三
電話大森(06)八八九六

工場 東京市葛飾區新宿町三ノ三、〇八〇

創立明治四十年
 總長 木下友三郎

東京 明治大學 神田

高等研究科	專門部										大學部	大學部	
興亞科	女子部	興亞科	文商科	政治經濟科	法政科	法政科	法政科	法政科	法政科	法政科	政治經濟學部	商法學部	
科長事務取扱	科長	科長	科長	科長	科長	科長	科長	科長	科長	科長	科長	科長	
赤神良讓	松岡熊三郎	西村公明	島田鐵吉	木下友三郎	尾佐竹猛	太田黑敏男	西村文太郎	森山武一郎	明大前驛下車	小林秀穗	西村文太郎	志田鉦太郎	猪股淇清

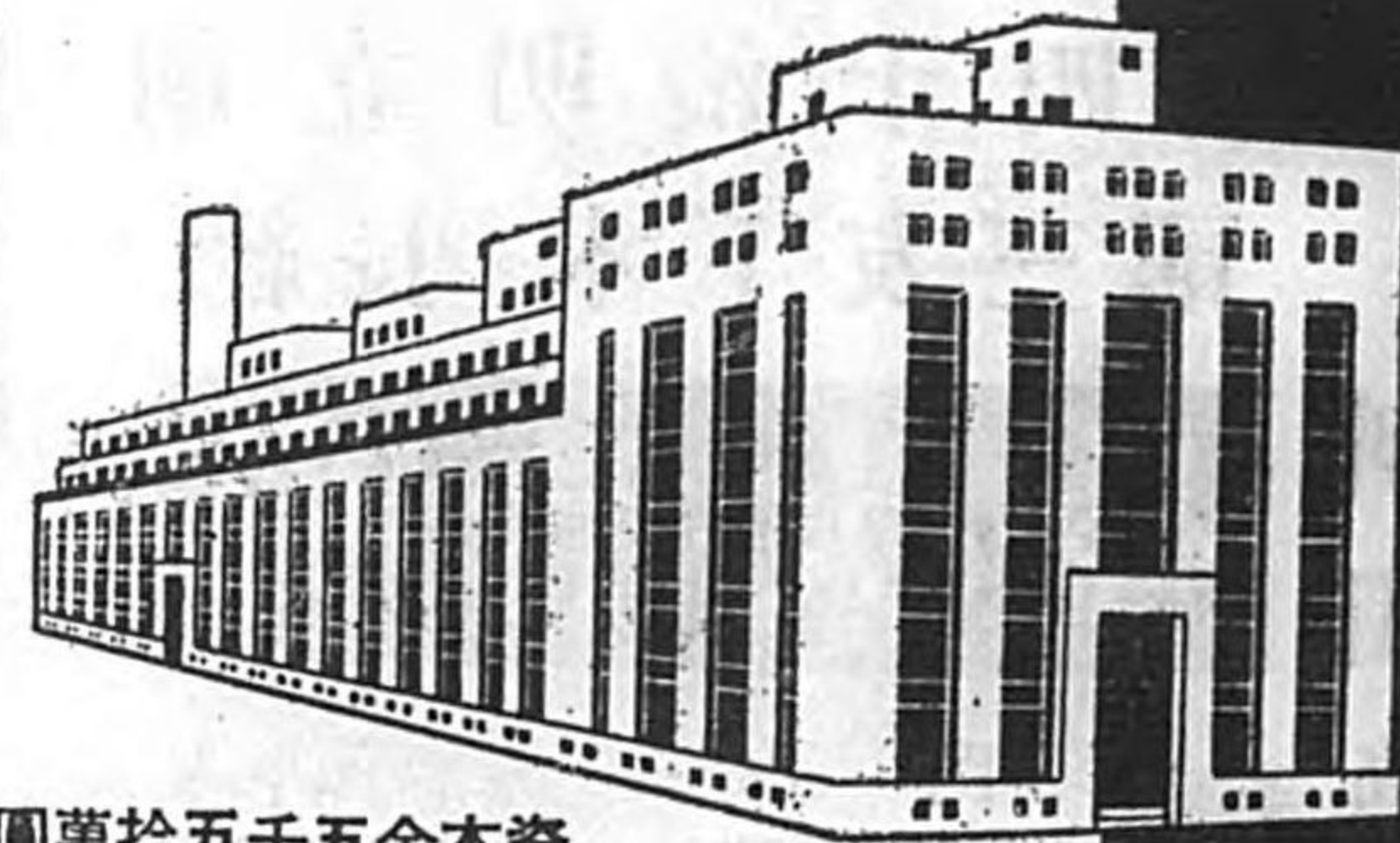
◇豫科所在地東京市杉並區和泉町
 (京王電車・帝都電鐵 明大前驛下車)

富國徵兵

谷比日・京東・社本



徵兵保險・出世保險



資本金五千五百萬圓

日本油脂株式會社

東京・芝・日産館

營業科目

火藥工業	大豆工業	塗料工業	油脂工業	水産工業
無煙火藥・導火線	履實ダイナマイト・硝安ダイナマイト	撒大豆・大豆油	硬石・化粧油・グリセリン	魚粉・魚油・肥料
		船底塗料・熔接棒	ベイント・ラツカ	

精製白糖
耕地白糖
分蜜糖

創立
資本金

明治貳拾八年拾貳月
六千壹百九拾七萬圓

東京丸ノ内昭和ビル

大日本製糖株式會社

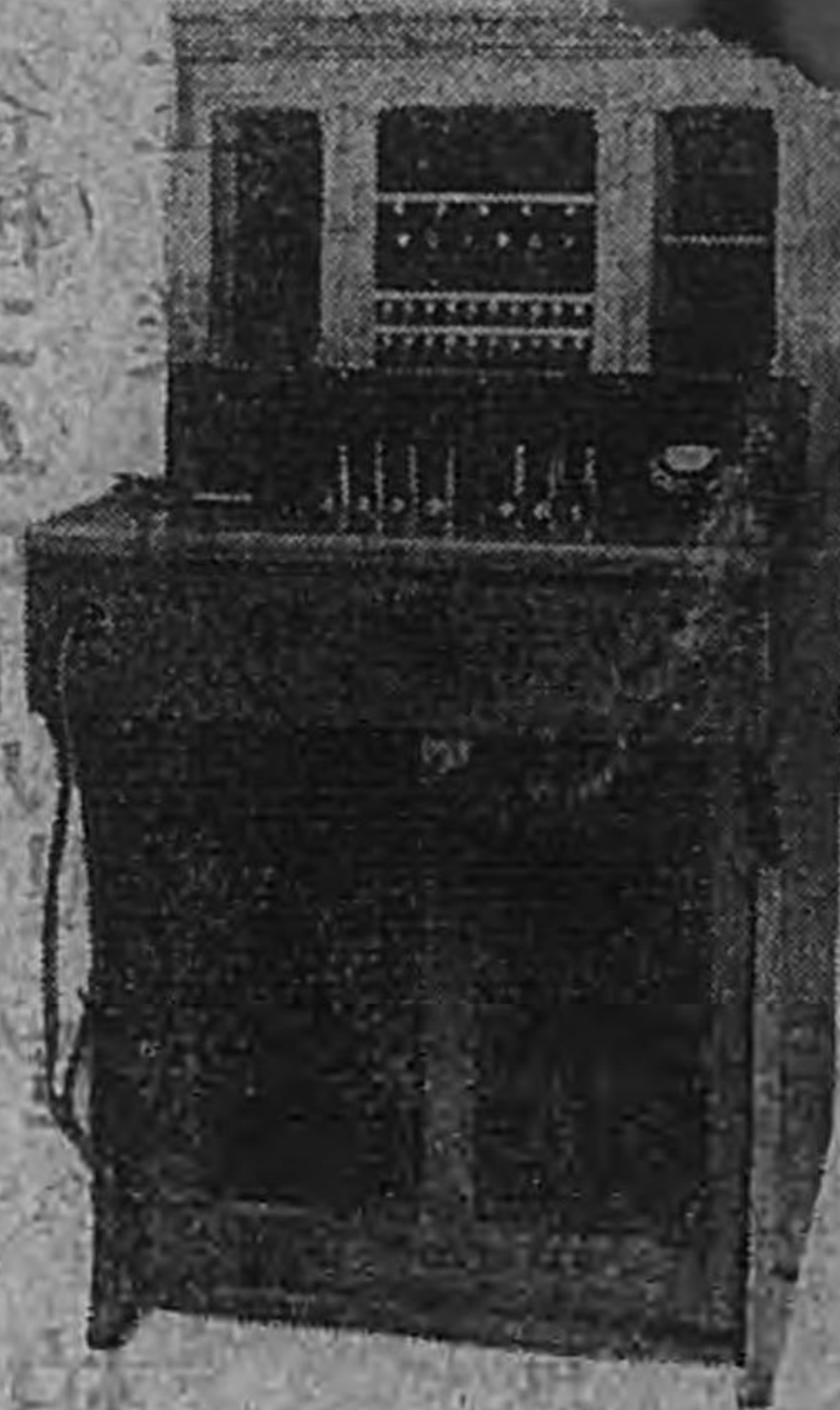
社長 藤山愛一郎

角砂糖
酒砂
燐礦石

工場
販賣所

東京門司
東京爪哇
東京大東島
大阪

交換機製作
 増設電話
 コード延長
 ケーブル工事
 各種電話機



三號自動式卓上電話機



東京市京橋區銀座西七丁目二番地

森田電話工業所

電話銀座(57)四四七番
 工場 澁谷區エビス通二ノ一二番地
 振替口座東京四二七八二番



千代田生命保險相互會社

本社 東京市京橋區京橋二丁目

支部

東京 大阪 京城 廣島 福岡 神戸 京都 臺北
 奉天 高松 大連 橫濱 小樽 靜岡 金澤 熊本
 名古屋 仙臺 新潟 秋田 松本 前橋

各種ゴムロール
工業用品製造

柏木ゴム製造所

東京市大森區大森二ノ九三
電話大森(06)八八九六

工場 東京市葛飾區新宿町三ノ三、〇八〇

資本金壹億五千萬圓
積立金七千五百萬圓

東京市麴町區大手町一丁目六番地

電話(23)代表三四五一
丸ノ内(長距離)三四五〇
三四六一
三四五九



株式會社 安田銀行

支店

東京 小舟町、八重洲橋、銚橋、馬喰町、銀座、九段、神田
新橋、三田、麻布、青山、四谷、牛込、小石川、本郷
市内 根津、下谷、千束町、淺草、深川、本所、押上、新宿
千住、蒲田、五反田、王子
全國 百參拾壹箇所

Home Mission Office

昭和五十年(庚辰)略曆

小	春	啓	雨	初	立	節	大	小	神	春	地	紀	新	元	四	大
二	分	蠶	水	午	春	分	寒	寒	武	季	久	元	年	始	方	
四	三	三	二	二	二	二	一	一	天	皇	節	節	會	祭	拜	
六	月	月	月	月	月	月	月	月	皇	祭	三	三	一	一	一	
九	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	祭	三	月	月	月	月	月	
十一	日	日	日	日	日	日	日	日	三	月	六	六	五	三	日	
社	夏	入	芒	小	立	八	穀	清	大	新	明	神	秋	天	七	
日	至	梅	種	滿	夏	十八	雨	明	正	警	治	警	季	長	八	
三月十六日	六	六	六	五	五	五	四	四	天	祭	節	祭	皇	節	十	
九月二十二日	月	月	月	月	月	月	月	月	皇	三	三	三	祭	九	十二	
子	白	二	處	立	大	土	小	半	祭	十	十	十	月	月	岸	
甲	露	百	暑	秋	暑	用	夏	夏	一	一	一	一	廿	廿	彼	
九月廿八日	日	日	日	日	日	日	日	日	十	十	十	十	九	九	三	
十一月十七日	九	九	八	七	七	七	七	七	一	一	一	一	月	月	月	
	月	月	月	月	月	月	月	月	三	三	三	三	月	月	月	
	八	八	八	八	八	八	八	八	六	六	六	六	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	一	一	一	一	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	四	四	四	四	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	七	七	七	七	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	三	三	三	三	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	二	二	二	二	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	一	一	一	一	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	七	七	七	七	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	四	四	四	四	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	七	七	七	七	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	三	三	三	三	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	二	二	二	二	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	一	一	一	一	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	七	七	七	七	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	四	四	四	四	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	七	七	七	七	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	三	三	三	三	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	二	二	二	二	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	一	一	一	一	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	七	七	七	七	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	四	四	四	四	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	七	七	七	七	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	三	三	三	三	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	二	二	二	二	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	一	一	一	一	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	七	七	七	七	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	四	四	四	四	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	七	七	七	七	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	三	三	三	三	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	二	二	二	二	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	一	一	一	一	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	七	七	七	七	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	四	四	四	四	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	七	七	七	七	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	三	三	三	三	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	二	二	二	二	月	月	月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	一	一	一	一	月	月	月	

SA 15232
Doe 2392

- 火災保險
- 海上保險
- 航空保險
- 運送保險
- 自動車保險
- 傷害保險
- 信用保險
- 盜難保險
- 硝子保險
- 風水害保險
- 森林保險
- 利益保險

Doc # 2392



東京火災保險株式會社

火災保險の開祖

資本金 壹千萬元
 諸積立金 貳千參拾壹萬圓
 總保險契約高 六拾六億四千七拾六萬圓

取締役社長 林季彦

本店 東京市麴町區大手町一丁目
 支店 大阪 京都 橫濱 神戸 名古屋 仙臺 福岡 札幌 京橋 新京
 代理店 内地 滿鮮 支那 印度及歐米 主要地 七千七百八拾餘ヶ所

2392

創業 明治四拾年

目 種 業 營	
コ	附壁重ス純苛曹網精型磨乾管
ル	炭セ無 入板板板 版用板
ハ	火化 炭中水性 遠板 硝硝硝
!	煉石ソ酸酸曹 硝硝硝
ト	瓦灰夕遠遠遠灰子子子子子子

資本金 四千二百二十五萬圓



新製品發賣

ヒシライト
強化硝子
合セ硝子
硝子纖維

旭硝子株式會社

電話九之内(23) 代表 代表 至自至自 三三三三 八八七七 九五七五 番番番番 [五][三] 内

東京支店 東京市京橋區京橋二ノ四
大阪支店 大阪市東區道修町四ノ七
門司支店 門司市淺橋通り一番地
名古屋支店 名古屋市中區廣小路通り二ノ六
小樽出張所 小樽市南濱町一ノ四

山一證券株式會社

有價證券引受業
資本金壹千萬圓 (全額拂込済)
積立金 四百四拾貳萬圓

本社電話(66)自三三四一四三三
本場町(66)至三三四九四三三
本社 東京市日本橋區兜町一丁目
京橋支店 同 京橋區第一相互館一階

取締役社長 木下 茂

支店及出張所

大阪・名古屋・岡山・新潟・濱松・京都
福岡・京城・廣島・札幌・神戸・奉天・横濱

純國産
大黒葡萄酒



知識と資料は
年鑑から……
能率と健康は
大黒ふどう酒から……

★姉妹製品
大黒人參用那鐵筋葡萄酒發賣

大黒葡萄酒
東京 澁川 下 合

圓

資本金 壹千萬圓

多少に不拘

何卒御利用下さい

内外
公社債

引受 募集 賣買
保 管 預 り
元利金取立 登録

日興證券株式會社

月一回刊行、公債及社債伸値表
月一回刊行、公債及社債小冊子
公社債投資の常識、營業実況
御申越次第贈呈致します

本店 東京市丸の内日本興業銀行ビル四階
大阪支店 大阪市東區高麗橋五丁目日本興業銀行大阪支店內
名古屋支店 名古屋市廣小路通住友銀行前
福岡出張所 福岡市天神町七十四番地
廣島出張所 廣島市研屋町七十五番地
岡山出張所 岡山市内山下三十二番地
京都出張所 京都市四條通河原町東入九住友銀行四條支店四階
神戸出張所 神戸市神戶區西町日本興業銀行ビル一階
新潟出張所 新潟市本町通九番町十三百四十七番地

\$

法

£



御家庭にも
御営業にも

⊕ 岩谷冷蔵器

永久に冷却力の衰らぬ

冷蔵器こそ良いのが美德!!

不完全な冷蔵器は水が多く要るにも不拘、冷え方弱く一夏か二夏で狂ひが出来ますから御損ですが、完全な冷蔵器は水の掛けが少く冷え方も強く冷却力が水く廻りませんから非常に御益です併し冷蔵器の良否は外観で見分けることは困難で、使用始めて判るものから、岩谷冷蔵器の如き「信用ある品」「定評ある品」をお探ひになるのが、最も安全確実なお買方でありませう

— 家庭用業務用大小各型百餘種 —

多量の冷蔵にも・極度の低温にも

岩谷の機械冷蔵庫

國産の備蓄岩谷冷凍機で設備する氷のいらぬ軽便少量の経済的最近機装置で各種冷蔵装置、製氷装置、アイスクリュー及アイスケーキ製造装置、牛乳冷蔵装置其他一般低温利用装置の設計設備の御引受致します。

— 御報大購保員登上 —

電京 5450-5453 社會式株藏冷谷岩 目下一區鐵京東

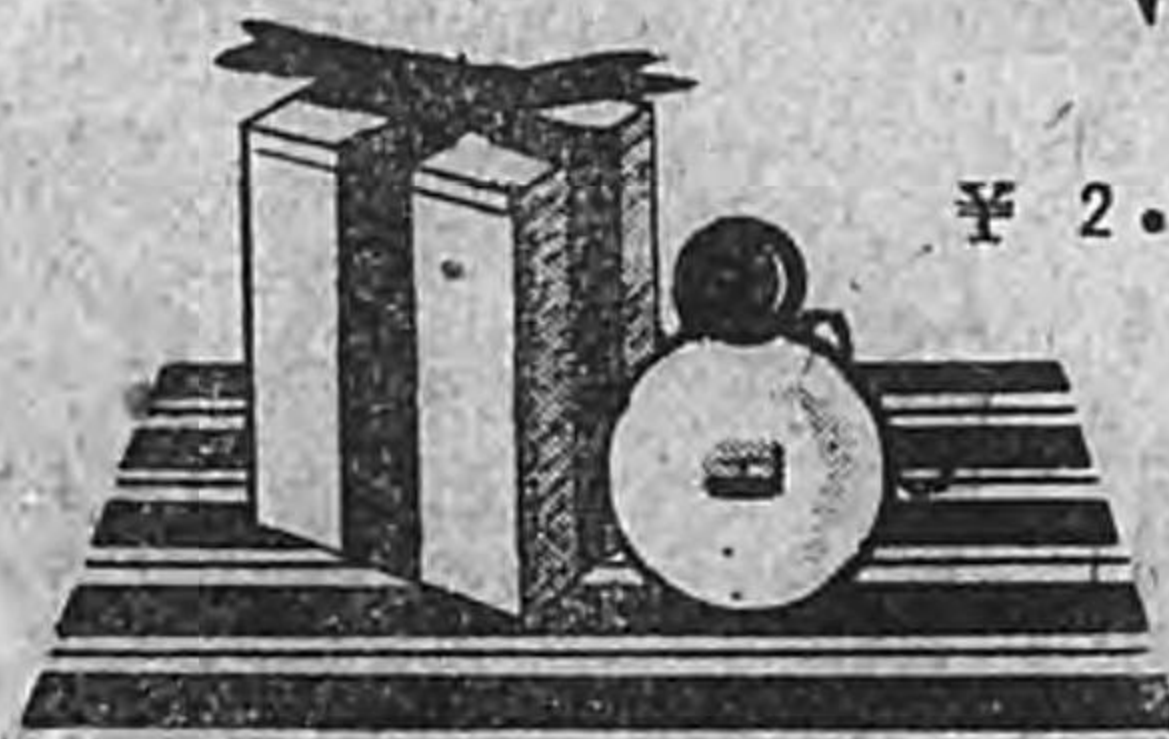
— 呈送報御グロタカ —

ゴヤ

新人の香水!

歌聲と趣味を表はす
清麗な薔薇香水
腹都として心を魅す
南歐の浪漫調

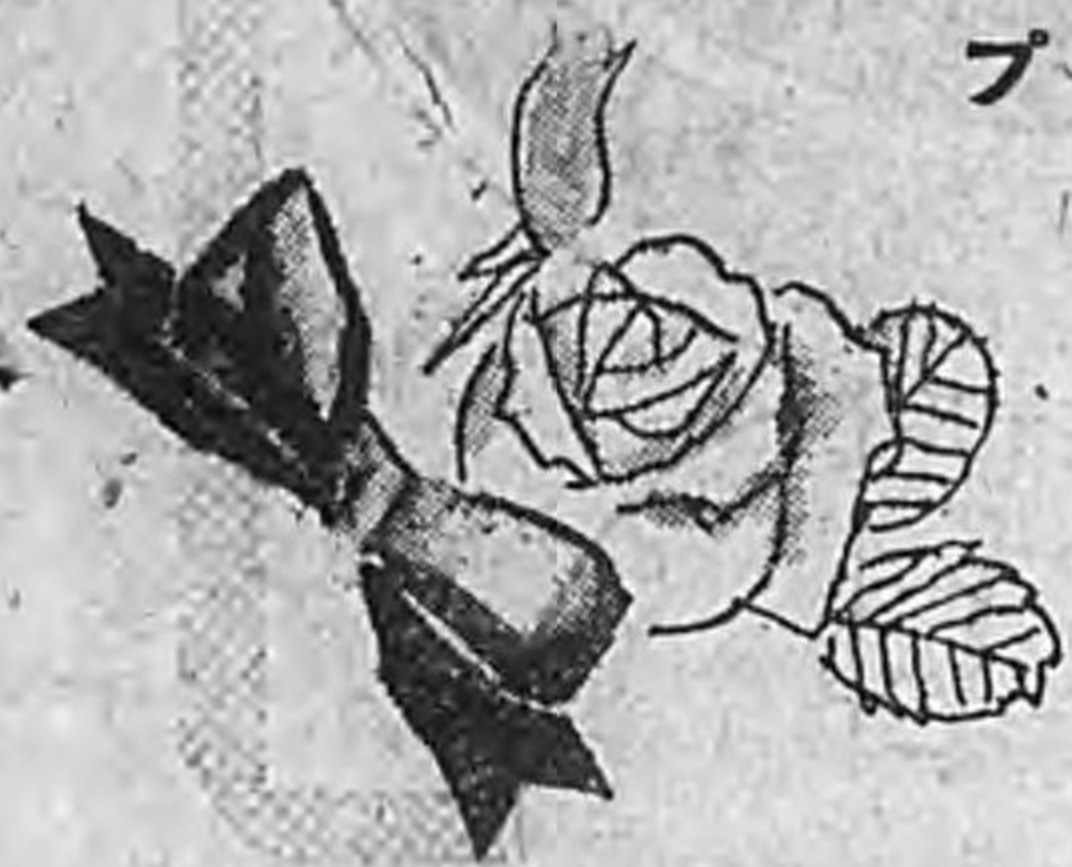
全國百貨店・有名化粧品店にあり



¥ 2.00

プチゴヤ

(携帯用) ¥ 1.00



發賣・東京・丸善

中綿のよ

西川のふとん

角橋本日京東
川 西

前年三十七百三 年九祿永業創



優良品廉價

衣具、ざぶとん、か、モスリン、各
 毛布、寝蓆、セ、セル、人子、婦人コート、種
 上布、麻糸、婦人子、供、洋、服
 草、筒、鏡、臺

東京	大阪	京都	神戶	名古屋	福岡	北九州	仙台	青森	岩手	秋田	山形	宮城	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	
支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店

名菓 ちぐさ

獨特の干菓子廿數種
取合せ確入の外に
風雅な陶器入も調製

名代 東まんじゅう

風流蘭花入しるこ

深山香

特製半生菓子

マ、ま、ま、ま

純日本菓子

紫 筑

銀座

五九二

銀電

ビールは
エビス
サッポロ
アサヒ
 特製 ユニオン

この四大ビールには麦芽糖 蛋白質
 アミノ酸 磷酸鹽など人體に必要な
 成分が ごく吸収され易いかたちで
 含まれてをります



大日本酒株式会社

兎

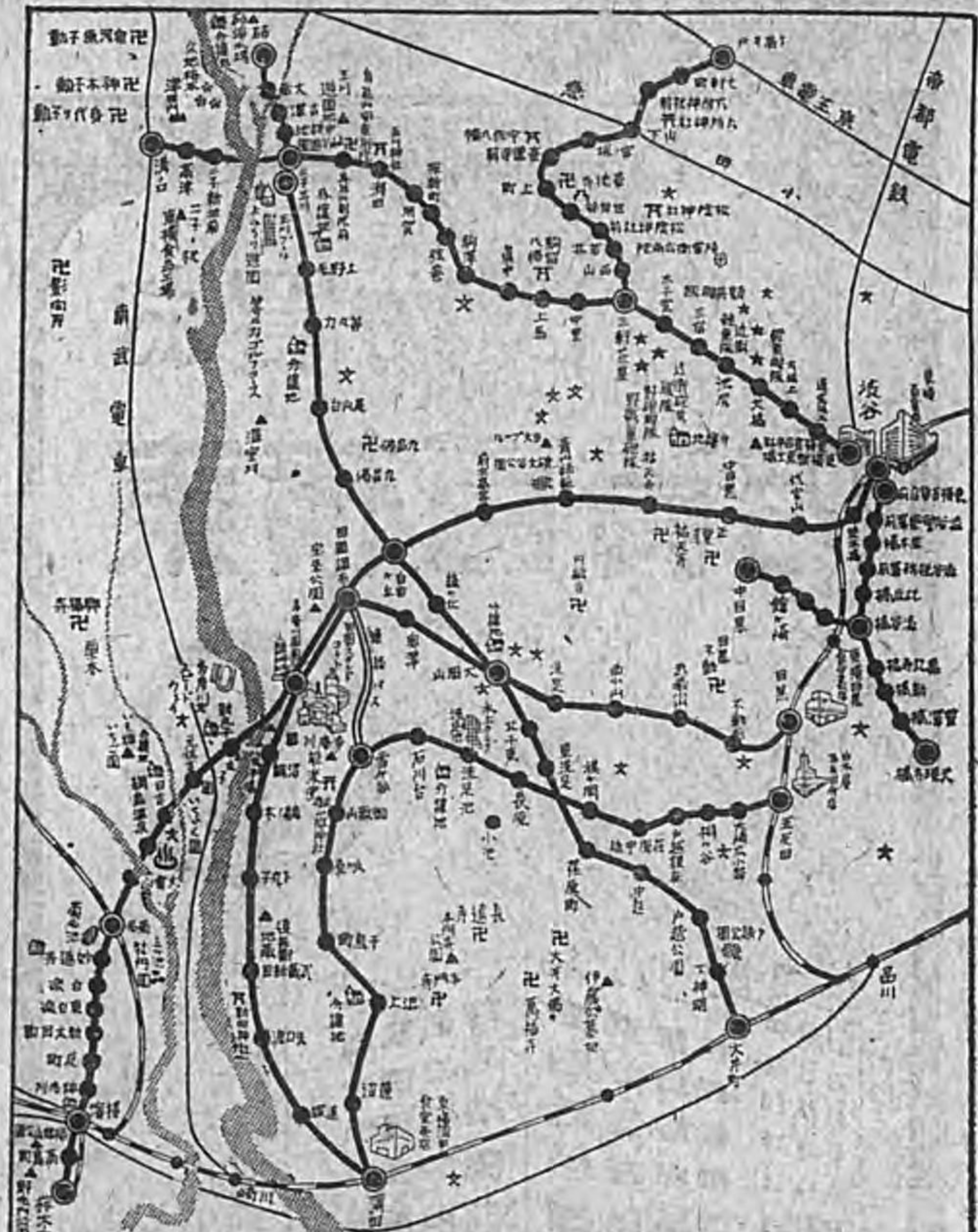
承り所五階

皇軍
 將士へ
 眞心こめた
 慰問品を
 お送りします

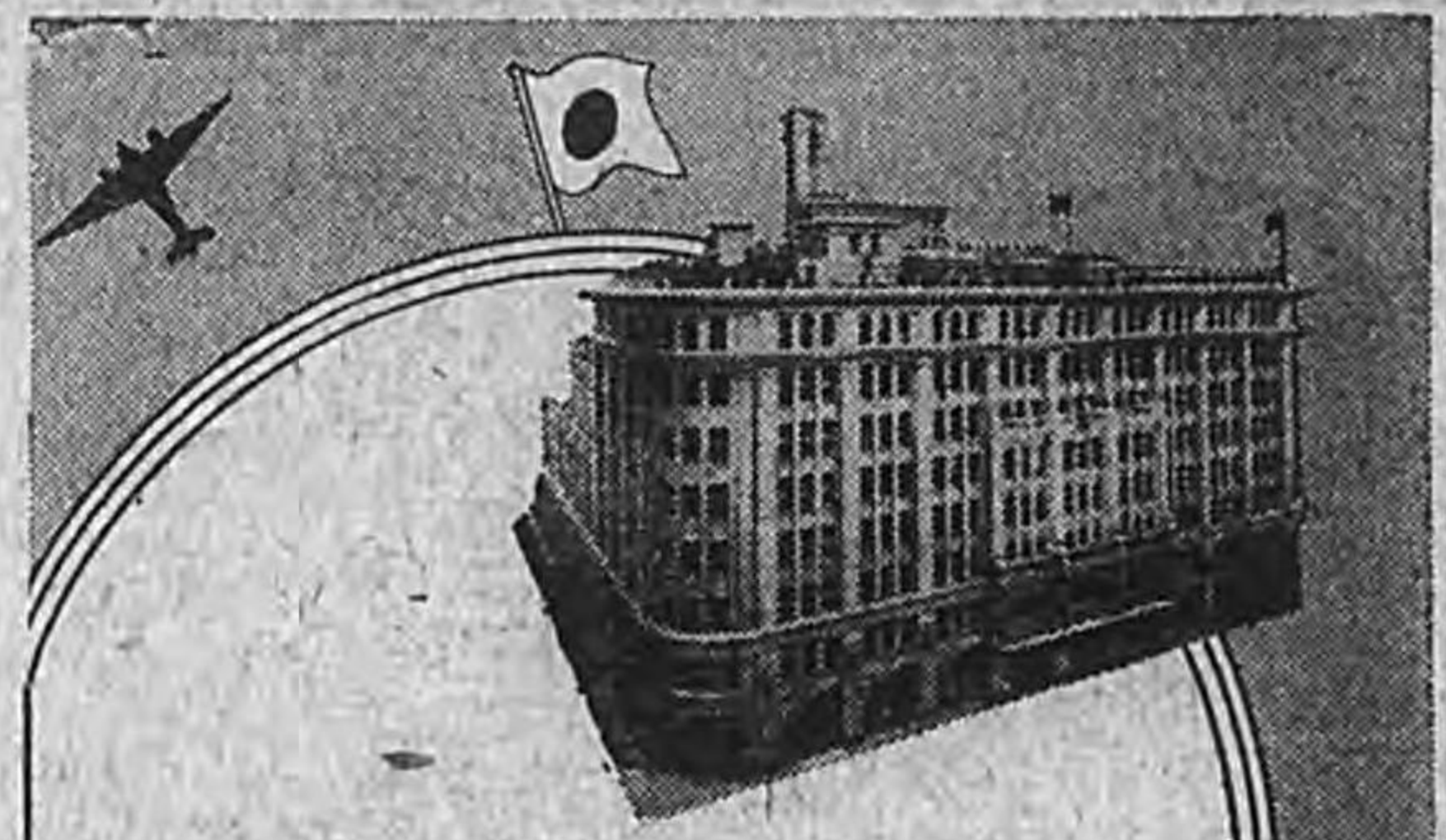


月曜週休

野澤屋 横濱



東横電車



一第濟經・一第用實
 へ屋島高は物買お

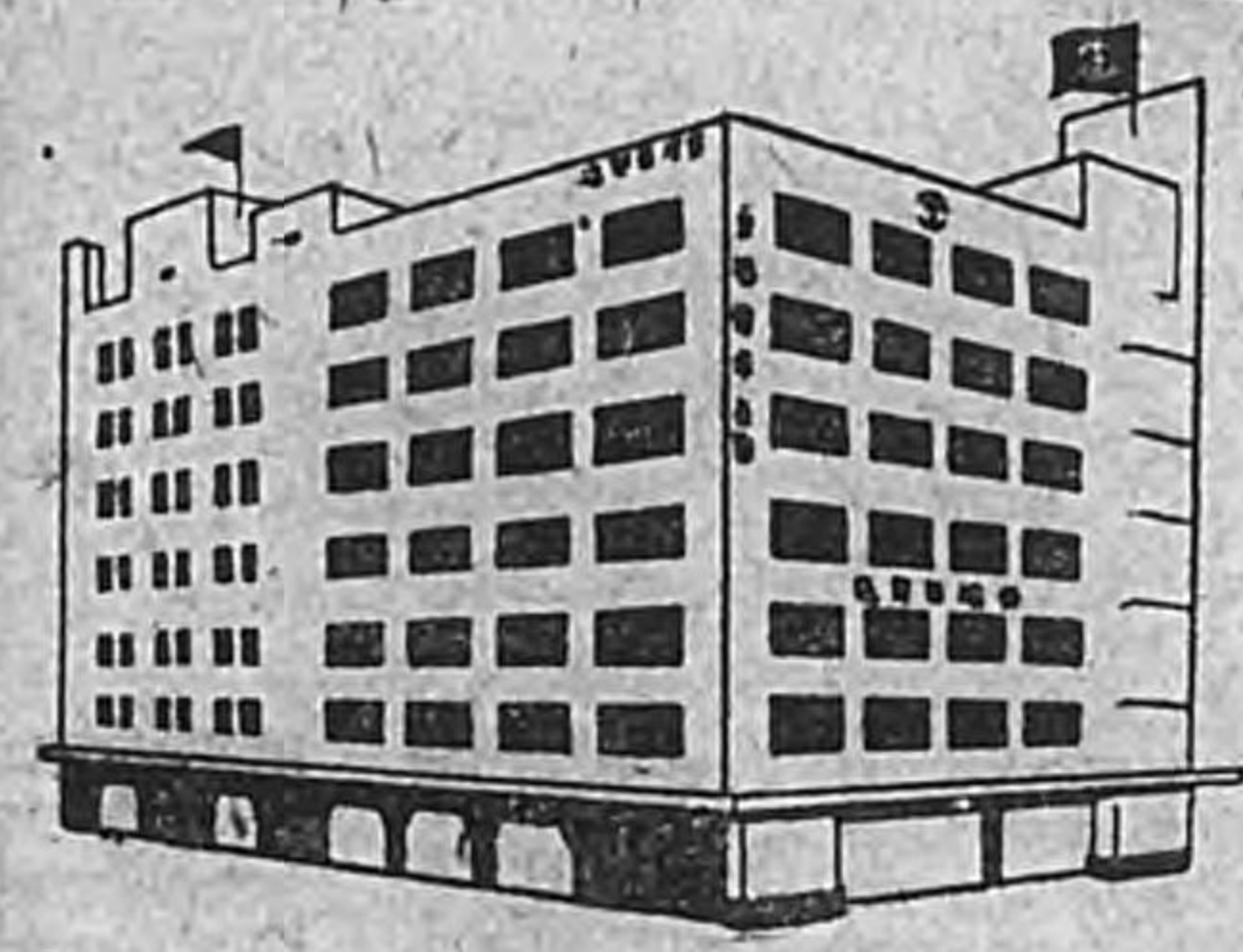


橋本日・京東
 屋島高



お買物 東横百貨店

東京・澁谷



各種自動車部分品

米國製ベトリックピストンリング
東 日 本 總 代 理 店
純國産パワートラックテリ製造發賣元
各種電機部分品製造發賣元
スピード式飛沫除器製造發賣元

末廣商會本店

辻村要次郎

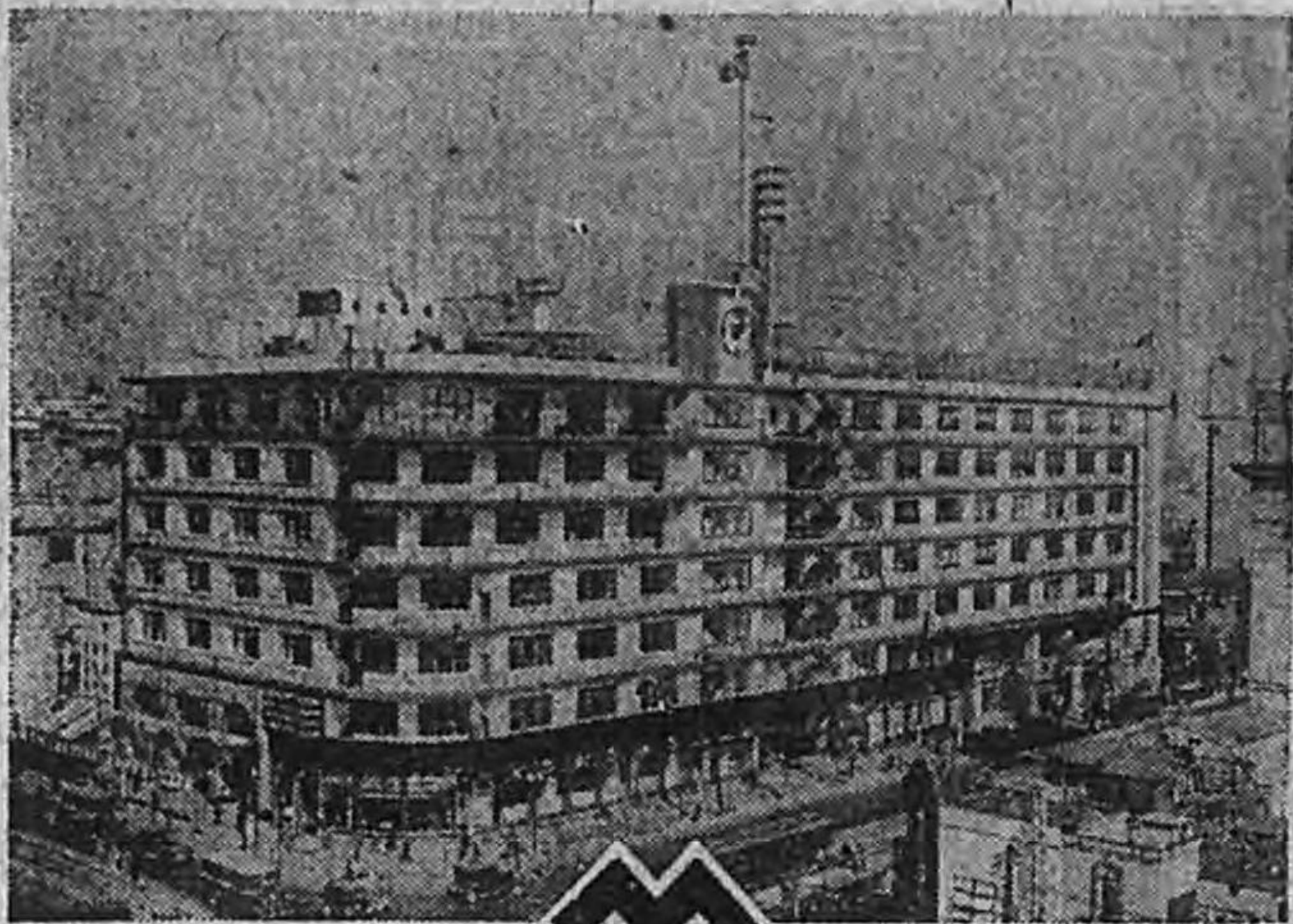
東京市芝區明舟町一番地
電話芝(43)六五六・七五六番
出張所 天津花園街
奉天大和區信濃町五

製紙原料

村川善

店主 村瀨瀧治

神田區鎌倉町七番地
電話神田(25)四三二四番



株式會社

白

木

屋

本店 東京日本橋
分店 大森 大塚
五反田 錦糸堀

白木商事株式會社

昭和製藥株式會社

本社 東京日本橋
工場 王子 赤羽 町

東亞興行株式會社

本社 東京日本橋
劇場 日本橋 大塚

株式會社

や

ま

と

本社 東京日本橋
食堂 日本橋 大塚

株式會社

實業百貨店

本社 上海 吳淞
支店 南京 杭州 漢口 九江
青島 天津 濟南 南昌
分店 嘉興 松江 湖州

各種自動車其他內燃機關
改造修繕 酸素溶接
自動車電氣修繕外一式

中村自動車修繕工場

東京市芝區新橋六丁目五番地ノ一
電話(銀座) 三九一五番(呼)
芝 4357 一六〇二番(呼)


 JAKO-SIKA
 麝香クリーム
 麝香ポールドクリーム
 麝香水
 麝香粉
 白粉

古來の名香
 高 貴
 麝香
 香水



中央化粧品研究所

東京市渋谷区鶯谷町四十五
 電話・渋谷・三六八四番

孔雀印印刷工業

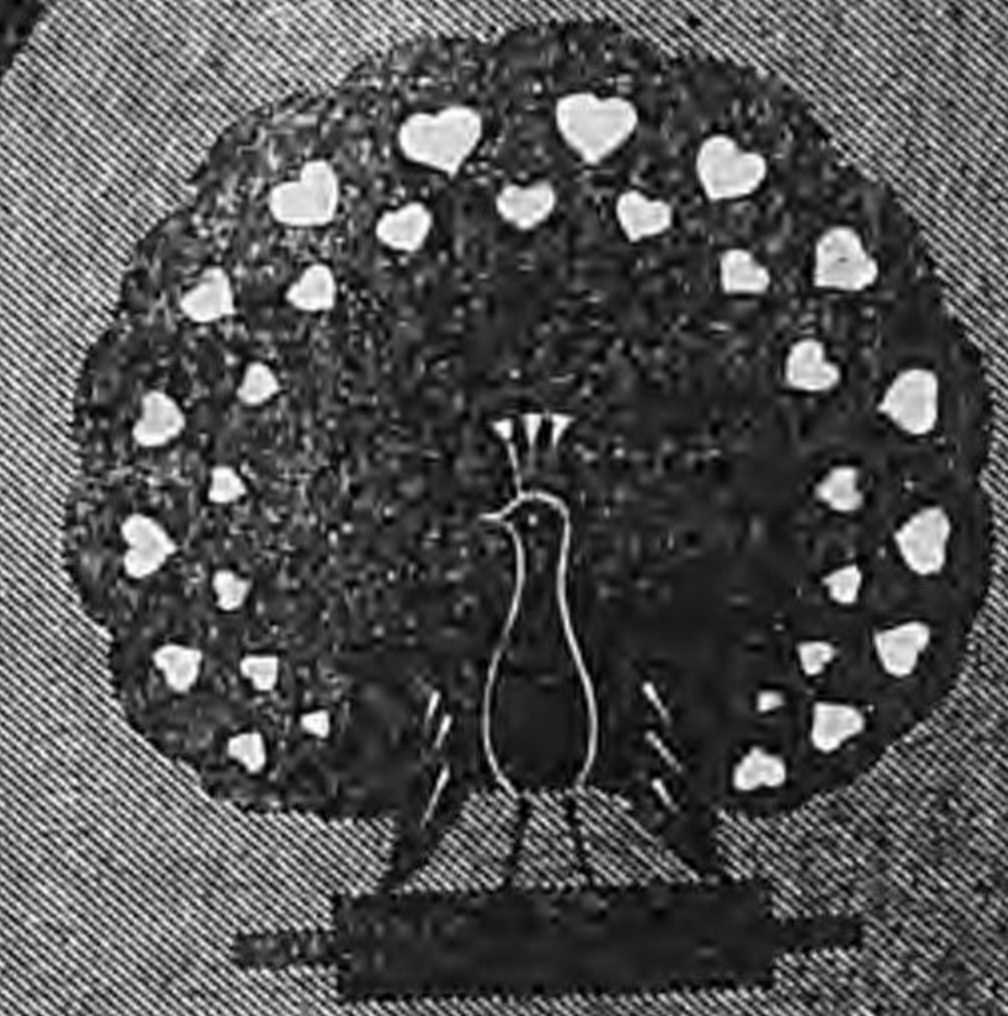
株式会社

諸星千代吉商店

横浜市中区西久保町百〇番地

支店 東京 大阪 名古屋 福岡
大連 奉天 天津 上海

工場 横浜 保土ヶ谷



145

P. 3747 削除
381

年五十和昭

圖書
1816
永久保存

324 } 鑑
327 } 指導的注意
年 民 國
一 目 要 一

終院(村山)
十月十日午後二

昭和十五年略曆	卷頭	陸軍戰績統計	四六一—四七
皇室典範法	一九三	統後の活動狀況	四一七—四三
宮廷	三三—三	ノモンハン事件	四三—四四
御位勳章	三三—三	新支那	四四—四四
御歴代皇居及御陵	三三—三	事變關係重要法令	四四—四四
世界重要年記	四一—四三	交通・通信	四七—四八
天文・年象	五—八	神社・宗教	四九—五〇
土地・人口	八—一〇	教育・學術	五一—五二
政治・行政	一〇—一七	道府縣・都市	五二—五五
外交・列國情勢	一七—一七	六大都市	五六—五六
列國の元首	一七—二〇	社 會	五六—五六
本邦駐劄各國大使	二〇—二二	外地・海外發展	五六—五六
各國の内閣大臣	二二—二九	滿洲	五六—五六
財政・易	二九—三〇	スホ	五六—五六
金銀・融	三〇—三三	美術・學藝	五六—五六
商 業	三三—三五	趣味・娛樂	五六—五六
農 業	三五—三六	家庭・知識	五六—五六
畜 産	三六—三六	便 覽	五六—五六
水 産	三六—三六		
林 業	三六—三六		
工 業	三六—三六		
陸軍・海軍・航空	三六—三六		
支那事變日誌	三六—三六		

官廳職員錄・市長	八九—九五
貴・衆兩院議員	九五—九五
人名錄(有爵者)覽其他	九五—九五
主要諸團體・新聞雜誌	九五—九五
哀 悼 錄	九五—九五

實用品廉價
—屋坂松の樣皆—



東京上野
東京銀座
靜岡
名古屋
大阪

松坂屋

目次

昭和十五年略歴 卷頭
 憲法發布勅語 一
 大日本帝國憲法 二
 皇室典範 三
 立儲令 三
 官廷 三
 大日本皇室 三
 皇族 三
 朝鮮王族及公族 三
 皇族降下の皇族 三
 華族に降嫁せられたる皇族 三
 宮城 三
 皇宮・御所 三
 離宮・御用邸 三
 御禮場 三
 宮中杖・宮中席次 三
 前官禮遇 三

歴代宮内大臣 三
 内大臣府・歴代内大臣 三
 樞密院の職掌 三
 歴代樞密院議長 三
 歌會始 三
 高級有位者 三
 高級勳章者 三
 爵位・勳章 三
 有爵戶數 三
 有位人員 三
 勳章佩用人員 三
 旭日勳章年金 三
 記章佩用人員及賜杯 三
 褒章受領人員 三
 褒狀・賞杯・金員表彰 三
 金鷄勳章年金 三
 勳章視察人員 三
 恩給扶助料受領權人員及金額 三
 位階・勳章 三
 記章・褒章 三
 金鷄勳章叙賜條例改正 三
 文化勳章・勳章略綬 三
 皇大神宮大麻頒布數 三

勳記の御稱號を統一 三
 對外文書の御記載「日本天皇」御稱呼御改めらる 三
 國葬令・國葬 三
 文化勳章拜受者 三
 宮中諸儀式祭典參列員の服裝 三
 支那事變從軍記章制定 三
 御歴代皇居及御陵 三
 世界重要年紀 三
 一年史 三
 天文氣象 三
 氣候狀態 三
 暴風雨 三
 雷雨・地震 三
 昭和十三年中の内地に於ける最高最低氣壓氣溫及最大降水量 三
 地方別地震表・地球磁氣全國氣象摘要表 三
 風力・地震の強さ・日本の地震帶 三
 本邦大地震年表 三

火山現象 三
 活休火山噴火年代 三
 列國都市の氣溫及雨量・週期彗星 三
 大氣の成分・太陽のウオルフ黒點表・太陽系太陽紅斑概況 三
 天文學上の發見 三
 主なる天文臺 三
 土地・人口 三
 土地 三
 帝國の位置 三
 帝國の周圍と面積 三
 新南群島の位置・範圍 三
 島の面積 三
 御料地・民有地・年期地道府縣面積・世帯數及び人口 三
 本邦の主なる高山 三
 本邦の主なる火山 三
 本邦の主なる河川 三
 本邦の主なる湖沼 三
 本邦の主なる峠 三
 國立公園 三

世界の高山 二四
 世界の主なる島嶼 二五
 世界の主なる湖沼 二六
 世界の大河 二六
 世界の主なる運河 二六
 世界の最高及最低地點 二七
 各大陸本土の極點 二七
 人口 二七
 帝國の世帯及人口 二八
 昭和十年國勢調査人口 二八
 昭和十三年度の人口増加 二九
 産業別人口 二九
 人口自然増加 二九
 婚姻種類別・婚姻年齡別 三〇
 全國婚姻平均年齡 三〇
 婚姻・離婚の情態 三〇
 夫婦關係期間別離婚數・出生兒身分別 三一
 乳兒死亡累年表 三一
 内地本籍人口 三一
 北海道アイヌ人口 三一
 婚姻・離婚・出生・死亡累年表 三一
 届出遅れを含めたる累年 三一
 出生・死亡總數 三一

死亡原因別 三三
 死亡年齡別 三三
 内地在留外人數 三三
 海外在留内地人數 三三
 内地在留外人職業別 三三
 各大陸の面積・人口 三三
 列國平均初婚年齡 三三
 列國の出生・死亡率 三三
 列國人口自然増加 三三
 政治・行政 三三
 昭和十四年政治史 三三
 政治體制 三三
 物價問題・農村問題 三三
 貿易問題・政黨 三三
 國民再編成問題挫折 三三
 首相政黨代表と懇談 三三
 外務省外交顧問設置 三三
 轉業對策部官制の施行 三三
 字垣外相突如辭職 三三
 專任外・拓兩相補充決定 三三
 科學審議會初總會 三三
 總動員法第十一條問題 三三
 初の興亞院會議 三三
 十一月三日の政府聲明 三三

御前會議開催 三三
 近衛内閣總理大臣談話 三三
 議會制度審議會 三三
 近衛内閣から平沼内閣へ 三三
 平沼首相就任聲明 三三
 近衛首相聲明 三三
 第七十四議會 三三
 無任所相問題 三三
 國民精神總動員強化策 三三
 内閣參議院並補充決定 三三
 定各相職務官決定 三三
 退、折兩相の補充決定・物動計畫成る 三三
 十五年度豫算編成方針決る 三三
 歐洲情勢に對處する帝國の方針決定 三三
 生産力擴充計畫の一部發表・軍事保護院新設 三三
 歴代内閣更迭表 三三
 歴代内閣 三三
 貴族院の組織 三三
 歴代貴族院議長及副議長 三三
 議會並衆議院議長副議長 三三

衆議院解散一覽 三三
 衆議院議員黨派別 三三
 衆議院議員年齡別 三三
 衆議院議員職業別 三三
 貴族院議員數 三三
 多額納稅議員 三三
 立憲政友會 三三
 立憲民政黨 三三
 國民同盟 三三
 社會大衆黨 三三
 國粹大衆黨 三三
 東方會 三三
 衆議院議員選舉 三三
 第廿回總選舉各派立候補者各府縣別 三三
 第廿回總選舉全國有權者各派當選者數・各派府縣別當選者數 三三
 第廿回總選舉各派別得票一覽 三三
 解散直前の各派勢力表 三三
 全國各道府縣投票者並棄權歩合調 三三
 選舉區 三三
 法定選舉運動費用額調 三三

貴衆兩院勸議議員表彰 一六九
選舉運動期間 一七〇
列國議員及選舉有權者 一七〇
議會開會前の兩院の勢力 一七二
行政
内閣官制・各省官制通則 一七二
官廳別文官人員 一七三
文官人員累年表 一七三
文官俸給累年表 一七三
高等官俸給 一七三
判任官月俸表 一七四
宮内判任官月俸表 一七四
恩給扶助料受領者 一七四
年金恩給拂渡高 一七四
外交・列國情勢
駐日支那大使館引上 一七五
在支第三國人生命財產保護方關係國宛申入れ 一七五
佛蘭の西沙島占有問題・漢口の外國權益尊重 一七五
聯盟理事會の招請狀一覽 一七五
聯盟諸機關との協力終止 一七五
戰區擴大に關し關係國へ 一七五

申入れ 一七六
揚子江航行問題・帝國の對米回答 一七六
英も米と共同歩調・佛國も共同動作 一七六
佛國我がアグレンマンを拒否す・新南群島の編入・佛大使抗議 一七六
上海租界問題で對英米申入れ 一七六
聯盟理事會 一七六
日ソ漁場問題の交渉・漁業條約改訂交渉 一七六
ソ聯北極太利權事業壓迫 一七六
日滿伊三國貿易協定 一七六
日獨文化協定締結 一七六
日獨文化協定締結 一七六
洪牙利の滿洲國承認・滿洲國・洪牙利の防共協定參加 一七六
日伊文化協定締結 一七六
西班牙の防共協定參加・帝國スロバキヤ國承認 一七六
張鼓峯事件 一七六
佛國輸入稅率變更の緊急大統領令・佛國の對日輸出に關する告示 一七六

出に關する告示 一七六
チエコの反獨に抗議・英獨間新貿易財政取極 一七六
ソ聯最高會議選舉結果 一七六
英皇帝訪佛と英佛外交 一七六
獨、英佛會議に先手・伊洪會議・伊太利のアルバニア合併・獨羅通商協定成立 一七六
チエコ問題 一七六
スペイン問題・獨伊輻軸チリ・聯盟脫退・グエネズエラ聯盟脫退・チリの暴動・米の對日輸出禁止委員會設立・グアム島防備案・メニカラグア間に援助協定成立 一七六
汎米會議・リマ宣言 一七六
天津事變發生經過 一七六
日英東京會議 一七六
俄獨・ソ接近 一七六
獨・波突如開戰 一七六
第二次歐洲大戰勃發 一七六

條約正文 一七六
戰爭放棄に關する條約 一七六
支那に關する九ヶ國條約 一七六
日・ソ漁業條約 一七六
列國の元首 一七六
在本邦各國大使 一七六
各國閣員 一七六
財政・經濟
財界の一年 一七六
金 一七六
爲替 一七六
物價・起債界 一七六
事業界 一七六
貿易 一七六
財政
一般會計歳入歳出 一七六
一般會計歳入歳出 一七六
一般會計歳出歳入別 一七六
各特別會計豫算 一七六
國債發行・償還・現在高 一七六
大藏省預金部狀況 一七六
預金部資金運用 一七六
租稅一戸當負擔額 一七六
地租納額別人員 一七六

所得稅納額別人員 一八〇
第三種所得決定額 一八〇
一人當内國稅負擔額 一八〇
物品稅豫算及課稅額 一八〇
臨時資金調整實績 一八〇
國稅總覽 一八〇
十一年度貿易外收支表 一八〇
國際貸借帳尻累年表 一八〇
租稅負擔累年比較 一八〇
帝國の國富 一八〇
昭和五年國民所得 一八〇
國有財產 一八〇
國債負擔會計別 一八〇
外債輸入現在高 一八〇
列國の歳入歳出 一八〇
列國の國富・列國の國債 一八〇
列國の國民所得 一八〇
貿易
外國貿易累年表 一八〇
重要輸出品・重要輸入品 一八〇
月別貿易額 一八〇
輸出入額相手國別 一八〇
輸出入港別表 一八〇
金貨及地金輸出入額 一八〇
人造絹織物輸出入額 一八〇

ス・フ織物輸出入額 一八〇
綿布國別輸出入高 一八〇
棉花輸移入高 一八〇
列國の主要貿易港 一八〇
金
紙幣及銀行券流通高 一八〇
貨幣發行高 一八〇
日本銀行兌換券發行高 一八〇
日本銀行兌換券發行準備 一八〇
内譯 一八〇
日本銀行預金及貸出高 一八〇
正貨現在高・銀行概況 一八〇
全國總預金貸出高 一八〇
銀行異動累年表 一八〇
特殊銀行創立年月 一八〇
主要銀行會社利益率 一八〇
内地銀行會社損社數缺損金額 一八〇
全國金利高低 一八〇
日本銀行金利 一八〇
東京重要銀行金利率協定表 一八〇
大阪銀行集會所組合銀行金利率協定表 一八〇
全國各種銀行所有有價證 一八〇

券調 一八〇
郵便貯金・郵便貯金増加 一八〇
狀況・郵便年金契約高 一八〇
簡易保險累年表 一八〇
簡易保險成績 一八〇
信託會社・信託會社諸勸定 一八〇
擔保附社債信託契約 一八〇
無盡業々續 一八〇
商工組合中央金庫 一八〇
産業組合中央金庫 一八〇
市街地信用組合 一八〇
會社社債現在高 一八〇
銀行債券現在高 一八〇
内國保險會社成績 一八〇
外國保險會社成績 一八〇
東京及大阪の金利 一八〇
各種拂込金・手形交換平均不渡手形・重要株式平均利題 一八〇
各種債券利題比較表 一八〇
全國公社債概括一覽 一八〇
外國發行本邦公社債 一八〇
外國爲替相場 一八〇
世界主要國紙幣流通高 一八〇

世界主要國正貨準備高 一八〇
列國の郵便貯金 一八〇
商
會社概況・組織別會社數 一八〇
株式會社資本調 一八〇
株式會社資本金別 一八〇
會社營業狀況 一八〇
會社營業細則 一八〇
銀行會社計畫資本金別 一八〇
東京期米先物相場 一八〇
清算取引米賣買高受渡高 一八〇
綿絲相場・横濱生絲清算先物相場 一八〇
東京銀行集會所社員銀行業務成績 一八〇
興銀中小商工資金貸出狀況・全國倉庫在荷金高 一八〇
全國有價證券時價總額表 一八〇
取引所・會員組織取引所 一八〇
産業組合累年比較 一八〇
本邦産金額並政府日本銀行産金買入高 一八〇
政府金買上値段 一八〇
各國株價指數 一八〇
英・米金塊相場 一八〇

新市出現

六大都市

東京市

廣表・土地種別・建物棟數・新築家屋棟數・面積及推計世帯人口
 宅地實買價格
 宅地實買價格
 世帯數・人口の自然増加
 歴代市長・昭和十四年度
 歳入歳出豫算
 市債・水道用地・上水道給水・醫師藥劑師
 傳染病・神社・宗教
 校園總覽・圖書館
 青年團・青年學校
 防護團・社會事業施設
 經濟保護事業
 諸稅負擔一戸當平均
 人事相談取扱件數累年表
 人事相談取扱件數處理別累年比較・市内火災原因
 最近五ヶ年間興行場趨勢
 郵便及電信・小賣市場

東京市中央卸賣市場賣上高・交通
 本市の耕地面積
 農家戸數及人員・農産物
 火葬場・會社數・銀行・質屋及質物
 物品販賣店
 遊技場・選舉有權者各區別
 廣表・面積・人口・歴代市長・財政・諸稅負擔額
 在留外國人數・會社
 工場・外國貿易・交通
 道路橋梁・社會事業總覽
 水道・傳染病・瓦斯事業
 選舉有權者・名所舊蹟
 名古屋市
 廣表・土地種別・建物棟數・宅地實買價格・宅地實買價格・面積・人口・歴代市長・市財政・市債
 歳入歳出累年表
 在留外國人數・市内物價指數・上水道・醫療機關

傳染病
 墓地・市立小學校兒童數
 教員數・市立幼稚園・市立中學諸學校・縣私立中等學校・高等專門學校
 大學・圖書館・青年學校
 名古屋市青年團・選舉有權者確定數・商工業・主要工業物・工場労働者數及生産額・外國貿易・輸出
 輸入・道路延長・諸車・入港船舶・鐵道乘降人員
 電車・バス
 神社・宗教・史蹟名勝
 廣表・面積・人口
 歴代市長・財政・市債・諸稅・土地高低
 土地種別・建物戸數・外國貿易・學校・圖書館・青年團・神社及宗教
 交通・道路・公園數・商工業
 銀行預金及貸出累年比較

保險業概況・信託現在高
 水道・醫療機關・傳染病
 社會事業總覽・市設小賣市場賣上高・農家戸數・人口・水産業者・入港船舶・在留外國人數・在留外地人・職業紹介事業
 京都市
 廣表・歴代市長・民有地
 財政・市債・人口
 交通及運輸・銀行・會社
 工場及生産額
 公設市場賣上高・教育・神社・寺院・水道・醫療機關・傳染病
 公園・觀光里程表
 神戸市
 廣表・面積・人口・土地高低
 土地種別・校園總覽・圖書館・上水道消費量・醫療機關・在留外國人
 歴代市長・財政・神社・職・寺院教會・銀行會社
 會社營業別

社會

勞働問題

工場・工産總額・外國貿易・入港外航汽船國籍別
 噸降船客總數・諸車
 市營電車成績・諸稅負擔一戸當平均・市基本財産及積立金・市有財産・市債・社會事業施設・選舉有權者・職業紹介成績

賃銀手當賞與額
 賃銀指數累年比較・賃金及物價指數對照・東京諸職業賃金調
 未經驗労働者初給賃金の基準
 一般職業紹介成績・日傭労働者紹介成績・無料紹介事業狀況・船員職業紹介
 知識階級就職概況・勞働手帖交付狀況・寄宿舎の設けある工場職工數
 工場災害死傷者數・勞働調停概況
 勞働爭議地方別・勞働爭議業態別・勞働爭議要求事項別
 農民團體數及員數・小作人組合分布狀況
 小作爭議統計・小作爭議概況・小作爭議要求事項別
 小作爭議原因別・小作地引上其他小作權關係內譯

爭議發生地方別比較・列國の組織労働者
 列國の失業率・列國の生計費指數
 社會事業
 全國社會事業
 社會事業類別表・社會事業獎勵助成金・釋放人保護
 軍事扶助事業・軍事扶助道府縣別總括表
 公益質屋・社會事業資金融通額・住宅組合
 全國男女青年團
 軍事扶助事業・恩賜財團慶福會
 愛育會・三井報恩會・癩豫防協會
 福田會・濟生會
 衛生
 病院・醫師及藥劑師・藥種商製藥者及賣藥・產婆及看護婦
 種痘人員・水道・墓地及埋火葬・傳染病患者及死

者・本邦人平均餘命
 各國人平均壽命・四歳までの死因
 司法官署及刑務所・有罪犯人種別・檢事取扱捜査事件・犯罪捜査の端緒・豫審事件總件數・第一審裁判事件
 陪審事件・控訴事件總件數・上告總事件數・外國人に關する第一審刑事事件・起訴猶豫者・刑の執行猶豫者の保護
 少年審判所取扱件數・再犯當時の保護者別・刑法犯檢舉件數
 起訴猶豫者の執行猶豫者の再犯
 棄兒・女子就縛累年表・竊盜の晝夜別・在刑務所人員・受刑者刑名別
 受刑者刑名別
 警察犯處罰令

警察官署及警察官吏	六五九
全國内地對警備諸統計の對照	六六〇
警察取締に關する營業者有料興業調査觀覽者・遊廓	六六一
滿洲年輪別人數・行政執行處分・交通事故被害數・遺失拾得物・火災度數・火災の損害額・火災原因・自殺手段別・家出人收容所收容者・保護少年	六六二
外地の法制・氣候風土	六六三
住民・面積・現在人口・現在人口種別	六六四
婚姻及離婚數・出生死亡數・青年學校又は青年訓練所	六六五
位置・道行政區劃・人口累年比較・現住人口・國語を解する本島人・世帯人口概況・耕地面積	六六六
農業者戶口・主要農產物特用作物生産高・主要都市人口・林野面積・林産額・家畜及家禽	六六七
桑田面積・養蠶・總督府職員・歴代朝鮮總督・歲入歳出・水産・會社	六六八
許可鐵道數・工産額・國有鐵道・私設鐵道及軌道・船舶・保險業況・簡易生命保險・郵便貯金・警察官署及職員・電氣・瓦斯學校	六六九
警察衛生機關・傳染病・各刑務所在所人員・神社・宗教・輸入重要品價額・輸出重要品價額・對外貨物輸出入額・對内貨物輸出入額	六七〇
位置・本島の地勢・氣候・面積・人口・國語を解する本島人・現在人口・歴代臺灣總督・官公吏人員・歳入歳出・國稅總覽	六七二
田畑面積・農産生産總額	六七三
林野面積・林産物・製鹽	六七四
工業・貿易・港別輸出入額・教育・會社	六七五
鐵道・警察機關・神社及神職數・宗教別信徒數・主要都市人口・傳染病	六七六
沿革・地誌・位置・面積	六七七
土地處分面積・現在人口・戶口累年表・歴代樺太廳長官・樺太文官人員・歳入歳出・耕地面積・生産額	六七八
農業戶數・林産物・鐵道數・入港船及乗降客・脂肪・水産物	六七九
輸出入額・移出入額・鐵道・養蠶・會社・銀行・工業額	七八〇
電氣事業・學校・神社・神職・宗教・寺院・主要市街地	七八一
關東州	七八二
位置・面積・民政署市會街屯數	七八三
人口動態・日本人渡歸航者數・現在人口總數・國籍別人口・鐵道附屬地人口累年表・歴代關東長官・歳入歳出・關東局文官人員・農業戶數・耕地面積・穀類作付段別・農產物收穫高及價額	七八四
家畜及家禽數・林野面積・漁獲物・製鹽・鐵道數・工場數・工産物價額	七八五
大連港輸出入總額・内國貿易價額・外國貿易總價額・入港船舶隻數・鐵道教育・神社・宗教	七八六
位置・主要島面積	七八七
支那及管轄區域・地勢・氣候風土・人種風俗	七八八
人口・歴代長官・南洋廳文官人員・貿易・農業・家畜・水産	七八九

警察機關・傳染病・學校道路及鐵道・海運	六八二
海外發展	六八三
移民概觀・移民現況	六八四
海外在留本邦人數	六八五
關東州居住本邦人數・南洋委任統治地域居住本邦人數	六八六
職業別在外本邦内地人數	六八七
在外在留内地人累年表・海外渡航者・渡航地別移民渡航者	六八八
目的別・渡航許可官廳別移民渡航者	六八九
渡航許可員數・滿洲移民	六九〇
外地移植民	六九一
對外拓殖事業	六九二
日本棉花栽培協會業況	六九三
拓殖教養所・移住教養所	六九四
移植民學校・列國の移民	六九五
サンパウロ在留人	六九六
滿洲帝國	六九七
帝制實施・即位詔書	六九八
日滿國交に關する詔書・帝位繼承法公布に關する詔書・帝位繼承法・重要職員一覽	六九九
勳位・勳章・防共協定正式加盟	七〇〇
國家承認問題・面積人口面積・省別戶口・省別在留邦人數	七〇一
平均氣温及降水量	七〇二
耕地面積・農業人口省別農作物收穫高・棉花收量	七〇三
家畜飼養頭數	七〇四
國有林野面積及森林蓄積重要礦產物・漁業者戶數及人員	七〇五
水産物漁獲高・水産物製造高・鹽田及製鹽・工場數及び生産額	七〇六
財政經濟	七〇七
康徳六年度豫算・中央銀行紙幣發行額・國富・産金買上値段・銀行會社	七〇八
資本金現在高・銀行・對滿投資	七〇九
輸出入貿易總額・貿易國別表	七一〇
主要輸出品價額・主要輸入品價額・日滿貿易狀況	七一〇
本邦對滿洲國輸出品・本邦對滿洲國輸出品・開港場	七一〇
國有鐵道・國有鐵道概況	七一〇
自動車路線・定期航空路一覽	七一〇
教育・國軍の討匪戰果・協和會・軍事諮議院創設	七一〇
徵兵制度實施決定	七一〇
滿洲國北邊振興三年計畫	七一〇
滿洲國武官令公布・教員の官吏登用實施	七一〇
趣味・娛樂	七一〇
競馬・圍碁・將棋	八一〇
演劇界・映畫界・舞踊界	八一〇
家庭知識	八一〇

便覽

租稅率摘要	八五	慶弔電報料・同文例	八六
地租・所得稅・資本利子稅	八五	日滿電報・日華電報	八七
法人資本稅・營業收益稅	八六	外國電報・內國電話	八七
臨時利得稅	八六	郵便爲替	八七
外貨債特別稅・酒造稅	八七	振替貯金受拂料	八七
麥酒稅	八七	各國貨幣	八七
酒精及酒精含有飲轉稅	八七	度量衡比較	八七
清涼飲料稅・登錄稅	八八	ヤード・ポンド法・メー	八七
管牌稅・取引所稅・相續	八八	トル法換算法	八七
稅	八八	攝氏華氏寒暖計比較表	八七
有價證券移轉稅・印紙稅	八八	海里を哩に換算法・利子	八七
礦業稅・砂糖消費稅	八八	早見表	八七
織物消費稅・揮發油稅	八八	單利積算法・複利積算法	八七
狩獵免許稅	八八	日歩を年利に換算法	八七
臨時租稅增徴	八八	年利を日歩に換算法	八七
臨時租稅措置	八八	年	八八
支那事變特別稅	八八	年曆干支早見表	八八
租稅納期摘要	八八	帝都銅像名及所在地	八八
郵便電信電話略則	八八	諸屆書樣式	八八
內國郵便	八八	年中行事	八八
小包郵便料・特殊取扱料	八八	職員錄	八八
外國郵便・航空郵便	八八	各官廳高官	八八
國內電信	八八	警視廳管下警察署長	八八

地方廳	八六
東京市役所高級吏員・東	八七
京市會議員	八七
五大都市高級吏員	八七
全國市長一覽	八七
貴・衆兩院議員	八七

人名錄

有爵者一覽	九六
神道各派管長	九六
佛教各派管長	九六
基督教各派代表	九六
神社官司	九六
商工會議所會頭	九六
政黨・政派役員	九六
學術研究會議役員・會員	九六
慶福會・啓明會・海防義	九六
會・帝國學士院	九六
電氣化學協會・大日本體	九六
育協會・國際文化振興會	九六
日本學術振興會	九六
文藝家・日本畫家	九六
洋畫家・彫刻家	九六
工藝家・洋樂家・舞踊家	九六
俳優（歌舞伎・新派・喜	九六

主要團體

學術文化團體	一〇九
經濟產業團體	一〇九
政治思想團體	一〇九
勞働農民團體・對外團體	一〇九
社交團體・社會事業團體	一〇九
教化團體・宗教團體	一〇九
軍事關係團體・青少年團	一〇九
體	一〇九
法曹團體・趣味團體・美	一〇九
術團體・運動體育團體	一〇九
音樂機關團體・演奏團體	一〇九
婦人團體	一〇九
新聞通信社	一〇九
哀悼錄	一〇九

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕力祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕力意ヲ奉體シ朕力事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐

帝國憲法

朕力親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕力祖宗ノ惠撫慈愛シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ朕力後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕力之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕力子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ誓フサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ

必要ナル時宜シ見ルニ至ラハ朕及朕力繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ取り之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕力子孫及臣民ハ敢テ之ヲ變更テ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕力在廷ノ大臣ハ朕力爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕力現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名

明治二十二年二月十一日	
內閣總理大臣	伯爵 黒田清隆
樞密院議長	伯爵 伊藤博文
外務大臣	伯爵 大隈重信
海軍大臣	伯爵 西郷從道
農商務大臣	伯爵 井上馨
司法大臣	伯爵 山田顯義
大藏大臣兼內務大臣	伯爵 松方正義
陸軍大臣	伯爵 大山巖
文部大臣	子爵 森有禮
逓信大臣	子爵 榎本武揚

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇太子孫之ヲ繼承ス
第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ閉會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル爲メ緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會ニ於テ承諾セザルトキハ

政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲メニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲メ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發シシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル
第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命

第二章 臣民權利義務

第十七條 操政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
操政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ
第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得
第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス
第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ
第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定ムル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ
第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定ムル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレコトナシ

長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラレヘシ
第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス
第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得
第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得
第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得
第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケタルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得
第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ實ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定ムル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルコトナシ
第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ
公益ノ爲メ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限リニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得
第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨ケルコトナシ
第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セザルモノニ限リ軍人ニ準行ス

ニ依リ皇族華族及勳任セラレタル議員ヲ以テ組織ス
第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス
第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得
第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス
第四十條 兩議院ハ法律又ハ其他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス
第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ
第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅令ニ依ル
第四十四條 帝國議會ノ閉會閉會會期ノ延

長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラレヘシ
第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス
第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得
第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得
第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得
第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケタルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得
第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ實ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル處

帝國憲法

一七

シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラ
ルヘシ
第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ
内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院
ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コトナシ
第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タ
リトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ
得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其
ノ責ニ任ス
凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國
務大臣ノ副署ヲ要ス
第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ム
ル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務
ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律
ニ依リ裁判所之ヲ行フ
裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格
ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス
裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由
ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ懲戒

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更
スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ
他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス
國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク
外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝
國議會ノ協贊ヲ經ヘシ
第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ
之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス
第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ
以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シ

ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス
但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アル
トキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以
テ對審ノ公開ヲ停止ムルコトヲ得
第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモ
ノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權
利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ
別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁
判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受
理スルノ限ニ在ラス

タル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾
ヲ求ムルヲ要ス
第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘ
シ
第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ
毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要ス
ル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス
第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定
ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政
府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナク
シテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコ
トヲ得ス
第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ
年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊
ヲ求ムルコトヲ得
第六十九條 避ケヘカラサル豫算ノ不足ヲ
補フ爲メ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ
費用ニ充ツル爲メ豫備費ヲ設ケヘシ
第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲メ緊急ノ
需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政
府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルト
キハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲ス
コトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國
議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セ

ス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ
前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ
第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計
検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報
告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之
ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正ス
ルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝
國議會ノ議ニ付スヘシ
此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ議員三
分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開
クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多
數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコ
トヲ得ス
第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ
議ヲ經ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更ス
ルコトヲ得ス
第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置ク
ノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱
ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セザ
ル現行ノ法令ハ總テ遡由ノ效力ヲ有ス

皇室典範

歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ
命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル
天佑ヲ享有シタル我が日本帝國ノ寶祚ハ萬
世一系歷代繼承シ以テ朕力躬ニ至ル惟フニ
祖宗肇國ノ初大憲一ダヒ定マリ昭ナルコト
日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニ
シ皇家ノ成典ヲ創立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏
固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典
範ヲ裁定シ朕力後嗣及子孫ヲシテ遵守スル
所アラシム
御名御璽
明治二十二年二月十一日

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ
男系ノ男子之ヲ繼承ス
第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
第三條 皇長子ヲラサルトキハ皇長孫ニ傳
フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇
次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ
先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡
子孫皆在ラサルトキニ限ル
第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ
祖宗ノ神器ヲ承ク
第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ
之ヲ行フ
第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ
再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年
ヲ以テ成年トス
第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以
テ成年トス
第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太

子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太子トス

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ圖書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久キニ且ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及攝政顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

- 第一 親王及王
- 第二 皇后
- 第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第六 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第七 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及攝政顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セザリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及攝政顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第六章 太傅

第二十九條 攝政ハ皇族會議及攝政顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ女王女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宜賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁葬去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇

族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國籍ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割譲與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ攝政顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依

皇室典範・皇室典範增補

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族ノ相互民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訴訟ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族遺產ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男

第十二章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宜賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇太子皇太子妃又ハ他ノ繼承タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王女王王妃ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ低觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財產喪失及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ增補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及攝政顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範增補

(明治四十年二月十一日)

天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國皇族ノ成典ハ祖宗ノ洪範ヲ祖述シテ敢テ違フコトアルナシ而シテ人文ノ發展ハ寰宇ノ通運ニ隨ヒ制度ノ燦爛ハ條章ノ增廣ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ祖宗ノ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以ノ良圖ヲ惟ヒ且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分義ヲ昭ニセムコトヲ欲シ故ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ親テ皇室典範増補ヲ裁定シ朕カ子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ懲ルコトナキヲ期セシム

皇室典範増補

- 第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ皇族ニ列セシムルコトアルヘシ
第二條 王ハ勅許ニ依リ皇族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ皇族ノ養子トナルコトヲ得
第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス
第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ
前項ニヨリ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル
第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ親ヘシ

皇室典範増補

(大正七年十一月二十八日)

朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ祖述シ時ニ隨ヒ宜チ制シ以テ國運ノ進展ニ順應スルハ皇考ノ宏謀ニシテ朕ノ率循スル所ナリ今ヤ皇族ノ成典ヲ增廣スルノ要ヲ認メ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ親テ皇室典範増補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム
皇室典範増補
皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

立儲令 (明治四十二年二月十一日)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ親テ立儲令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
立儲令
第一條 皇太子ヲ立ツルノ禮ハ勅旨ニ由リ之ヲ行フ
第二條 皇太子ノ禮ヲ行フ期日ハ宮内大臣之ヲ公告ス
第三條 皇太子ノ禮ヲ行フ當日之ヲ賢所皇靈殿神祇先帝ノ山陵ニ奉幣セシム
第四條 皇太子ノ禮ハ附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ於テ之ヲ行フ
第五條 皇太子ノ禮ヲ行フ當日之ヲ公告ス
第六條 皇太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共ニ賢所皇靈殿神祇ニ謁ス
第七條 皇太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共ニ天皇皇后太皇太后皇太后ニ朝見ス
第八條 皇太子ノ禮訖リタルトキハ宮中ニ於テ宴會ヲ賜フ
第九條 前各條ノ規定ハ皇太子立ツルノ禮ニ之ヲ準用ス (附式略ス)

大日本皇室

天皇陛下

第百二十四代、御名裕仁、大正天皇第一皇男子にまします、明治卅四年四月廿九日御降誕、同五月五日御命名、迪宮と稱し奉る。同四十二年四月廿八歳を以て學習院に御入學、大正元年九月九日陸軍歩兵少尉及海軍少尉に御任官、同三年四月學習院初等科御卒業、爾後東宮御所内東宮御學問所にて御修學、同三年十月卅一日陸軍歩兵中尉及海軍中尉、同五年十月卅一日陸軍歩兵大尉及海軍大尉に御累進、同五年十一月三日立太子式御舉行、同八年五月七日御成年式御舉行、同九年十月卅一日陸軍歩兵少佐及海軍少佐に御昇進、同十年三月三日御外遊、同十二年十月卅一日陸軍歩兵中佐及海軍中佐、同十四年十月卅一日陸軍歩兵大佐及海軍大佐に御昇進、大正十五年十二月二十五日御踐祚、昭和三年十一月十日即位禮を擧げさせ給ふ。

皇后陛下

御名良子、故久通宮邦彦王第一王女、明治三十六年三月六日御誕生、同四十二年四月十一日學習院女學部初等科御入學、大正七年御年十六歳にて東宮妃册立の御沙汰あり、學習院女學部中等科御退學、爾後御學問所にて御修學、大正十三年一月二十六日御入興、皇太子妃とならせられ、大正十五年十二月二十五日皇后陛下とならせらる。

皇太后陛下

御名節子、故從一位大勳位公爵九條道孝第四女、明治十七年六月二十五日御誕生、同廿三年御年六歳を以て華族女學校に御入學、同廿二年八月御退學、同卅三年五月十日御入興、皇太子妃陛下とならせられ、大正元年七月三十日皇后陛下、大正十五年十二月二十五日皇太后陛下とならせらる。

皇太子殿下

御名明仁、繼宮と稱し奉り、今上陛下第一皇男子にまします。昭和八年十二月廿三日御誕生、同十二月廿九日御命名。昭和十年十一月二十八日御誕生、同十二月四日御命名。

皇女

第一皇女 成子内親王、照宮と稱し奉り、大正十四年十二月六日御誕生、日下女子學習院御在學中。
第二皇女 和子内親王、孝宮と稱し奉り、昭和四年九月三十日御誕生、日下女子學習院御在學中。
第三皇女 厚子内親王、順宮と稱し奉り、昭和六年三月七日御誕生、日下女子學習院御在學中。
第四皇女 貴子内親王、清宮と稱し奉り、昭和十四年三月二日御誕生。

皇弟

親仁親王、大正天皇第二皇男子(別項「皇族」の中に記し奉る)
宣仁親王、大正天皇第三皇男子(別項「皇族」の中に記し奉る)
崇仁親王、大正天皇第四皇男子(別項「皇族」の中に記し奉る)

皇叔母

昌子内親王、明治天皇第六皇女(別項「皇族」の中に記し奉る)
明子内親王、明治天皇第七皇女(別項「皇族」の中に記し奉る)
明子内親王、明治天皇第九皇女(別項「皇族」の中に記し奉る)

皇族 (昭和十四年)

秩父宮 (御住所赤坂區一番ノ一表町御殿)

雅仁親王 大正天皇第二皇男子、明治卅五年六月二十五日御誕生、初め淳宮と稱し奉る、大正十一年六月廿五日秩父宮の御稱號を賜はる、大正十一年七月二十八日陸軍士官學校卒業、同年十月二十五日大勳位に叙せられ、陸軍歩兵少尉に御任官、同十四年五月十日中尉に御進級、同年五月二十四日御渡歐、昭和二年一月十七日御歸朝、昭和五年三月六日大尉に御進級、昭和六年十一月二十八日陸軍大學校卒業、昭和七年九月一日參謀本部附勤務、昭和十年八月一日陸軍歩兵少佐に御進級、歩兵第三十一聯隊大隊長(弘前)御補任、昭和十一年十二月一日參謀本部附付らる。同十二年三月十八日、英國皇帝皇后兩陛下の戴冠式に、天皇陛下御名代として同妃殿下御同伴御參列のため御渡歐遊ばさる。同十三年三月一日歩兵中佐に御進級。同十四年八月一日歩兵大佐に御進級。

勢津子 (雅仁親王妃) 子爵松平保男姪、明治四十二年九月九日御誕生、勳一等。

高松宮 (御住所芝區高輪西臺町一番地)

宣仁親王 大正天皇第三皇男子、明治卅八年一月三日御誕生、初め光宮と稱し奉る、大正二年七月六日高松宮の御稱號を賜はる、同十三年七月海軍兵學校卒業、同十四年十二月一日大勳位に叙せられ、海軍少尉に御任官、昭和二年十二月一日中尉に御進級、昭和五年四月二十一日御渡歐、同年十二月一日大尉に御進級、昭和六年六月十一日御歸朝、昭和十年十一月一日參謀本部附勤務、昭和十一年三月六日大尉に御進級、歩兵第三十一聯隊大隊長(弘前)御補任、昭和十一年十二月一日參謀本部附付らる。同十二年三月十八日、英國皇帝皇后兩陛下の戴冠式に、天皇陛下御名代として同妃殿下御同伴御參列のため御渡歐遊ばさる。同十三年三月一日歩兵中佐に御進級。同十四年八月一日歩兵大佐に御進級。

伏見宮 (御住所麴町區紀尾井町四番地)

博恭王 故貞愛親王第一子、明治八年十月十六日御誕生、元帥海軍大將、大勳位、功四級、軍令部總長兼海軍將官會議員、朝子 (故博義王妃) 故公爵一條實輝第三女、明治三十五年六月二十日御誕生、勳一等。

博明王 故博義王第一子、昭和七年一月二十六日御誕生。

光子女王 故博義王第一女、昭和四年七月二十八日御誕生。

章子女王 故博義王第三女、昭和九年二月十一日御誕生。

山階宮 (御住所麴町區富士見町二丁目五番地ノ一)

武彦王 故菊麿王第一子、明治三十一年二月十三日御誕生、豫備海軍少佐、勳一等。

賀陽宮 (御住所麴町區三番町二番地ノ五)

恒憲王 故邦憲王第一子、明治三十三年一月二十七日御誕生、陸軍騎兵大佐、大勳位、陸軍大學校兵學教官兼陸軍騎兵學校教官同校研究部々員。

敏子 (恒憲王妃) 故公爵九條道實第五女、明治三十六年五月十六日御誕生、勳一等。

好子 (故邦憲王妃) 故侯爵醍醐忠順第一女、慶應元年十二月七日御誕生、勳一等。

邦壽王 恒憲王第一子、大正十一年四月二十一日御誕生、陸軍豫科士官學校御在學中。

日大尉に御進級、昭和六年六月十一日御歸朝、昭和十年十一月十五日少佐に御進級、昭和十一年十一月廿六日海軍大學校卒業、昭和十一年十二月一日軍令部出仕兼部員。

喜久子 (宣仁親王妃) 公爵德川慶光姉、明治四十四年十二月二十六日御誕生、勳一等。

三笠宮 (御住所赤坂區青山東御殿)

崇仁親王 大正天皇第四皇男子、大正四年十二月二日御誕生、初め禮宮と稱し奉る、昭和十年十二月二日三笠宮の御稱號を賜はる、同十一年六月廿九日陸軍士官學校卒業、同年十月一日大勳位に叙せられ、陸軍騎兵少尉に御任官、同十二年十一月一日騎兵中尉に御進級。

閑院宮 (御住所麴町區永田町二丁目二十番地)

載仁親王 故邦家親王第十六子、慶應元年十一月十日御誕生、元帥陸軍大將、大勳位、功二級、參謀總長。

智恵子 (載仁親王妃) 故公爵三條實美第二女、明治五年六月三十日御誕生、勳一等。

春仁王 載仁親王第二子、明治三十五年八月三日御誕生、陸軍騎兵中佐、大勳位。

直子 (春仁王妃) 故公爵一條實輝第四女、明治四十一年十一月七日御誕生、勳一等。

東伏見宮 (御住所澁谷區常磐松町一〇一番地)

周子 (故依仁親王妃) 故公爵岩倉具定第一女、明治九年八月二十九日御誕生、勳一等。

治憲王 恒憲王第二子、大正十五年七月三日御誕生。

章憲王 恒憲王第三子、昭和四年八月十七日御誕生。

文憲王 恒憲王第四子、昭和六年七月十二日御誕生。

宗憲王 恒憲王第五子、昭和十年十一月二十四日御誕生。

美智子女王 恒憲王第一女、大正十二年七月二十九日御誕生。

久通宮 (御住所澁谷區宮代町一番地)

朝融王 故邦彦王第一子、明治三十四年二月二日御誕生、海軍中佐、大勳位、橫濱航空隊副長。

知子女王 (朝融王妃) 博恭王第三女、明治四十年五月十八日御誕生、勳一等。

倪子 (故邦彦王妃) 故公爵島津忠義第七女、明治十二年十月十九日御誕生、勳一等。

邦昭王 朝融王第一子、昭和四年三月二十五日御誕生。

正子女王 朝融王第一女、大正十五年十二月八日御誕生。

朝子女王 朝融王第二女、昭和二年十月二十三日御誕生。

通子女王 朝融王第三女、昭和八年九月四日御誕生。

英子女王 朝融王第四女、昭和十二年七月二十一日御誕生。

久通宮 (御住所京都市上京區東櫻町)

靜子 (故多喜王妃) 故子爵水無瀬忠輔第一女、明治十七年九月二十五日御誕生、勳一等。

宮廷—皇族

家彦王 故多嘉王第二子、大正九年三月十七日御誕生。
德彦王 故多嘉王第三子、大正十一年十一月十九日御誕生。
梨本宮(御住所澁谷區美竹町四十一番地)
守正王 故朝彦親王第四子、明治七年三月九日御誕生、元帥
陸軍大將兼臨時神宮祭主、大勳位、功四級。
伊都子(守正王妃) 故侯爵島直大第二女、明治十五年二月
二日御誕生、勳一等。
朝香宮(御住所芝區白金臺町二丁目二十六番地)
煥彦王 故朝彦親王第八子、明治二十年十月二日御誕生、陸
軍大將、大勳位、軍事參議官。
孚彦王 煥彦王第一子、大正元年十月八日御誕生、陸軍歩兵
大尉、勳一等、陸軍大學校御在學。
千賀子(孚彦王妃) 伯爵藤堂高昭第五女、大正十年五月三日
御誕生、勳二等。
濱子女王 煥彦王第二女、大正八年八月二日御誕生。
東久通宮(御住所麻布區市兵衛町一丁目十三番地)
秘彦王 故朝彦親王第九子、明治廿年十二月三日御誕生、軍
事參議官、陸軍大將、大勳位。
聰子內親王(秘彦王妃) 明治天皇第九皇女、泰宮と稱し奉る。
明治二十九年五月十一日御誕生、大正四年五月十八日御結婚
勳一等。
盛厚王 秘彦王第一子、大正五年五月六日御誕生、砲兵中尉
勳一等。

彰彦王 秘彦王第三子、大正九年五月十三日御誕生、陸軍士
官學校御在學中。
俊彦王 秘彦王第四子、昭和四年三月二十四日御誕生。
北白川宮(御住所芝區高輪南町十七番地)
永久王 故成久王第一子、明治四十三年二月十九日御誕生、
勳一等、陸軍砲兵大尉、近衛野砲兵聯隊附、陸軍大學御在學
中。
祥子(永久王妃) 男爵徳川義想第二女、大正五年八月二十
六日御誕生、勳二等。
房子內親王(成久王妃) 明治天皇第七皇女、周宮と稱し奉る
明治二十三年一月二十八日御誕生、同四十二年四月二十九日
御結婚、勳一等。
道久王 永久王第一子、昭和十二年五月二日御誕生。
多惠子女王 故成久王第三女、大正九年四月十三日御誕生。
竹田宮(御住所芝區高輪南町十七番地)
恒徳王 故恒久王第一子、明治四十二年三月四日御誕生、勳
一等、陸軍砲兵大尉。
光子(恒徳王妃) 公爵三條公輝第二女、大正四年十一月六
日御誕生、勳二等。
昌子內親王(故恒久王妃) 明治天皇第六皇女、常宮と稱し奉る
明治二十一年九月三十日御誕生、同四十一年四月三十日御結
婚、勳一等。

朝鮮王族及公族

李王家(東京府—麹町區紀尾井町一番地)
昌德宮(京城府龍町)
昌德宮李王 故李太王第七子、明治三十年十月二十日御誕生
陸軍少將、大勳位、近衛歩兵第二旅團長。
同妃方子女王 梨本宮守正王第一女、明治三十四年十一月四日
御誕生、大正九年四月二十八日御結婚、勳一等。
王世子李玖 李王第二子、昭和六年十二月二十九日御誕生。
尹氏(故李王妃) 明治二十七年九月十九日御誕生、勳一等
李鍵公家(御住所澁谷區常磐松町一〇一)
朝鮮邸(京城府寬勳町)
李鍵公 李煥公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生、
陸軍騎兵大尉、勳一等、陸軍大學校研究部主事兼同校兵學教
官。
同妃誠子 伯爵廣橋真光家族、明治四十四年十月六日御誕生、
勳二等。
李 沖 李鍵公第一子、昭和七年八月十四日御誕生。
李 沂 李鍵公第二子、昭和十年三月四日御誕生。
沃子 李鍵公第一女、昭和十三年十二月十九日御誕生。
李 桐 故李太王第五子、明治十年三月三十日御誕生、大勳
位。
同妃金氏 明治十三年十二月二十二日御誕生、勳一等。
李鏞公家(別邸—澁谷區常磐松町一〇一)

宮廷—朝鮮王族及公族、臣籍降下の皇族

朝鮮邸(京城府雲泥町)

李鏞公 李煥公第二子、大正元年十一月十五日御誕生、陸軍
砲兵大尉、勳一等、獨立野戰重砲兵第八聯隊補充隊附、陸軍
大學校御在學中。
同妃贊珠 侯爵朴泳孝孫、大正三年十二月十一日御誕生、勳二
等。
李 清 李鏞公第一子、昭和十一年四月二十三日御誕生。
故李熹公妃李氏 明治十六年七月十日御誕生、勳一等。
故李煥公妃金氏 明治十一年七月十八日御誕生、勳一等。

臣籍降下の皇族

侯爵小松輝久 故北白川宮能久親王第四子、明治二十一年八月
十二日生、明治四十三年七月臣籍降下、海軍少將。
侯爵山階芳麿 故山階宮菊麿王第二子、明治三十三年七月五日
生、大正九年七月臣籍降下、陸軍砲兵中尉。
侯爵 朝頂博信 伏見宮博恭王第三子、明治三十八年五月二十二
日生、大正十五年十二月臣籍降下、海軍少佐。
侯爵筑波藤磨 故山階宮菊麿王第三子、明治三十八年二月二十
五日生、昭和三年七月臣籍降下、貴族院議員。
伯爵葛城茂磨 故山階宮菊麿王第五子、明治四十一年四月二十
九日生、昭和四年十二月二十四日臣籍降下、陸軍歩兵大尉。
伯爵東伏見邦英 故久通宮邦彦王第三子、明治四十三年五月十
六日生、昭和六年四月四日臣籍降下。
伯爵伏見博英 伏見宮博恭王第四子、大正元年十月四日生、昭
和十一年四月一日臣籍降下、海軍中尉。

らせ給ふ。
神嘉殿 三殿の西方にある御殿で新嘗祭を行はせられ、その南庭では元且の四方拜を行はせらる。

建天府 建安府、有光亭、懷遠府、惇明府、顯忠府と共に各戦役の戦利品、記念品御收藏、戦病死勇士の姓名寫眞御保存の聖慮より建設されたもので、建天府は明治二十七年八月日清戦役及臺灣征討のもの、建安府は明治三十七年日露戦役のもの、有光亭は威海衛の戦のもの、懷遠府は明治三十三年北清事變、惇明府は大正三十四年日獨戦争、顯忠府は昭和六七年の滿洲事變及上海事變を記念せらるるものが御保存になつてゐる。

吹上御苑 宮城内の御苑で、觀瀾亭、霜錦亭、寒香亭、駐春閣、吹上の御茶屋は徳川時代の亭であり、花蔭亭は昭和大典に際し全國官吏より献上せるもの、御苑内楓山には皇后宮御經營の御養蠶所がある。

御正門 通常二重橋と申上ぐ、北に坂下門西北に乾門、西南角に吹上門、牛藏門あり、此外舊本丸には内櫻田門、大手門、平川門、北桔梗門等がある。

皇宮・御所

京都皇宮(京都市上京區)桓武天皇平安御遷都から明治天皇の東京御遷都まで一千七十餘年間の皇居である。現在の皇宮は安政二年十一月に竣工したもので、紫宸殿、清涼殿、御常御殿、小御所、御學問所、宣陽殿その他の御殿があり、總面積二十七萬六千二百九十九坪。

青山御所(赤坂區)舊紀州家の別邸、明治六年英皇皇太后遷御あらせられ、同七年一月青山御所と稱す。

大宮御所(赤坂區)赤坂離宮、青山御所御料地内に在り、昭和五年五月御竣工、皇太后陛下御在所と定めせらる。

東宮御所(赤坂區)赤坂離宮御料地内に在り、昭和十一年十二月御竣工、昭和十二年三月廿九日皇太子殿下御移轉あらせらる。

仙洞御所(京都市上京區)京都皇宮外に在り。

新宮御苑(四谷區内藤町)舊信州高遠藩主内藤氏の邸地、御苑内林泉あり、櫻樹多く、觀櫻會、觀菊會はこゝで御催しあらせらるる御恒例である。

離宮・御用邸

赤坂離宮(赤坂區)舊紀州侯邸の一部、明治五年三月離宮となる。

濱離宮(京橋區築地)もと徳川將軍鷹獵の地。離宮となれるは明治三年。

霞關離宮(麹町區)舊黒田侯邸。明治八年有栖川宮邸となり、同三十七年離宮となる。

桂離宮(京都市右京區桂)舊桂宮御別邸明治十六年離宮となる。

修學院離宮(京都市左京區修學院)箱根離宮(神奈川縣蘆ノ湖畔塔ヶ島)伊勢離宮(宇治山田市外)武庫離宮(神戸市須磨區月見山)葉山御用邸(神奈川縣三浦郡葉山町)立石御休所(同縣三浦郡西浦村)沼津御用邸(沼津市湯原町)日光御用邸(栃木縣上都賀郡日光町)日光田母澤御用邸(同)

鹽原御用邸(同縣鹽谷郡鹽原町)那須御用邸(同縣那須郡那須村)伊香保御料地(群馬縣群馬郡伊香保町)

御獵場

江戸川筋御獵場 埼玉縣南埼玉郡、北葛飾郡、千葉縣東葛飾郡。雁、鴨、鶉、鶩、千鳥、雉子、鶉等。
長夏川筋御獵場 岐阜縣岐阜市、同郡上郡、武儀郡、稲葉郡、鮎、鯉。
神通川御獵場 富山縣婦負郡、上新川郡、鮎、鯉等。

宮中杖

後鳥羽上皇、藤原俊成の九十賀に鳩杖を賜ひし御事に始まり八十以上にして特殊の功勞ある者に賜はる。現在は杖にかへて御目錄を賜はるのであるが、現在の光榮者は左の人々である。

公爵 西園寺公望 伯爵 清浦 查吾
子爵 石黒 忠恵 倉富男三郎
伯爵 金子堅太郎 男爵 山本 達雄
男爵 内山小二郎 藤澤幾之輔
榮 五郎

宮中席次

【第一階】—第一 大勳位(一、菊花章頸飾、二、菊花大綬章)△第二 内閣總理

宮廷—御獵場、宮中杖、宮中席次

大臣△第三 樞密院議長△第四 元勳優遇の爲大臣の禮遇を賜はりたる者△第五 元帥國務大臣宮内大臣内大臣△第六 朝鮮總督△第七 内閣總理大臣又は樞密院議長たる前官の禮遇を賜はりたる者△第八 國務大臣宮内大臣又は内大臣たる前官の禮遇を賜はりたる者△第九 △樞密院副議長△第十 陸軍大將海軍大將樞密顧問官△第十一 親任官 第十二 貴族院議長衆議院議長△第十三 勳一等旭日桐花大綬章△第十四 勳一級△第十五 親任官の待遇を賜はりたる者△第十六 公爵△第十七 從一位△第十八 勳一等(一、旭日大綬章、二、寶冠章、三、瑞寶章)

【第二階】—第十九 高等官一等△第二十 貴族院副議長衆議院副議長△第二十一 府香間祇候△第二十二 侯爵△第二十三 正二位

【第三階】—第二十四 高等官二等△第二十五 勳二級△第二十六 勳二等(一、旭日重光章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第二十七 勳任待遇△第二十八 伯爵△第二十九 從二位△第三十 勳二等(一、旭日重光章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第三十一 子爵△第三十二 正三位△第三十三 從三位△第三十四 功三級△

第三十五 勳三等(一、旭日中綬章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第三十六 男爵△第三十七 正四位△第三十八 從四位

【第四階】—第三十九 貴族院議員衆議院議員△第四十 高等官三等△第四十一 高等官三等の待遇を享くる者△第四十二 功四級△第四十三 勳四等(一、旭日小綬章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第四十四 正五位△第四十五 從五位

【第五階】—第四十六 高等官四等△第四十七 高等官四等の待遇を享くる者△第四十八 功五級△第四十九 勳五等(一、雙光旭日章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第五十 正六位

【第六階】—第五十一 高等官五等△第五十二 高等官五等の待遇を享くる者△第五十三 從六位△第五十四 勳六等(一、單光旭日章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第五十五 高等官六等△第五十六 高等官六等の待遇を享くる者△第五十七 正七位

【第七階】—第五十八 高等官七等△第五十九 高等官七等の待遇を享くる者△第六十 從七位△第六十一 功六級

【第八階】—第六十二 高等官八等△第六十三 從八位

十三 高等官八等の待遇を享くる者
【第十階】第六十四 高等官九等△第六十五 奏任待遇△第六十六 正八位△第六十七 功七級△第六十八 勳七等(一)、青色桐葉章、二、寶冠章、三、瑞寶章(一)、第六十九 從八位△第七十 勳八等(一)、白色桐葉章、二、寶冠章、三、瑞寶章(一)

前官禮遇

○總理大臣 公爵西園寺公望、伯爵清浦奎吾、男爵若槻禮次郎、岡田啓介、男爵平沼賦一郎
○樞密院議長 倉富勇三郎、男爵一木喜徳郎

歴代宮内大臣

○國務大臣 水野錬太郎、財部彪、男爵幣原喜重郎、鈴木喜三郎、男爵山本達雄、男爵大角岑生、町田忠治、宇垣一成、廣田弘毅、林銑十郎、三土忠造、米内光政、男爵荒木貞夫、有田八郎、前田米藏、鹽野季彦
○内大臣 伯爵牧野伸顯
伯爵 伊藤博文 就任年月日 明治一八年・一二・二二日

Table of cabinet members with columns for name, rank, and dates.

内大臣府

内大臣府は御駕國鳳を尙議し及詔書勅書其の他内廷の文書に關する事務を掌り、内大臣は常侍輔弼し内大臣府を統轄す。秘書官長、秘書官、屬を置く。歴代内大臣は左の如くである。

Table of internal ministers with columns for name, rank, and dates.

Table of cabinet members with columns for name, rank, and dates.

樞密院の職掌

樞密院は天皇親臨して重要な國務を諮詢する所、議長一人、副議長一人、顧問官二十四人、書記官長一人及び書記官を以て組織され、丁年以上の各親王は樞密院會議に班列するの權を有せられる。議長副議長及顧問官たるには年齢四十歳に達したものでなければならぬ、樞密院の職掌は一、皇室典範に於て其權限に屬せしめたる事項二、憲法の條項又は憲法に附屬する法律勅令に關する草案及疑義三、憲法第十四條戒嚴の宣告同第八條及第七十條の勅令及其他罰則の規定ある勅令四、列國交渉の條約及約東五、樞密院の官制及事務規程の改正に關する事項六、前諸項に掲ぐるもの外臨時に諮詢せられたる事項に付諮詢を待つて會議を開き意見を上奏する、樞密院は行政及立法の事に關し天皇の至高の顧問たりと雖も施政に干與することはない。

歴代樞密院議長

Table of past secretaries of state with columns for name, rank, and dates.

歌會始

歌會始の御題は例年十月頃官報に發表さ
宮廷—歴代樞密院議長、歌會始

れ、何人も詠進することが出来る。但し一人一首に限り、十二月十日までに宮内省御歌所に差出す。詠進の書式については左の如く定められてゐる。



一、料紙は美濃紙にて詠草は整に認む。
一、料紙は右の通り五つ折にす。
一、裏面には最後から二行目右寄りに現住所族籍、左寄りに氏名、官職位勳功爵あるものは氏名の上にそれを記す。
昭和十四年歌會始の御題は前年十月十四日「朝陽映島」と仰出され、昭和十四年一月三十一日宮中風凰ノ間に於て歌會始の儀を行はせられた、全國の詠進歌數三萬六千九百六十二首より光榮に浴した選歌は五首であつた。

朝陽映島

高とのうへよりみればうつくしく
朝日にはゆる沖のはつしま
皇后宮御歌
大君のめぐみあまねきしまゝに
ひかりをそへて朝の日のさす
皇太后宮御歌
しま人もあさ日のひかり仰きつゝ
まちわたるらむ波たゞぬ世を
選歌
滋賀縣大津市膳所中庄四七五歩兵中佐
從五位勳四等功五級高裕妻
水くみによる舟見えてわたなかの
はなれ小島に朝日かゝやく
北支派遣井關部隊歩兵大尉從六位勳六
等
みいくさのかちときあくるからくにの
しまのとりにあさひてりはゆ
島根縣美濃郡益田公立學校長從七位勳
七等
波風もなきて朝日に映ゆるかな
にひ宮つくる鹽岐の島山
竹田 兵雄上

宮廷—帝室技藝員、高級有位者、高級帶勳者

北支派道草場部隊特務一等兵 平安 近後上
占めたる島にかゝやく朝日かけ
歸しくあふくつはもの吾は
關東州大連市鳴鶴臺一二〇
津田 彦六上
おほみふねつなきたまひしそ見えて
吉備の高島あさひますなり

帝室技藝員

竹内 栖鳳 横山 大觀
川合 玉堂 橋本 契月
安田 武彦 菊池 三郎
藤島 英二 岡田 朝雲
和田 波作 山崎 秀眞
板谷 南 香山 取眞
清水 南山 香取 眞

高級有位者 (昭和四・九・二現在)

石井 菊次郎 石黒 忠憲 一木 喜徳郎
池田 忠博 内山 小二郎 大久保 利和
金子 堅太郎 河合 操 清浦 奎吾
倉富 三郎 久世 通章 窪田 静太郎
山内 豊景 船越 公勝 西園寺 公経
鈴木 貫太郎 清閑 寺郷房 徳川 家達
徳川 達孝 本沼 麒一郎 久松 定遠
松平 頼安 牧野 伸郎 松平 直亮

從二位

松木 元昭 柳原 愛子 宇垣 一成
安保 清種 青木 信光 荒木 寅三郎
有馬 良輔 荒木 貞夫 池田 政保
岩崎 久彌 伊集院 兼知 石塚 英藏
尹 徳 梅小路 定行 小笠原 長生
大井 成元 岡田 啓介 奥田 直相
大給 左 奥平 昌恭 大久保 利武
大久保 立 川村 鐵太郎 九鬼 隆輝
兒玉 秀雄 近衛 文麿 西郷 從徳
三條 西實義 佐野 常羽 坂本 俊篤
阪谷 芳郎 佐藤 昌介 原 嘉道
林 博太郎 幣原 喜重郎 榮 五郎
島津 忠重 清水 澄 鈴木 莊六
諏訪 忠元 關屋 貞三郎 副島 道正
高倉 永則 高辻 宜磨 財部 彪
伊達 宗定 高千穂 宜磨 徳川 遠道
徳川 剛順 奈良 武次 鍋島 直映
名和 又八郎 永井 尙敏 成瀬 正雄
南部 利克 野間 口益雄 林 銑十郎
樋口 誠康 岡 丙 廣田 弘毅
東久世 通敏 朴 沐 細川 利文
松川 敏胤 松平 頼和 松浦 鎮次郎
松平 恒雄 松平 靖 町尻 景弘
前田 利爲 松井 慶四郎 南 次郎

高級帶勳者 (昭和四・九・二〇)

陸奥 廣吉 廣橋 忠隆 李 海昌
冷泉 爲勇 柳原 義光 山崎 治敏
山本 達雄 湯淺 倉平
西園寺 公望
大勳位菊花章頸飾
勳一等旭日桐花大綬章
一木 喜徳郎 石黒 忠憲 宇垣 一成
大島 健一 香羽 正彦 岡田 啓介
華頂 博信 葛城 茂磨 金子 堅太郎
清浦 奎吾 倉富 三郎 小松 輝久
幣原 喜重郎 鈴木 莊六 鈴木 貫太郎
財部 彪 筑波 藤磨 徳川 家達
奈良 武次 東伏見 邦英 平沼 麒一郎
南 次郎 伏見 博英 牧野 伸郎
山階 芳磨 若槻 禮次郎 山本 達雄
勳一等旭日大綬章
安保 清種 有馬 良輔 阿部 信行
荒木 貞夫 安達 謙藏 荒木 寅三郎
有田 八郎 井出 謙治 井上 總太郎
井上 忠也 伊澤 多喜男 伊藤 乙次郎
伊藤 賢三 石井 菊次郎 石塚 英藏
稻垣 三郎 岩越 恒一 板垣 征四郎

宇佐美 勝夫 宇佐美 興屋 内田 重成
内山 小二郎 植田 謙吉 梅津 美治郎
小栗 孝三郎 小幡 西吉 尾崎 行雄
大井 成元 大角 岑生 緒方 勝一
尾高 龜藏 大村 卓一 及川 志郎
香椎 浩平 蒲 穆 河合 操
川島 令次郎 川島 義之 川村 竹治
川岸 文三郎 岸本 綾夫 窪田 静太郎
黒田 琢磨 小磯 國昭 兒玉 秀雄
厚東 篤太郎 古莊 幹郎 小林 謙造
小山 松吉 兒玉 友雄 近衛 文磨
佐野 會輔 阪谷 芳郎 坂本 一
坂本 政右衛門 左近 司政三 佐藤 尙武
佐藤 三郎 勝田 主計 志岐 守治
下條 康磨 清水 澄 清水 喜重
加藤 亮一 菅野 尙一 鈴木 喜三郎
鈴木 孝雄 鈴木 美通 末次 信正
杉山 元 杉 政人 杉原 廣次郎
關屋 貞三郎 關部 和一郎 高島 友武
高山 公通 竹下 勇 谷口 尙眞
建川 美次 高橋 三吉 田内 三吉
田中 隆三 筑紫 熊七 鶴田 貞次郎
塚本 清治 津田 静枝 出淵 勝次
寺内 壽一 中野 直枝 中村 孝太郎
中村 良三 長岡 春一 永井 松三

永野 修身 西川 虎次郎 西 義一
二宮 治重 西尾 壽造 野間 口益雄
野村 吉三郎 畑 俊六 林 桂
橋本 虎之助 林 銑七郎 鳩山 一郎
秦 眞次 林 仙之 長谷川 清
原 嘉通 廣瀬 壽助 廣田 弘毅
百武 源吾 福田 彦助 二上 兵治
藤田 尙徳 古川 辰次郎 本庄 繁
松井 慶四郎 松平 恒雄 松木 直亮
松井 石根 松浦 道一 眞崎 甚三郎
町田 忠治 松田 道弘 宮田 太郎
三宅 光治 南 弘 三木 善太郎
三土 忠造 森山 三郎 森 兼次
武者小路 公共 森山 慶三郎 森 壽
安廣 伴一郎 山川 端夫 山路 一善
山梨 半造 山屋 他人 柳川 平助
山梨 勝之進 山本 英輔 山本 鶴一
湯淺 倉平 米内 光政 芳澤 謙吉
吉田 豊彦 若山 善太郎 渡邊 清太郎
勳一等瑞寶章
安藤 紀三郎 青柳 榮司 秋月 左都夫
赤井 春海 荒井 義勝 秋田 清
荒城 二郎 荒川 文六 安藤 廣太郎
安藤 利吉 磯村 年 井上 一夫

井上 哲次郎 板倉 松太郎 市來 乙彦
犬塚 勝太郎 岩崎 久彌 岩村 俊武
今井 田清徳 今村 信次郎 稻葉 四郎
牛島 貞雄 梅崎 延太郎 牛塚 虎太郎
内田 定雄 潮 一恵之輔 牛丸 福作
後宮 淳 枝原 百合一 遠藤 源六
小笠原 長生 小野 嘉次 小原 直
織田 萬 尾野 實信 大谷 一男
大塚 要 太田 政弘 岡 喜七郎
大湊 直太郎 岡村 爲吉 大井 清一
大串 敬吉 岡村 寧次 岡 今朝雄
河井 彌八 渡邊 中 鳥谷 章
加藤 隆義 鎌田 彌彦 川口 虎雄
笠井 平十郎 河村 恭輔 片山 正夫
岸本 鹿太郎 木原 清 木佐 幸輔
久納 誠一 小泉 六一 桑木 殿翼
小橋 一太 園府 田中 小倉 貞良
後藤 文夫 小寺 房治郎 木場 貞長
佐藤 鐵太郎 佐藤 恒丸 西園寺 三吉
齋藤 中六 佐藤 子之助 深田 節藏
坂本 俊篤 佐々木 到一 櫻内 幸雄
柴山 重一 白仁 武 島村 他三郎
柴山 幸一 篠田 治策 莊司 市太郎
鹽澤 幸一 篠塚 義男 嶋田 繁太郎
幣原 坦 菅原 通敬 鈴村 吉一

宮廷—高級帶勳者

宮廷勳章

Table listing court medals with columns for rank (勳一等 to 勳八等), name (姓名), and amount (金額).

Table listing court medals with columns for rank (勳一等 to 勳八等), name (姓名), and amount (金額).

勳章視察人員

Table listing medal inspection personnel with columns for rank (勳一等 to 勳八等), name (姓名), and amount (金額).

恩給、扶助料受 領權人員及金額(昭和十二年度)

Table listing personnel eligible for allowances and amounts for the 12th year of Showa.

位階

大正十五年十月勳令を以つて位階令公布、正一位より従八位までの十六階とし、國家に勳功あり又は表彰すべき数級ある者、有爵者及爵を襲ぐことを得べき相續人、在官者及在職者に授けらるるもので、一位は親授、二位以下四位以上は勳授、五位以下は奏授せられる。(明治二十年制定の位階條例は位階令制定と共に廢止)

勳章

勳章勳章は勳績及功勞ある者を賞するたため明治八年四月十日太政官布告を以つて定められた。當初は今日の旭日章のみで、勳一等より勳八等の八級とし、次いで翌年大勳位菊花大勳章、大勳位菊花章、同二十一年一月四日、寶冠章、旭日桐花大勳章、瑞寶章、大勳位菊花章頸飾、同二十三年二月十日

一日金勳章制定せられた。その種類左の如くである。

大勳位菊花章 大勳位菊花頸飾、大勳位菊花大勳章、大勳位菊花章、勳一等旭日桐花大勳章、勳一等旭日大勳章、勳二等旭日重光章、勳三等旭日中綬章、勳四等旭日小綬章、勳五等寶光旭日章、勳六等單光旭日章、勳七等青色桐葉章、勳八等白色桐葉章。勳一等より勳八等まで、婦人の勳章あるものに賞賜せらる。

勳章勳章 勳一等勳七級。武功勳章なる者に授け、將官の勳章は功三級、佐官の勳章は功四級、尉官の勳章は功五級とし武功を果せるに従ひ逐次進級せしめ佐官は功二級、尉官は功三級に至るを得。戰役間武功常に卓越にして優賞すべしと制定したる者又は重要な職に當り武功甚群なる者は勳章の例に依らず叙賜せらるることがある。

勳章勳章 大勳位菊花章は頸飾を以て喉下に佩ぶその副章を左肋に佩ぶ。大勳を以て佩ぶる時は右肩より左肋へ垂れ其副章

は左肋に佩ぶ。但し菊花章を賜はつた者は旭日桐花大勳章、瑞寶一等章を併せ佩用することが出来る。寶冠章の勳一等章は大勳を以て右肩より左肋へ垂れ、其副章を左肋に佩ぶ。同勳二等章以下は結縷狀の綬を以て左肋に佩ぶ。旭日章、瑞寶章の勳一等章は大勳を以て右肩より左肋へ垂れ、其副章を左肋に佩ぶ。旭日二等章は右肩に佩ぶ其副章は中綬を以て喉下に佩ぶ。瑞寶二等章は右肋に佩ぶ。旭日、瑞寶の三等章は中綬を以て喉下に佩ぶ。勳四等以下は小綬を以て左肋に佩ぶ。婦人に賜はる勳三等以下の瑞寶章は結縷狀の綬を以て左肋に佩ぶ。金勳章勳章は勳章は大勳を以て左肩より右肋へ垂れ、其副章を左肋に佩ぶ。功二等章は右肋に佩ぶ、其副章は中綬を以て喉下に佩ぶ。功三級章以下は他の勳章に同じ。

Table listing medals with columns for name (名), rank (級), amount (年金額), and date (制定年).

第一回國勢調査記念章 大禮記念章 朝鮮昭和五年國勢調査記念章 支那事變從軍軍功章(勳令公布) 一〇・六・六 昭和 八・一 七・七・二六 一四・七・二六 褒章條例は明治十四年十二月七日制定公布され同二十年五月二十三日實績褒章臨時制定を公布した。褒章にはその種別あり、本人に限り終身之を佩用し得るものである。紅綬褒章 自己の危難を顧みず人命を救助したる者に 綠綬褒章 孝子順孫節婦義僕の類にして德行卓絶なる者又は實業に精勵し衆民の模範たるべき者に 藍綬褒章 學術技藝上の發明改良 著述教育衛生慈善防疫の事業、學校病院の建設、道路河渠堤防橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水産の繁殖、農商工業の發達に關し公衆の利益を興し成績著明なる者又は公同の事務に勤勉し勞效顯著なる者に 紺綬褒章 公益の爲私財を寄附し功績顯著たる者に 黃綬褒章 私財を献納し海防の事業に賛成したるものに(臨時賜與) 褒狀 表彰せらるべき者團體なるときは褒

宮廷勳章・褒章

宮廷—勳章

勳章を賜はる。既に褒章を賜はりたるもの再度以上同様の賞行ありて褒章を賜ふべき時は其都度飾版一箇を賜與し、其後に附加せしむ。勳杯賜金 褒章を賜ふべき者には褒章と共に金銀木杯又は金圓を併賜せらるることあり更に場合により金銀木杯、金圓又は褒狀を賜はることがある。

金鶏勳章叙賜條例改正

勳令第二百七十號
昭和十三年四月二十一日附官報を以て金鶏勳章叙賜條例中改正、支那事變の論功行賞より實施されることとなつた。

第四條 准士官及下士官の初叙は功六級とし兵の初叙は功七級とす武功を累ぬるに從ひ逐次進級せしめ准士官は功四級下士官は功五級兵は功六級に至るを得
第五條 陸軍見習士官の下に陸軍少尉候補者及を加ふ
第六條 軍属は軍人に準して叙賜す

文化勳章

昭和十二年二月十一日紀元節の佳辰を以て科擧、藝術其他國家の文化的方面に功績ある者に對し其の勳功を表彰し、制定されたものである。

勳令第九號
文化勳章ハ文化ノ發達ニ關シ勳績卓絶ナル者ニ之ヲ賜フ

文化勳章ハ文化ノ發達ニ關シ勳績卓絶ナル者ニ之ヲ賜フ
文化勳章製式
章 金橘花徑六・六釐
花鏤白色盛上七寶、重層間蓋金地濃藍色七寶、曲玉白色七寶、地赤白七寶

紐 金橘實
葉綠色七寶、實淡色七寶
環 金小形帶圓
綬 幅三・七釐
地淡紫色
文化勳章ハ綬ヲ以テ胸部中央ニ之ヲ佩ア
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文化勳章佩用告示

文化勳章は官中關係の事項に付特に指示ありたる場合を除くの外時宜に依り男子は通常服(フロックコート)又はモーニングコート)又は紋附羽織袴、女子は通常服(ローブ、モンタント)又は白襟紋服(朝鮮及臺灣

服等に在りては以上の諸服装に稱當するもの)着用の節胸部中央に之を佩用することを妨げず。

勳章略綬の改定

昭和十一年五月十八日附勳令第六十五號を以て明治十年第九千七號達大勳位菊花大綬章大勳位菊花章略式及大勳位以下略綬の件改正され即日公布された。
大勳位菊花章略綬 地紅色、綠及線紫色直徑三分五厘、翼を附す
旭日章略綬 地白色、綠及線紅色直徑三分五厘、動三等以上は翼を附す
金鶏勳章略綬 地及線綠色、線白色直徑三分五厘功三級以上のものには翼を附す
寶冠章略綬 地及線黃色、線紅色直徑三分五厘功三等以上のものには翼を附す
勳一等旭日桐花章 地及線紅色、線白色直徑三分五厘 翼を附す
瑞寶章略綬 地及線淡藍色、線橙黃色直徑三分五厘動三等以上のものには翼を附す

皇大神宮大麻頒布數

(昭和十二年度)

北海道	三、五七、六一	計	八、四七、三二
東北	一、四七、一六	計	八、四七、三二
関東	一、四七、一六	計	八、四七、三二
中部	一、四七、一六	計	八、四七、三二
近畿	一、四七、一六	計	八、四七、三二
四國	一、四七、一六	計	八、四七、三二
九州	一、四七、一六	計	八、四七、三二
支那	一、四七、一六	計	八、四七、三二
南洋	一、四七、一六	計	八、四七、三二
留地	一、四七、一六	計	八、四七、三二
合	一、四七、一六	計	八、四七、三二

勳記の御稱號を統一

宮内省及び外務省では曩に對外交書等に用ゐせられる御名を『大日本帝國天皇』として御統一申上げたが、賞勳局でも從來の勳記に『日本國皇帝』と記されたのを改めて『大日本帝國天皇』とし、同時に右の勳記中『東京帝國宮』とあるのも『宮城』と改め申上げることとし、昭和十一年六月一日より實施さる。

宮廷—皇大神宮大麻頒布數、勳記の御稱號

對外交書の御記載

「日本國天皇」御稱呼御改めらるる
御親書をはじめ宮内省から諸外國に發せられる對外交書に御記載の御稱呼は、從來「皇帝」と記し參らせたが、この御稱呼は天皇と稱する事に御決定あらせられた。仍つて今後外交文書の御記載は、すべて「日本國天皇」と記しまゐらす御事となつた。

國葬令

國葬に關しては從來別段の規定なく、たゞ先例に基いて執行されて来たが、大正十五年十月二十一日勅令第三百二十四號を以て國葬令が公布された。即ち左の如くである。
第一條 大喪儀は國葬とす
第二條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃及攝政たる親王内親王王女王の喪儀は國葬とす但し皇太子皇太孫七歳未満の慶なるときは此の限に在らず
第三條 國家に偉勳ある者薨去又は死亡したるときは特旨に依り國葬を賜ふことあるべし
前項の特旨は勅書を以てし内閣總理大臣

之を公告す
第四條 皇族に非ざる者國葬の場合に於ては葬儀を行ふ當日廢朝し國民喪に服す
第五條 皇族に非ざる者國葬の場合に於ては葬儀の式は内閣總理大臣勅裁を経て之を定む
國葬
明治以來特旨により國葬を賜りたるもの如し。
岩倉具視 明治六年 島津久光 明治三年
三條實美 同 二年 熾仁親王 同 元年
能久親王 同 元年 毛利元德 同 元年
島津忠義 同 元年 彰仁親王 同 元年
伊藤博文 同 三年 成仁親王 同 二年
大山巖 同 五年 李太王 同 八年
山縣有朋 同 二年 貞愛親王 同 二年
松方正義 同 二年 李王 同 二年
東鄉平八郎 昭和九年 李王 同 二年

文化勳章受者

長岡半太郎 本多光太郎
木村 佐佐木信綱
幸田成行 岡田三郎
竹内恒吉 横山秀麿

宮中諸儀式祭典參列員の服裝

支那事變に關し當分の内儀制令祭記令等に依る宮中諸儀式祭典に於て諸員の服裝は陸海軍々人に在りては軍裝、其の他に在りては通常服(フロックコート)又はモーニングコート) 服制ある者は之に相當する服女子は通常服(ロリーブ、モンタント)又は袴(通常服)と定めらるる。
支那事變從軍記章制定さる
昭和十四年七月二十六日勅令第四百九十六號を以て支那事變從軍記章令公布された。從軍記章の圖式は左の通りである。
青銅圓形三稜とし表面に菊御紋、八咫鳥、軍旗、軍艦、環雲及波光の圖を鑄出し裏面に山、雲及波の圖を鑄出し支那事變の四字を讀す。
飾版 青銅とし表面に從軍記章の四字を讀す。
青銅とし表面及裏面に日露夏の圖を鑄出す。
機地綢三稜六耗とし中央赤色、其の左右内側より各紅色、白色、納戸色濃桔梗色とす

御歴代皇居及御陵

代御歴	帝號	紀元	皇居	陵名	所在地
一	神武	一	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
二	橿原	二	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
三	垂仁	三	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
四	應神	四	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
五	仁德	五	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
六	聖德	六	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
七	孝德	七	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
八	孝元	八	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
九	孝靈	九	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
十	孝安	十	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
十一	孝昭	十一	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
十二	孝元	十二	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
十三	孝德	十三	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
十四	孝元	十四	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
十五	孝德	十五	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
十六	孝元	十六	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
十七	孝德	十七	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
十八	孝元	十八	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
十九	孝德	十九	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
二十	孝元	二十	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
二十一	孝德	二十一	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
二十二	孝元	二十二	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
二十三	孝德	二十三	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
二十四	孝元	二十四	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
二十五	孝德	二十五	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
二十六	孝元	二十六	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
二十七	孝德	二十七	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
二十八	孝元	二十八	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
二十九	孝德	二十九	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
三十	孝元	三十	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
三十一	孝德	三十一	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
三十二	孝元	三十二	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
三十三	孝德	三十三	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
三十四	孝元	三十四	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
三十五	孝德	三十五	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
三十六	孝元	三十六	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
三十七	孝德	三十七	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
三十八	孝元	三十八	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
三十九	孝德	三十九	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
四十	孝元	四十	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
四十一	孝德	四十一	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
四十二	孝元	四十二	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
四十三	孝德	四十三	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
四十四	孝元	四十四	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
四十五	孝德	四十五	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
四十六	孝元	四十六	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
四十七	孝德	四十七	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
四十八	孝元	四十八	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
四十九	孝德	四十九	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
五十	孝元	五十	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
五十一	孝德	五十一	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
五十二	孝元	五十二	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
五十三	孝德	五十三	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
五十四	孝元	五十四	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
五十五	孝德	五十五	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
五十六	孝元	五十六	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
五十七	孝德	五十七	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
五十八	孝元	五十八	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
五十九	孝德	五十九	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
六十	孝元	六十	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
六十一	孝德	六十一	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
六十二	孝元	六十二	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
六十三	孝德	六十三	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
六十四	孝元	六十四	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
六十五	孝德	六十五	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
六十六	孝元	六十六	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
六十七	孝德	六十七	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
六十八	孝元	六十八	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
六十九	孝德	六十九	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
七十	孝元	七十	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
七十一	孝德	七十一	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
七十二	孝元	七十二	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
七十三	孝德	七十三	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
七十四	孝元	七十四	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
七十五	孝德	七十五	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
七十六	孝元	七十六	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
七十七	孝德	七十七	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
七十八	孝元	七十八	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
七十九	孝德	七十九	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
八十	孝元	八十	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
八十一	孝德	八十一	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
八十二	孝元	八十二	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
八十三	孝德	八十三	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
八十四	孝元	八十四	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
八十五	孝德	八十五	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
八十六	孝元	八十六	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
八十七	孝德	八十七	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
八十八	孝元	八十八	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
八十九	孝德	八十九	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
九十	孝元	九十	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
九十一	孝德	九十一	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
九十二	孝元	九十二	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
九十三	孝德	九十三	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
九十四	孝元	九十四	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
九十五	孝德	九十五	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
九十六	孝元	九十六	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
九十七	孝德	九十七	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
九十八	孝元	九十八	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
九十九	孝德	九十九	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町
一百	孝元	一百	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡高市町

宮廷—御歴代皇居及御陵

三三三	明智光秀信長を弑す。グレゴリ	三九七	の制を定む	二七〇	富士山噴火、寶永山出づ
三三三	一世曆法を改正	三九七	鳥原の亂	二七〇	ユトレヒト平和會議
三三三	清の太祖興る	三九七	クロムウェル長期議會召集	二七〇	具原益軒歿す
三三三	豊臣秀吉關白に任ず	三九七	晴雨計發明さる	二七〇	大日本史成る
三三三	西班牙無敵艦隊全滅す	三九七	中江藤樹歿す。ウエストプア	二七〇	尾形光琳歿す。康熙字典成る
三三三	朝鮮征伐	三九七	アの條約	二七〇	函館に蝦夷奉行を置く
三三三	秀吉歿す	三九七	英王チャールズ一世弑さる	二七〇	近松門左衛門歿す
三三三	クロムウェル生る	三九七	由比正雪誅に伏す。英國航海條	二七〇	新井白石歿す。ペートル大帝歿す
三三三	關ヶ原の役	三九七	例發布	二七〇	恰克圖條約成立。ニュートン歿
三三三	徳川家康征夷大將軍となる	三九七	光岡大日本史編纂に着手す。江	二七〇	ペーリング海峡発見
三三三	家康角倉了以等に呂宋カンボ	三九七	戸丸山大火	二七〇	波蘭王位繼承戰
三三三	ヤ等渡航の朱印を與ふ	三九七	鄭成功授を乞ふ。クロムウェル	二七〇	鐵製軌道初めて木製軌道に代る
三三三	呂宋に通商を許す	三九七	歿す	二七〇	フレデリック大王即位。埃國王
三三三	伊達政宗支倉六右衛門を西班牙	三九七	初めて清酒を製す	二七〇	位繼承戰
三三三	及羅馬に派遣す	三九七	英國王政に復す。露都セントピ	二七〇	クライブ印度に来る
三三三	大阪冬の陣	三九七	イターズアルグ建設	二七〇	モンテスキュー歿す
三三三	大阪夏の陣豊臣氏亡ぶ	三九七	隆元黄巢宗を開く。鄭成功臺灣	二七〇	竹内式部捕へらる
三三三	家康歿す。シエークスピア歿	三九七	に據る	二七〇	山縣大貳鼻せらる。ラット蒸氣
三三三	三十年戰爭始まる。蒸氣機關を	三九七	狩野探幽歿す	二七〇	機關を發明す
三三三	發明す	三九七	露ペートル大帝即位	二七〇	露國クリミヤを占領す
三三三	山田長政暹羅より書を幕府に贈	三九七	露露條約成立	二七〇	田沼意次老中となる。第一次波
三三三	る	三九七	プロシア王國となる。西國王位	二七〇	蘭分割
三三三	ペーコン歿す	三九七	繼承戰起る	二七〇	四車全書成る。ホストン港にて
三三三	踏繪の令を發す	三九七	赤穂義士復讐	二七〇	輸入茶箱を放棄し英國同港を封
三三三	徳川家光武家制度及び参勤交代	三九七	初代市川團十郎歿す。シアラ	二七〇	鎖

三三三	英米戰爭始まる	三九七	義宣言。太田南畝(蜀山)歿す	二七〇	井伊直弼大老となる。ハリス將
三三三	北米合衆國獨立を宣言す	三九七	バイロン歿す	二七〇	軍に謁す
三三三	西佛羅除英と戦ふ	三九七	山陽の日本外史成る	二七〇	安政の大獄。米露英佛蘭と通商
三三三	フレデリック大王歿す	三九七	露土戰爭	二七〇	假條約を結ぶ。東印度商會廢止。
三三三	松平定信老中となる。露のカザ	三九七	モールス電信機を發明	二七〇	愛理條約成立
三三三	リニ一世土耳其と戦ふ	三九七	大鹽平八郎の亂。英ヰイクトリ	二七〇	吉田松陰處刑さる
三三三	瑞典露國に宣戰す。漆洲開拓さ	三九七	ア女王即位	二七〇	櫻田の變井伊大老殺さる。初め
三三三	る	三九七	波邊嶺山、高野長英捕へらる。	二七〇	て米國に使節を發す。英佛軍北
三三三	ワシントン大統領となる。佛蘭	三九七	第一阿富汗戰爭	二七〇	京を陥る。露國沿海州を獲得す
三三三	西大革命始まる	三九七	阿片戰爭	二七〇	和宮、將軍家茂に降嫁。浪士英
三三三	佛蘭西憲法を發布す	三九七	谷文晁歿す	二七〇	館を襲ふ。伊太利統一成る。米
三三三	ルイ十六世死刑に處せらる	三九七	米國墨西哥と戦ふ。ホー、裁縫	二七〇	國南北戰爭。露國農奴解放
三三三	波蘭第三次分割	三九七	ミシシを完成す	二七〇	浪士安藤信正を坂下門に擲撃す
三三三	奈翁伊太利に進軍	三九七	曲亨馬琴歿す。ルイ・ナポレオ	二七〇	和蘭に留學生を差遣す。ピスマ
三三三	湯島聖堂を官學とす	三九七	ン大統領となる。カリフォルニ	二七〇	ルク獨宰相となる
三三三	近藤守重擧げに擲柱を立つ	三九七	アに金銀発見	二七〇	將軍家茂入洛。長瀬外船を砲撃。
三三三	寫眞初めて英國に作らる	三九七	葛飾北齋歿す	二七〇	カンボジャ佛領となる。リンカ
三三三	奈翁皇帝となる。カント歿す	三九七	佐藤信淵歿す。長樂賊起る	二七〇	イン奴隷解放令を布く
三三三	トラファルガルの海戰	三九七	漆洲に金銀発見さる	二七〇	長州征伐。岸田吟香等新聞を刊
三三三	ライオン同盟成る	三九七	ルイ・ナポレオン帝と稱す	二七〇	行す。普墺丁抹と戦ふ
三三三	間宮林蔵薩摩に到る	三九七	米國提督ペルリ來朝。曾國藩兵	二七〇	リンカーン殺さる。南北戰爭終
三三三	英國ニューシランドを取る	三九七	を起す。露土戰爭	二七〇	了
三三三	奈翁エルバ島に流さる	三九七	歌川廣重歿す。日章旗を定む。	二七〇	露國と樺太境界を定む
三三三	ウオーターローの戰	三九七	ムラビヨフ黒龍江を探検す。ク	二七〇	幕府政權奉還。王政復古。瑞典
三三三	奈翁歿す。墨西哥獨立す	三九七	リミナ戰爭	二七〇	人ノーベル、ダイナマイトを發
三三三	シーボルト來朝す。モンロー主	三九七	セバストポール陥落	二七〇	明

三三六二八六八 鳥羽伏見の役。東京に行幸。
 三三六二八六九 東京奠都。版籍奉還。四民平等の布告。蘇土運河開通。
 三三六二八七〇 新律綱領を頒布。普佛開戦、セダン陥る。
 三三六二八七一 廢藩置縣。散髮令發布。横濱毎日新聞發刊。公使を歐米に派す。獨逸統一成る。
 三三六二八七二 大島野採用。征韓論起る。東京横濱間鐵道開通。西郷隆盛最初の陸軍大將となる。
 三三六二八七三 江藩新平の亂。臺灣征伐。
 三三六二八七四 樺太千島交換。
 三三六二八七五 西南の役。露土戦争。普普機の發明。電話機の實用化。
 三三六二八七六 大久保利通暗殺さる。マイブライターの發明。
 三三六二八七七 日本銀行創立。ガルバルサー及びビガンベツタ殺す。
 三三六二八七八 獨逸伊三國同盟成立。安南佛國の屬國となる。露西亞文豪ツルゲーネフ死去。
 三三六二八七九 清佛戦争。
 三三六二八八〇 ゴルドン將軍戦死。
 三三六二八八一 大日本憲法發布。東海道鐵道開通。

三三六二八九二 露佛同盟成立。西伯利亞鐵道起工。露國皇太子來遊。天津事變突發。獨逸モルトケ將軍逝去。
 三三六二八九三 日清戦争。自動車發明さる。
 三三六二八九四 レントゲンX光線發明さる。
 三三六二八九五 獨逸膠州灣を租借。希土戦争。マルコニー無線電信を發明。
 三三六二八九六 米西戦争。ビスマルク殺す。
 三三六二八九七 内地雜居實施。南阿戦争。
 三三六二八九八 北清事變。聯合軍北京を陥る。
 三三六二八九九 ハワイ共和國アメリカ合衆國に併合さる。
 三三六三〇〇 英女王ヴィクトリア殺す。
 三三六三〇〇一 日英同盟成立。
 三三六三〇〇二 米人ワイト兄弟飛行機發明。
 三三六三〇〇三 日露戦争起る。
 三三六三〇〇四 瑞典諸成分離。
 三三六三〇〇五 露國初めて國會を開く。
 三三六三〇〇六 西太后及び徳宗皇帝殺す。
 三三六三〇〇七 伊藤博文暗殺さる。ペアリ北極を探検。
 三三六三〇〇八 日韓併合。ナイチンゲール女史ロンドンにて逝く。南アフリカ聯邦結成さる。
 三三六三〇〇九 伊土開戦。アムンセン南極を探検。

三三六三〇一一 明治天皇崩御。清朝及び支那共和國成立。巴爾幹戦争開始。世界戦争開始。巴奈馬運河開通。露帝ニコラス帝政を放棄す。
 三三六三〇一二 獨逸革命起り共和國成る。露帝ニコラス銃殺さる。實世凱病歿。巴里講和會議開催。英陸相キツナー元帥殺す。
 三三六三〇一三 バルチザン尼港大虐殺。國際聯盟正式に成立(一月十日)。皇太子殿下歐洲御遊。皇太子殿下攝政御就任。華盛頓軍備制限會議開催。
 三三六三〇一四 埃及獨立。希臘革命皇帝退位。張作霖、吳佩孚戦ふ。
 三三六三〇一五 佛國ルール地方占領。土耳其古朝廢止共和國成立。關東大震災(九月一日)東京過半焼失。英國に労働黨内閣出現す。
 三三六三〇一六 日露條約成る。東京放送局處女放送。陸軍四箇師團廢止。普選案貴院兩院通過。
 三三六三〇一七 大正天皇崩御(十二月二十五日)今上陛下御踐祚。
 三三六三〇一八 山陰大震災(三月)。日英米三國軍備會議開催(六月)。

三三六二八八八 今上陛下御即位式(十一月)。濟南事件突發(五月)。
 三三六二八九九 ツェツペリン伯爵世界一周飛行を完了(八月)。
 三三六三〇〇〇 金解禁断行(一月)。倫敦海軍々縮會議開催さる(一月)。濱口首相遺難(十一月十四日)。
 三三六三〇〇一 滿洲事變突發(九月十八日)。ハインズ、パンクゴーン兩氏太平洋無著陸横断飛行に成功。犬養内閣成立し金輸出再禁止を断行(十二月)。スвейン政體變革共和国となる(四月十四日)。
 三三六三〇〇二 滿洲國正式に成立(三月一日)。犬養首相暗殺さる(五月十五日)。
 三三六三〇〇三 帝國、滿洲國承認(九月十五日)。
 三三六三〇〇四 東大平山博士太陽中の新ガス體を發見。
 三三六三〇〇五 國際聯盟より帝國脱退(三月二十七日)。
 三三六三〇〇六 世界最大の飛行船ア Kronen(米)墜落し七十餘死亡(四月四日)。
 三三六三〇〇七 滿洲國帝政實施、サルバドル共和國滿洲國を承認。東郷元帥薨去(五月三十日)國葬儀行はる。
 三三六三〇〇八 ユーゴスラヴィア國王アレキ

三三六三〇〇九 サンドル一世陛下フランス訪問の途次兇彈の爲め崩御(十月十日)。
 三三六三〇一〇 御年十一歳の皇太子殿下御踐祚、ビータ二世と稱せらる。
 三三六三〇一一 獨逸大統領ヒンデンブルグ元帥薨去、同時にヒトラー首相後任大統領に就任(八月二日)。
 三三六三〇一二 シヤム國王アラジャヤーテイゴック陛下御退位(三月二日)三月七日アナンダ・マヒド陛下御踐祚。
 三三六三〇一三 滿洲國皇帝陛下御來訪(四月六日)。
 三三六三〇一四 滿ソ間に北滿鐵道讓渡成立(三月二十三日)。
 三三六三〇一五 伊太利東阿遠征軍二十二萬五千エチオピア領進軍開始(八月)。
 三三六三〇一六 永田軍務局長刺殺さる(八月十二日)。
 三三六三〇一七 ロンドン海軍會議に於ける我が共通最大限の根本方針通過見込なく會議脱退(一月十六日)。
 三三六三〇一八 英國皇帝ジョージ五世陛下崩御(實算七十一)一月二十日)。
 三三六三〇一九 エドワード八世陛下御即位(一月二十二日)。
 三三六三〇二〇 内大臣齋藤實子、大藏大臣高橋是清氏、教育總監渡邊錠太郎大將、の三重臣は一部青年將校に

三三六三〇二一 襲撃され即死、侍從長鈴木貫太郎大將は重傷、前内大臣牧野伸顯伯は危く難を免る(二月二十六日)。
 三三六三〇二二 右事件に依り岡田内閣挂冠、廣田内閣成立(三月十日)。
 三三六三〇二三 エチオピア首都アジス・アベバ陥落。ハイレ・セラシイ一世蒙座(五月八日)。
 三三六三〇二四 西班牙に内亂勃發す(七月)。
 三三六三〇二五 日獨防共協定調印完了、政府聲明書を發表(十一月二十五日)。
 三三六三〇二六 英國皇帝エドワード八世退位、皇弟ヨーク公踐祚、ジョージ六世と奉稱(十二月十日)。
 三三六三〇二七 蔣介石西安に於て張學良の爲め監禁され世界震憾す(十二月二十二日)。
 三三六三〇二八 蔣夫妻二十五日生還。
 三三六三〇二九 二月二十三日廣田内閣總辭職。
 三三六三〇三〇 二月二日林内閣成立。五月三十一日挂冠。六月四日近衛内閣成立。
 三三六三〇三一 七月七日北京郊外蘆溝橋に於て宋哲元麾下二十九軍兵の不法射擊事件に端を發し日支關係悪化竟に舉國一致暴支膺懲の聖戰に皇師北支、上海に進撃す。

世界重要事年記

日・獨・伊防共協定成立(十一月六日)
 上海陥落(十一月九日)
 宮中に大本營設置せらる(十一月二十日)
 伊太利政府、滿洲國を承認(十一月二十九日)
 我が政府、フランコ政権を承認(十二月一日)
 滿洲國・フランコ政府相互承認の公文書交換(十二月二日)
 伊太利政府、國際聯盟脱退(十二月十一日)
 南京城占領(十二月十三日)
 中華民國臨時政府誕生(十二月十四日)
 伊埃匈三國アタハスト會議はフランコ政権承認、防共協定賛成の共同聲明發表(二月十二日)
 帝國政府は爾後國民政府を相手とせず、新興支那政権の成立發展に期待し云々の重大聲明發表(二月十六日)
 獨・埃合邦(三月十三日)
 國家總動員法案成立(三月二十四日)

英・米・佛三國倫敦海軍會議に基きエスカレーター條項發動に關し米は英・佛に正式通告(三月三十一日)
 滿・獨修好條約調印成る(三月十二日)
 航研機・周航一萬一千六百六十七キロ二八、飛行時間六十二時間二九三分の二世界記録を樹立(三月十五日)
 徐州陥落(三月十八日)
 中華民國維新政府成立(三月二十八日)
 獨・埃合邦の賛否を問ふ國民投票賛成得票九割九分を以て大獨逸の完成に成功(四月十日)
 支那軍黃河を決潰(六月十一日)
 張鼓峰事件勃發(七月)
 伊政府、猶太人の退去命令を決議(九月一日)
 チェコ問題に關し獨伊英佛ミュンヘン會議開かる(九月卅日)
 漢口陥落(十月廿五日) 武昌城陥落(十月廿六日)
 帝國政府、國際聯盟との一切の關係斷絶を通告(十一月三日)

近衛内閣總辭職、平沼騏一郎男組閣の命を拜す(一月四日)
 洪牙利、防共協定に参加(一月十三日) 又、滿洲帝國も防共協定に参加す(一月十六日)
 フランコ軍、バルセロナに入城(一月二十六日)
 我陸海軍協力、海南島に無血上陸(二月十日)
 獨・チェコ事實上の併合(三月十五日) メーメル地方、獨逸領に復歸(三月廿二日) スロヴァキア國、獨の保護國となる(三月二十三日)
 アルバニヤ國王プロサナへ脱出伊軍首都チラナ入城(四月八日) ユーゴスラヴィヤ、獨伊と同一行動を誓約(四月廿三日)
 獨伊政治軍事協定成立(五月七日)
 外蒙國境ノモンハンにソ蒙軍不法越境(五月十一日)
 日英東京會議開かる(七月十五日) 會議四十餘日事實上決裂
 獨・ソ不可侵條約成立、世界爲に驚倒(八月二十二日)

一 年 史

(自昭和十三年八月一日 至同十四年七月卅日)

日支事變に關する記事は別項に記載す、就て見られたし——
 【昭和十三年八月】
 一 日 帝大改革の荒木文相私案に對する東大評議員會は凝議の結果反對を決定、その旨文部省に正式回答、一方文相は飽く迄も本を匡すと聲硬決意表明○庶民金庫開店、申込入殺到。
 二 日 ランシマン氏、チェコ問題解決の使命を帯び倫敦出發アラীগに向ふ。
 三 日 支那事變に伴ふ物資動員により發生せる失業の防止救済の方策を講ずべき中央失業對策委員會總會は厚生省に於て開催する○東部防衛司令部より當分の間一般屋外燈の管制を實施する旨發表。
 四 日 商工省中央物價委員會は家賃地代の騰貴抑制、海上運輸の備船料、運賃の遞減棚上綿製品の解除部分に對する最高標準販賣價格、古ゴム再生ゴムの最終販賣最高價格、ゴムロールの最高小賣價格を審査決定。

五 日 歐洲政局の熾たるチェコスロヴァキアの少數民族問題斡旋の爲アラীগ入りな爲せる英のランシマン卿はホツザ首相と會見懇談。
 六 日 外務當局は四日の重光・リ會談の内容を公表○敵の揚子江左岸決潰に依り浸水面積三千二百平方キロ、難民五十萬に上つた。
 七 日 中華民國臨時政府は舊通貨整理辦法による中國、交通兩銀行券の一割切下げの命令を公布、同時に聲明を發表。
 八 日 臨時資金調整法改正案、資金調整委員會にて原案可決○都市計畫東京地方委員會は城東に世界一飛行場を建設する件並に防空公園築造の件を決定○八・一三上海事變勃發記念日を控へ共同、佛兩租界に戒嚴令施行。
 九 日 昭和十三年年度豫算節約額二億五千二百二十萬圓を閣議に於て正式決定○電

力管理關係の三施行令公布。
 十日 國家總動員審議會初總會に於て醫療關係従業者登録及學校卒業生使用認可制に關する勅令案要項を審議可決。
 十一日 天皇陛下には長くも御駐紮地葉山より横須賀市浦郷の海軍航空廠並に木更津海軍航空隊に行幸あらせられ親しく無敵海軍航空隊の威容を覽はせらる。
 十二日 天皇 皇后兩陛下には本日葉山御用邸より宮城へ還幸啓あらせらる○傷兵保護院は學校教育希望の將兵に對し學費を支給することになり地方長官宛右に關する通牒を發出○帝大改革問題に關する文部省對東大の懇談會は遂に具體的結論を得ず對立の儘散會。
 十三日 大藏省金使用制限強化を内定○八一三記念日を期し蔣介石は日本軍占領地區内民衆に告ぐる書を發表○滿・獨修好條約に基づく公使交換は兩國政府のアグレンマン到着により近く實現、初代駐獨公使に呂宜文氏、駐滿公使にマクナリー氏任命に決定。
 十四日 大阪船場一流綿布問屋を繞る綿糸統制違反事件は更に進展社長重役等を續々檢擧○伯林、紐育間を翔破せるドイツ

十五日 日銀發表、七月中の補助貨幣流通高四億四千三百圓に著増○内外地、滿洲國、支那の農業關係を調整、農林行政の緊密なる連繫の下に農業發生産物の補充を期する東亞農林協議會は農相官邸に開催、その成果注目する○張鼓峰事件に關し長くも天皇陛下には將兵の自重隱忍克く其任務を全ふせるを満足に思召さる旨の優渥なる御言葉を賜ふ。

十六日 政府は屢次の五相會議を経て意見の一致を見たる支那事變に關する内治外交の最高方針を閣議に附議決定○ヒットラー・ユングト一行三十名はグナイゼナウ號にて横濱入港○ハル米國務長官は關稅障壁の緩和、條約及國際法の尊重、軍備縮小等強調のラヂオ放送。

十七日 電力評價委員會は審議の結果、日本發達電氣社に對する出資財産評價要綱を決定○ハリフアツクス英外相はチェンバレン首相と對スベイン問題、英米通商問題日英會談等に關する重要外交問題を協議。十八日 大藏省は支那事變公債四億圓を新規發行賣出しを決定○日銀、八月東京小賣物價指數は前月に比し一分九厘暴騰、

就中食料品の騰勢顯著と發表○物資動員に伴ひ發生したる失業救済に關する中央失業對策委員會は最終總會に於て答申案可決○商工省中央物價委員會、糊上綿製品の中農山漁村及工場労働者向けの買上綿製品、木炭等に就き標準價額を決定、又鶏卵の價格抑制方策をも決定。

十九日 商工省は新工作機械試作に獎勵金交付の省令を公布、即日實施○米政府はドイツ政府の希望するパーナール制による特殊條約締結を拒否の旨發表。

二十日 大藏省は金使用賣買を全部許可制とし、金統制を更に強化。二十一日 八月迄の支那事變公債發行額は三十一億圓に達す○ダラザエ佛首相は一週四十時間労働制の廢棄を含む新經濟復興案を發表。

二十二日 外務省情報部はソ聯の不法に依り在ハバロフグス並に在アラゴエシチエンスク兩領事員を一時引揚げる旨發表○農林省米穀委員會は政府所有米百五十萬石買換を決定○佛内閣は四十時間労働制問題に關し労働相、土木相突如辭職、後任労働相にゴマン氏、土木相にモンジョー氏を任命。

二十三日 輸出入臨時措置法に基く鐵鋼製品價格調整協議會設立内定○伊政府は十月の新學期よりユダヤ人教授の一掃を實施する旨決定。

二十四日 國家總動員法第二十一條の規定に當り警察關係者の職業能力申告令、同第六條に依る學校卒業者使用制限令公布さる○日本飛行學校アンリオ機と日本空輸會社スノー・ユニバーサル機と大森上空に於て接觸墜落、ガソリンタンク爆發して百三十名の死傷者を出す。

二十五日 滿洲・上海兩事變關係の第三次勳功行賞第一回分發表さる。陸軍關係九千八十名、海軍關係一千六百九十六名。二十六日 滿洲國政府、日滿貿易協定全文を發表○商工省、軍需資材の増産政策と並行して死蔵資源の回收に乘出し鐵鋼の殘材買上げを決定○支那事變第三回勳功行賞發表さる。陸軍關係のみにてその人員一千二百六十名。

二十七日 ヒットラー・ユングト一行は經井澤に於ける近衛首相の招宴に臨み打解けて歡談。二十八日 英政府、チェコ問題の對策に關し重大會議を開き、コンミュニケ發表。

二十九日 羽田飛行場大慘事の犠牲者六十一名の合同葬大森第四小學校に於て執行さる○板垣陸相は岩手縣下訪問の車中談に於て蔣の屈伏を認定する迄は徹底的に膺懲を期すとの重大時局談を試みた○チェコ問題に關聯して獨の態度が注目され居りし際、獨佛國境のケール防備の爲め特別警備隊動員さる。

三十日 大藏、商工兩省、中小工業業者轉業資金貸出條件を決定○チェコ問題に關する英國の態度を協議する爲英重大閣議を開催、佛政府も亦閣議開催。

三十一日 中央物價委員會第十回總會開催物價専門委員會はトラツク料金、毛製品洋紙、ゴム製品、磁器鐵器の最高標準價格を答申○池田商相は漢口陥落後も依然統制經濟持続の方針なりとの談を發表○厚生省商店法施行規則を公布。

九月

一日 關東一帯に猛烈なる大暴風雨襲來す、風速三十一米、二十二年振りの記録を作る。帝都の浸水九萬餘戸、半全壊家屋六百戸國鐵、市電一時不通、各地の被害甚大○震災十五周年記念日○商工省鐵山局内に産金課を新設○經濟事件処理の萬全を

期する爲の經濟係判檢事は法相官邸に會同鹽野法相より訓示○ズデーテン黨首ヘンライン氏はベルヒチスガーテンの山莊にヒットラー總統を訪問、ズデーテン問題に關し重要會談。

二日 逓信省は郵便貯金八月末現在高預入人員六千七百三十一萬九千六百五十九人、預金額四十一億五千四百六十九萬三千四百四十二圓に上る空前の著増を示したる旨發表○ヒットラー總統はリッペンドロツプ外相、ヘンラインズデーテン黨首と午餐を共にしつゝ第二次重要會談を遂げた。

三日 天皇陛下に對し奉り伊國皇帝エチオピア皇帝陛下より雅仁親王殿下へアマチオア・タ・頭飾章御贈進の旨の御懇篤なる御電報あり右に對し 天皇陛下より御郵重なる御禮電報御發送遊ばさる。○商工省紙類、紙類及製紙原料の八月三十一日市價以上の販賣を禁止。同省は人組價格付を告示。

四日 永井選相は經井澤別荘に近衛首相を訪問○全世界の視聽を籠めて獨逸ナチス黨第十回大會、ニュールンベルグに於て開かる○ズデーテン黨各領袖はナチス黨大會を前にして強硬なる態度を示す演説を各

地に於て行ひ注目さる。

五日 漢口攻略を控へ我が外務當局は敵の奸策を封すべく英・米・獨・伊・佛五國に漢口中立地帯問題に關し重ねて通告を發し我方の態度闡明○秒速四十八米の猛颯風四國、關西一帯を襲ひ被害甚大。

六日 歐亞航空公司所屬機不時着事件に關し豫告なき民間機の保護は不可能なりと外務省情報部發表○第十回ナチス黨大會開會式の席上大會議長アドルフ・ヒッテラー氏に依つてヒットラー總統の宣言書代讀さる、宣言はドイツの國內政治、經濟問題に集中され、チェコ問題には一言も觸れる所なし○チェコ、ホツザ首相は新妥協案をズデーテン黨に手交し俄然局面の展開豫想さる。

七日 商工省、故・層鐵の最高價額を告示、十月一日より施行○逓信省では電話の公認取引機關として電話業組合の設立に關し明春早々省令を公布○支那國際聯盟協會々長は聯盟事務總長に支那事變に對し聯盟規約第十七條適用を要請。

八日 宇垣外交の陣容刷新の爲近く大公使の異動を行ふこととなり先づ吉田駐英大使に對し歸朝命令を發し其後任に重光駐

ソ大使轉任を決定○伊政府、チエコ問題に
關し保衛擴大の場合に對獨義務を遂行する
旨を明かにす○獨チエコ境モラゴスカ・オ
ストラヴァルに於て發生したるズデーテン
黨議員毆打事件は同黨側を利し形勢重大
化の恐れあり。

九日 外務省顧問設置、元外相有田
八郎、佐藤尙武兩氏を任命に内定○國民政
府代表部は第百二回國際聯盟理事會に日支
紛争に關し第十七條採用方を要請。

十日 葉山及日光に御遊幸中の皇太子
殿下には三内親王殿下と御揃にて還啓遊は
さる○日本一と稱せられる淡川神社の石の
大鳥居崩壞に鑑み内務省神社局に於ては今
後石造鳥居の建立を絕對不許可に決定○ズ
デーテン黨員とチエコ官憲との衝突事件頻
發し事態益々悪化する。

十一日 ニュールンベルグ大會閉會式に
於けるヒットラー總統の演説に先立ち英外
務省は當局談の形式を以てチエコ問題に就
き強硬態度を示し英國は佛國の存立に脅威
を與ふるが如き全般的紛争が勃發したる時
は、之に對して傍觀者たり得ずと發表。
十二日 東部防衛司令部管下の府十八
縣に互る防空訓練本日より五日間施行する

○商工省、鐵鋼配給規則改正を公示○コン
ノート殿下薨去、享年五十五○ヒットラー
總統はナチス大會閉會式に於て今日の大獨
逸建設に對するナチスの活動を禮讚、チエ
コ問題に言及してズデーテンドイツ人に民
族自決權を與へよと獅子吼し、他途ズデー
テン黨支持の強硬態度を闡明。

十三日 商工省、轉業對策要綱を發表○
チエコ政府ズデーテン地方に戒嚴令を布告
ヘンラインズデーテン黨首は戒嚴令撤廢要
求の最後の通牒を發出。

十四日 滿洲貿易協定新京に於て正式調
印完了○日親善を旨しヘルムの訪日經
濟文化使節團一行十五名來朝。
十五日 天皇陛下には海軍大學第四十一
回卒業式に親臨あらせられ還幸の途次、海
軍館に臨幸あらせらる○大藏省預金部資金
運用委員會は轉業、失業對策の融資條件を
正式決定轉業資金三千二百萬圓、失業對策
資金六百萬圓を融通決定○重大危機に直面
せるチエコ問題打開の爲チエンパレン英首
相は飛行機にて獨逸に赴きヘルムヒテスカ
ーの山莊に於てヒットラー總統と歴史的
會見を遂ぐ○チエコ政府は内亂の虞でズ
デーテン黨首ヘンライン氏の逮捕を命令。

十六日 天皇陛下には訪日ヘルム經濟使
節團々長フエンテ將軍以下四氏に謁見仰付
らる○五日間に互りて施行せられし東部防
空訓練終る○チエコ政府はズデーテン地方
人民投票案に對し絕對反對し、領土分裂も
許さずと強硬聲明發表。

十七日 池田藏相は時局談を爲して曰
く治安工作は軍に信賴し、經濟的には長期
戰に何等の支障なしと○壽府の國際會議帝
國事務局は十六日の聯盟總會に於ける顧維
鈞支那代表の日本攻撃演説を反駁せるコン
ミニエケを發表。

十八日 ガラサエ佛首相ハネ佛外相は倫
教を訪問、英首相官邸に於てズデーテン地
方の國際管理、英佛獨伊波羅匈七國に於て
チエコの獨立保障、チエコの佛ソとの相互
援助條約廢棄に關する會談を行ひ夜半意見
一致す○チエコ國內に於けるハンガリー少
數民族、自決權要求を決議。

十九日 商工省自家用瓦斯製造事業取締
規則を制定公布○商工省、輸出入品臨時措
置法に基く石炭配給統制規則を公布○國際
聯盟理事會は支那の要請を採擇し規約第十
七條適用に決し、日本に對し招聘狀を發し
來る○チエコ問題に對する英佛共同解決案

の内容發表され、此旨チエコ政府へ正式通
告。

二十日 本日現在郵便貯金四十二億を突
破○産業組合中央金庫は貸出歩合の据置、
貸出限度の擴張を決定○中華民、國臨時政
府、中支維新政府の聯合機關として聯合委
員會設立を聲明。

二十一日 長くも 皇后陛下には張鼓峰
事件の英艦に對し御歌及御菓子料下賜の旨
御沙汰あらせらる○商工省、工業組合の職
時工業への轉換施設費に補助金交付決定○
チエコ政府遂に屈服して英佛案受諾の旨正
式發表。

二十二日 商工省、買上綿製品配給方法
に就き各府縣に次官依命通牒を發す○同省
轉業對策事務開始○國民貯蓄獎勵局は本
年一月より八月に至る各種貯蓄總額四十七
億四千四百餘萬圓と貯蓄實績を發表○中
國民政府聯合委員會、北京に於て創立式典
を舉行○チエコのホツザ内閣辭職、參謀
總長シログイ將軍を首班とする新舉閣一致
内閣成立○チエコ問題に關するチエンパレ
ン英首相ヒットラー獨逸總統の第二次會談
イラスベルグに開かる○十九日附國際聯盟
事務局より發せられたる規約第十七條に基

く招聘狀に對し帝國政府は拒絕を回答。

二十三日 商工省、皮革配給統制規則改
正を告示○チエコ政府總動員令を發令○佛
政府、チエコ救護の旨聲明○チエンパレン
ヒットラー第二次會談、英首相の讓歩に依
り辛じて危機を脱す。

二十四日 チエコ政府は全國に互る動員
に關しラサオ放逐を以て本日前六時迄應
召兵の大部分は原隊に入つた旨發表○佛政
府は豫備兵三十萬を召集○英海軍は時局に
鑑み旗艦ネルソン號以下警備に出動○白耳
義政府も豫備兵召集。諾威では除隊延期○
獨逸政府の對チエコ覺書は十月一日迄の期
限附を以て實行を要求○ムツリニ伊首相
はパドアに於ける演説で獨逸の忍耐を誤解
する勿れと獅子吼。

二十五日 八丈島に颶風襲來、全半壊一
千六百二十戸、死者十二名の被害あり○チ
エコ政府は獨逸總統の覺書に對する回答文を
英外相宛手交、其の内容は正に國家主權の
喪失なりとし原則的に拒否。佛政府も亦覺
書に反對。
二十六日 厚生省、失業對策部官制を發
表○逕信省、外局として臨時船舶管理局を
設置○外務省首領部會議にて對支機關妥協

案を決定○ヒットラー獨逸總統は柏林のスポ
ルト・パラスト大會館に於てチエコ問題に
關し總統の態度を明かにする全國民特選の
歴史的大演説を行ひズデーテン地方を獨逸
の主權下に置く決意を闡明ルーズヴェルト
米大統領は獨・チ兩國へ平和解決要請の親
電を發送○英佛第二次會談に於て佛の強硬
要求に基き英も亦獨のチエコ攻撃の場合に
英佛ソ聯起たんとする重大聲明を爲す。

二十七日 大藏省、特殊取扱保稅工場へ
の官吏特派手数料免除を決定○國際聯盟理
事會對日制裁を採擇、規約第十六條適用○
ヒットラー獨逸總統は二十八日午後二時迄に
チエコ政府が覺書を受諾せざる場合獨逸は
二十九日を期し總動員を行ふ旨重大決意を
發表。

二十八日 商工省、勞農用綿製品配給方
法に關し地方官と懇談○英首相の懇望に依
りヒットラー獨逸總統ミエンヘン市に英・佛
伊の三首相を招聘し四國會議開催に決定。
二十九日 中央物價委員會、綿製品、綿
卵カスコークス、工業藥品の市價引下を答
申○字垣外拓相、重大時局の折衝突如辭職
近衛首相已むなく外拓兩相兼任を決定○チ
エコ問題解決に關するチエンパレン英首

相、ヒットラー獨裁、ムツソリニ伊首相
 ダラウエ佛首相の四巨頭會議は、ムンヘン
 の「總統の家」に開催され、結局英佛側は
 獨伊側に従ひ獨逸の要求を全面的に承認、
 十月一日ズデーテン地方割譲と決す。○チエ
 コ政府は四國會談に先立つて本日午前ズデ
 ーテン地方割譲を中心とする英佛共同解決
 案の實行に關する英政府の新提案を受諾。
 三十日 日銀兌換券發行高二十億九千四
 百萬圓を記録す。○商工省、鐵鋼配給統制規
 則を改正公布。○チエコ政府、四國協定解決
 案を正式受諾。○ハンガリー政府、チエコに
 對し領土割讓の新要求提出を發表。

十月

一日 軍人傷痍記章新に制定され本日
 より佩用實施。○政府は臨時閣議を開いて對
 支中央機關設置問題を附議決定し其要綱を
 發表。○獨逸政府、ズデーテン割讓地に執政
 官を設置しヘンライン氏を初代執政官に任
 命。
 二日 英・獨接近工作進捗、之に關し
 英首相は佛首相に親書を送つて英佛協定を
 害ふ所以にあらずとして佛國の参加方を要
 望。○波蘭軍テツシエン地方に進軍を開始。
 三日 日 長くも 天皇陛下には軍人援護

事業に對する優渥なる勅語を賜ひ且つ軍人
 援護の資として御内帑金三百萬圓御下賜あ
 らせらる。○ 皇后陛下には戰線に傷つきし
 白衣の勇士の上を思召され御仁慈深き御歌
 下賜。○本月初登壇の近衛兼行外相は記者團
 を引見、帝國の外交方針は不動の旨強調。○
 帝國政府は聯盟理事會が採擇せる規約第十
 六條の制裁を實行し來る國あらば之に對し
 對抗措置を講ずるの決意ある旨表明。
 四日 商工省、日本鐵工聯への割當に
 依る歴延鋼の配給方法を改正。又毛織物四
 割の減産を決定。○厚生省、失業對策部を設
 置。○波蘭、對日制裁の意思なき旨帝國政府
 に申入。

五日 大藏省、綜合リソク制に對する
 反駁書を商工省に提出。○商工省は石炭配給
 統制規則を改正して取締を緩和。○チエコ大
 統領ベネシユ氏はズデーテン問題處理の責
 任を負ひ辭職、シロゲイ首相は新チエコ建
 設の方針を闡明、チヴァルコスフキ新外
 相は獨伊輻輳接近の爲め折衝に入る。○英伊
 ローマ會談は伊外相、駐伊英大使間に諒解
 進捗。
 六日 大藏省、特殊取扱保稅工場の利用
 増進を圖るべく省令を改正公布。○北海道夕

張發續發。○滿洲外相、議會にて聯盟規約
 十六條に基く制裁に不参加の旨表明。
 七日 支那事變第四回論功行賞發表さ
 る。陸軍五千四百五十名、海軍七十一名。○ソ
 聯アリユツヘル元帥の逮捕を中心し赤軍部
 内に大々的肅清の旨傳へらる。○伊國フアン
 スト大評議會に於て一般人士の純潔を期す
 る爲めユダヤ人排斥を決定。○スロヴァキア自
 治政府テイリツ氏を首班として成立。
 八日 大藏省、外國爲替管理令を改正
 し兩替商、爲替取引、通貨輸出に關する取
 締を強化。○英伊交渉は西班牙に於ける伊太
 利義勇軍の撤兵實行を決定、英政府は伊太
 利のエチオピア併合を承認。○香港政廳非常
 條例公布。

九日 洪牙利、チエコ兩國代表のコマ
 ルノ會談に於てチエコ國內の洪牙利少數民
 族地區を洪國に割讓するに決定。
 十日 天皇陛下には埼玉縣熊谷の陸軍
 飛行學校へ行幸遊ばされ親しく空軍の精銳
 を賞はせらる。○民事部長會議に於て改正商
 法の實施は昭和十五年一月一日よりと内定
 ○パレスチナに於けるアラビヤ人對ユダヤ
 人の民族闘争深刻化の爲め英政府守備隊を
 増強彈壓を決定。○アルカリア國參謀總長

ビープ將軍暗殺さる。
 十一日 大藏省貯蓄獎勵特別委員會は貯
 蓄獎勵局案を審議の結果具體的方策を決定
 ○商工省、人絹最高價格付表改正公布。○出
 征軍馬、軍犬の功績顯著なるものに對する
 「功章」授與の第一回分を發表。
 十二日 農林省、肥料取締法施行規則中
 改正の件公布。○農林・商工兩省は肥料配給
 統制法施行令を公布、十五日より實施。○支
 那事變關係第五回論功行賞を加納少將等六
 千六百七十名に金勳章を授與。
 十三日 第十三回中央物委員會、工業業
 品綿製品及下駄等の標準價格引下を答申。
 ○チエコ新外相チヴァルコスフキ氏はリッ
 ペンドロフ外相を訪問、親善關係樹立
 に努力。○匈・チエコマルノ會談決裂し匈チ
 關係急轉變化。

十四日 農林省は飼料配給調整に「價格
 平衡資金」を設定。○チエコ外相はヒット
 ラー總統を訪問ズデーテン地方併合に伴ふ
 獨チエ關係調整に就き重要會談。
 十五日 大藏省は支那事變特別國庫債券
 二億九千七百萬圓及支那事變特別國庫債券
 額面三百萬圓を十月廿五日發行の旨告示。○
 陸軍々人の服役年限及び在營年限延長に關

する陸軍省令公布さる。○日支貨物連絡運送
 規則施行さる。
 十六日 第二回文部省美術展覽會開催さ
 る。
 十七日 靖國神社に護國の英靈として合
 祀される一萬三千三十四柱の招魂式は今夕
 七時嚴肅に執行さる。○英國政府、非常時局
 に對處する爲め國家企業省、軍需省、海運省
 の三省を新設、同時に内閣一部を改造。
 十八日 靖國神社臨時大祭第一日の儀行
 はる。○メツク波蘭外相突如羅馬尼亞を訪問
 自國の政策に就きカレル陛下と會見。
 十九日 靖國神社臨時大祭第二日の儀は
 長くも、天皇陛下の臨幸を仰ぎ奉りて嚴肅
 盛大に執行さる。○伏見宮博義王殿下本日本
 前二時東京御本邸にて薨去遊ばさる。○波蘭
 滿洲國間に領事交換協定調印さる。○米國の
 金準備高百四十億弗を突破し世界の總金準
 備高の五割八分を占む。

二十日 蒙疆代表一行近衛首相と會見、
 德王、李守信將軍は長き邊より光榮の勳章
 を拜受。○本邦上海間の國際電話一年振りで
 復活開通。
 二十一日 天皇陛下には蒙古聯盟自治政
 府首席德王に對し賜見被付。○ 皇后陛下に

は御日出度く御内著帶式を擧げさせらる。○
 支那事變の戦死傷者論功行賞第六回分發表
 さる。陸軍關係七千四百八十名、海軍關係十
 四名、計七千四百九十四名。○輸出振興を目
 指す商工省立案の綜合リソク制案は、大藏
 省の反對意見に遭ひ對立的醜れを生じつゝ
 ありしが、商工省は右代案を作成提出。○チ
 アノ伊外相は離任の堀田大使と急遽會談し
 對支政策の傳達方を要請す。

二十二日 商工省、綿英大小、雜品の入
 續糸にもリソク制實施。○滿洲上海事變の第
 三次論功行賞第二回分は陸軍將兵並に軍屬
 の殊勳生存勇士一萬三千八百八十八名の光
 榮者發表さる。○谷公使は及川司令長官の要
 請に基き廣東、漢口碇泊の艦船に避難を求
 むる旨關係國に申入。
 二十三日 英海軍當局、我が第三國艦船
 避難方申入を拒絶。
 二十四日 大元帥陛下には長くも南支陸
 海部隊に優渥なる御言葉賜ふ。○軍馬の靈
 を慰める「支那事變軍馬祭」日比谷公園に
 於て舉行さる。
 二十五日 大藏省、産金法の規定に基き
 金貨幣及金塊保有狀況調査規則を制定公布
 ○外務省、皇軍漢口突入の報に豫て閉鎖中

の總領事館再開を決定、花輪漢口總領事は曾員同件上海より漢口に向け出發。
 二十七日 商工省、人造石油事業法施行規則中一部改正公布即日施行○南支作戦に於て終々たる御武勳を擲てさせ給へし秩父宮殿下本日御歸還○帝國政府は國際聯盟との文化的協力を一切停止することに決定○匈・チエコマルノ會談以來ルチニア地方歸屬を中心とする意見對立せるが匈國は遂に最後通牒を提示。
 二十七日 商工省、物品販賣價格取締規則に基き余其他六品を指定品に追加し十月二十一日市價以上を以てする販賣を禁止。ス・フ及ス・フ未販賣取締規則に基きス・フ及ス・フ未の種類及最高價格を改正告示○米國、在支權益確保に關し對日申入れせる旨發表○伊太利政府は極東の新情勢に鑑み上海より駐屯陸兵を撤退決定の旨駐日大使に通告。
 二十八日 商工省、米松販賣取締規則を改正、軍需向以外の米法販賣は許可を要する旨規定。又綿絲販賣價格取締規則を改正○天皇陛下には長くも武漢攻略を御嘉賞あらせられ、畏れ多くも二重橋に出御あらせられ民草の赤誠に應へさせ給ふた。外務

省情報部長は佛國の對露援助に關し武器輸送を繼續せば自衛手段を採るが如き事態に立至るべき旨の談を發表。
 二十九日 商工省、ス・フ織物の規則統一第一四分を發表、明年二月一日實施○近衛首相の兼攝せる外相に有田八郎氏、拓相に八田嘉明氏就任す○獨・伊ローマ會談は二十七日よりリッペンドロップ獨外相を迎へムツリヨニ首相、チアノ外相と重要會談行はれ植民地問題、對極東問題、ハンガリー問題に互れるものと傳へられ兩者の意見完全一致。
 三十日 日本革新農村協議會結成さる。
 三十一日 國家總動員審議會第二回總會は技術者の雇傭、事業設備等に關する三勅令案を可決○蔣介石民衆に告ぐるの書を發表、最後の勝利を夢に描いて抗日氣勢を揚る。
 【十一月】
 一日 總額四十五億に上る豫算を査定する大藏省主計局の豫算會議開始さる○ガラエ佛首相は内閣を改造して藏相にポール・レイノア法相を起用○チエンパレン英首相は下院に於て英國の投資なくば支那の再建は不能なりと宣明○波蘭・チエコ問題

國境線劃定に關する協定に調印を了し解決。
 二日 國際聯盟が支那事變に規約第十六條の適用を採擇せるに對し帝國政府は聯盟諸機關への協力終止を通告○農業報國聯盟は有馬農相を會長に推戴して發會式を舉行○中華民國政府聯合委員會第二次會議は梁委員長議長の下に開會され反共救國の宣言を可決○獨・伊・匈チエコ四國會談行はる
 三日 近衛首相は武漢陥落後の新態勢に對する帝國不動の方針を世界に開明し、併せて聖戰の目的達成を期す爲國民の注意を要すべくAKより放送○池田藏相も亦長期經濟統制に就て聲明○明治節の佳辰を過ぎ武漢に於ける陸海軍では東久通官、賀陽宮兩殿下の台座を仰ぎ祝賀式を舉行○如最高指揮官、及川長官は夫々長期戦に就き聲明發表○米國務省は九國條約の有効性を強調し、日支間の紛争は此條約の精神に従つて解決さるべき事を主張する文書を發表。
 四日 東北興業、東北振興電力兩會社總裁に横山助成氏就任○政友會總裁問題再燃。
 五日 御下賜金三百萬圓を基金に融、

海、厚生三省に於て手續中の恩賜財團軍人後援會開設さる○滿洲、上海兩事變第三次勳功行賞第三回分、板垣陸相以下七千六百三十九名發表○北京臨時政府は將の國民に告ぐる書に對しその欺騙を痛撃。
 六日 日獨伊防共協定成立一周年記念日に方り防共協定記念會では記念國民大行進を舉行、他方伊大使館には秩父宮、同妃兩殿下の台座を仰ぎ盛大なる記念祝賀會を開催○波蘭下院總選舉行はれ與黨大勝。
 七日 漢口、廣東兩省に伴ひ戰區は陝西湖南湖北廣西全省に擴大し肅州大理以東は掃蕩區となりたるを以て有田外相は文書を以て第三國の善處を要望○駐佛トイッ大使館書記官フオンラト氏は瀾太系の波蘭人に狙撃されて重傷。
 八日 廣東稅關接收は松平領事とフーハイ稅關長との間で調停裡に完了○英國皇帝ジョージ六世、議會開院式の勸語に於て英國の極東權益擁護に言及。
 九日 國家總動員法第十一條發動問題に關し池田藏相の反對言明に對して陸軍では依藤情報部長を以て積極意見を表明し情報部長の均衡を強調○英政府ハレスチオ紛争解決案を公表○八日施行せる米國上

院三分一、下院全部、州知事三十三名の改選結果は依然民主黨優勢なるも共和黨の進出も豫想外の結果を示現。
 十日 天皇陛下には新裝成れる帝室博物館に行幸あらせらる○國民精神作興に關する詔書換發滿十五周年記念式全國各地に舉行さる○トルコ再建の父ケマル・アタチュルク大統領逝去、享年五十六。
 十一日 中央物價委員會は燐寸毛製品家庭用機械の最高標準價格を決定。
 十二日 駐滿利代獨逸公使ゾグネル博士信任狀捧呈○獨政府は巴里遺囑書記官の賠償として國內のユダヤ人に十億馬克の負擔を命令。
 十三日 蔣の焦土戰術に依り長沙全市に大火災起る重要建物悉く焼失。
 十四日 英米佛各大使より揚子江の通商及航行回復問題に關する申入に對し、有田外相は揚子江は軍事的に見て第三國船舶に開放するの時期に達せずと文書を以て回答○明年度豫算編成に關する第一回豫算會議藏相官邸に開かる○アルカリア首相キョセイノフ氏は内相以下六閣僚の改選を斷行○獨逸のユダヤ人問題、植民地返還要求問題等により英國の輿論變化○米政府文駐

獨大使に歸還命令を發す。
 十五日 海軍定期大異動發令○政民兩黨協同の「東亞建國運動大演說會」日比谷公會堂に開催さる○維新政府行政院長梁鴻志氏一行飛行機にて羽田着入京○洪牙利首相イムレナイ氏一旦總辭職後新内閣組織。
 十六日 閣院參謀總長宮殿下には武備御陵、攝原神宮に御參拜、皇軍の武軍長久を御祈願あらせらる○江朝宗、張燕卿、陸宗輿氏等十五名の元老政客は民衆救國運動を起すことを決意し全支に通電○ユダヤ系青年の駐佛獨逸大使館書記官射殺事件に端を發せる獨逸の猶太人問題に對する英の非難に獨逸紙一齊に英を攻撃○反猶太熱浪にも飛火す○エチオピア併合を英正式に承認、英伊協定發効。
 十七日 靖國神社に合祀される護國の英靈一萬三百三十四柱の招魂式は今夕七時を期し嚴肅に執行さる○日滿合同バルブ會議は滿洲國新京に於て開催○日・匈文化協定調印完了の旨外務省正式發表○英米加通商協定調印成る。
 十八日 日滿支經濟懇談會列席の爲來朝の維新政府代表實業部長王子惠氏は「日本の人口飽和に關し、世界は再認識せよ」と

強調○滿伊修好通商航海條約は伊太利外務省に於てチアノ外相、徐駐伊公使との間に兩國政府の批准書を交換、即日條約發効○北京全市民を總動員して反共救國運動週間行はる。

十九日 日華協議會第六回會議に於て北支の土地改良は原則として政府直接擔當の方策を決定。

二十日 帝國對米回答の精神は英佛に對して之を維持し東亞諸國は正を促す不動の方針と見らる○スワソン海軍長官は米海軍年次報告に於て海軍兵力の増強を發表(三萬五千噸級主力艦三隻の建造發註)○英國訪問中の諸威皇后マード陛下倫敦に於て薨去御年七十。

二十一日 商工省は輸出入品等臨時措置法に基き鐵屑配給統制規則を公布○陸軍省兵務、軍務兩局長更迭發表、兵務局長に中村明人少將、軍務局長に町尻量基少將補任さる。

二十二日 日獨文化協定御諮詢案樞密院本會議に上程原案通り可決○日滿支經濟懇談會東京に開かる○貿易振興策の樹立を旨とする日本貿易振興協議會發會式舉行する○ハル米國務長官は記者團との會見に於て日

本の回答文に不滿なる旨表明○駐獨支那大使陳介の信任狀捧呈式は突然取止めとなり國民政府大狼狽。

二十三日 板垣陸相、長期建設の第一階梯は占領地域の治安工作であるとの時局談を爲す○維新政府立法院長温宗堯氏は邦人記者團との初會見に於て當面の時局談を試み邦聯制の必要を高調○長沙放火事件に關し臨時政府情報部長は犯人は蔣及共產黨なりとの強硬聲明○中國共產黨六中全会擴大會議に於て今後の政策十五項目を決定○獨伊文化協定正式調印。

二十四日 有田外相はクレギー英大使と會見、英の抗議的再申入に對し之を反駁、認識是正を要す○日滿支經濟東京懇談會閉會○樞密院に關する英佛リ會談行はる

二十五日 商工省、毛織物製造制限規則制定○日獨文化協定調印成る○漢口治安維持會結成、行政諸機關を確立○米國政府は獨逸に對し舊埃國の債務を督促、英米新協定の恩典なき旨聲明○チエコ政府は國境制限期繰上げに關し波蘭の要求受諾。

二十六日 日滿支大阪經濟懇談會開催○商工省協定人絹絲配給に裁定命令を發し之が内容を發表○ソ、波親關係確認、共同コ

ンミニユケを發表○佛政府はレイノール蔵相の財政經濟再建法に反對する罷職の惡化に強硬態度を決意軍隊に待機令を發す。

二十七日 皇紀二千六百年記念事業たる東京城東區五十萬坪の大造港建設案決定○日本空輸會社の旅客機、青森縣八甲田山に墜落し搭乗者四名慘死○廣東治安維持會發會式舉行。

二十八日 商工省、皮革配給統制規則を改正し自家用革使用を統制○選信省、發送電出資の収益還元率を七分に正式決定○板垣陸相は軍管理工場主の懇談會に於て率先自肅自戒以て國防充實完壁を切望すと強調、東條次官は今後の軍備は蘇支二國を目標とする旨附言○新中央政府樹立促進全體代表大會南京に於て開催、防共親日の熱意沸騰。

二十九日 貿易振興協議會第一回理事會は今後の具體的活動方針を決定○南京大會は中支全民衆の要求として蔣に下野勸告を通告。

三十日 日本銀行券發行高二十二億五千萬圓に達し、限外發行高五千八百萬圓を記録○帝國と更生支那の國交調整方針に關し首相は御前會議を奏請、上程審議の結果原

案を可決○南京民衆大會了、邦聯政府組織を宣言○北支臨時政府、棉花輸出許可條例公布○政府の彈壓奏功、佛國の總罷業失敗に了る○チエコ國新大統領に大審院長ハツチ博士當選○ヘン大尉を機長とする獨逸防日親善コンド機は今夜十時三十分二十四秒立川着、伯林東京間距離一萬四千八百八十軒、所要時間四十六時間三十九分二十四秒の輝く國際新記録を樹立。

【十二月】

一日 近衛首相は支那事變終了の時期は日滿支共同新建設着手の時であると樞密院に於て言明○國民再編成を旨とする樞密院的新組織の要綱を八相會議にて決定○興亞院關係の諸官制案樞密院第二回審查委員會を無修正にて通過○日支文化提携を目的とする文化協議會は來朝中の會長湯爾和氏以下七十餘名の評議員出席の下に開かる。

二日 明年度豫算總額三十六億九千餘萬圓は閣議十分を以て大藏省原案通り決定○伊太利政府は英・伊協定の規定に基き倫敦海軍條約加入に關する覺書に調印、尙チアノ伊外相の下院に於ける演説に際し佛領チエニコルシカの伊國合併示成行はれたるに對し佛朝野に大なる衝撃を起し佛伊

關係惡化の兆候

三日 日ソ漁業條約は暫定所極期満了を控へ有田外相は日蘇漁業條約正式調印促進の爲め東郷大使宛電、東郷、リトヴノフ會談開始する○英政府、伊國に對しチエニス問題に於て抗議を提出、伊外相婉曲に拒否。

四日 國家總動員審議會、一般國民の職業能力、船員の職業能力の調査、船舶運航技術者の養成、及從業者雇入れ制限等の四勅令案を可決

五日 帝國政府は日蘇漁業條約に關し前東郷大使宛促進電を發し、本日河相情報部長談を以てソ聯の遷延策を弄する旨發表○獨佛不侵略共同宣言調印。

六日 樞密院官制中改正の件は歴代内閣多年に互る懸案となつたるものなるが全委員會に於て可決○樞密院本會議興亞院官制を可決。

七日 天皇陛下には長くも大本營陸軍部へ行幸あらせられ親しく諸官を接はせ給ふ○航空教育の一元強化の爲め陸軍航空總督部を創設することに決定○有田外相は英米兩國大使を招き我が對支方針を詳細説明

し新秩序建設の態度と門戸開放機會均等に關する新原則を闡明して懇談○英政府は對蔣援助を強化し輸出保證制度を擴張○駐支米大使は突如歸國命令を受け空路出發倫敦經由歸米の筈。

九日 ○第八回汎米會議は、カナダを除く二十一箇國代表を網羅してヘルメ國首都リマに於て開催、期間は三十日迄の豫定○前英國外相アイアン氏訪米。

十日 陸軍省軍部大更迭發令、東條中將航空總督に、山脇中將陸軍次官に、中島中將參謀次長に補任さる○ソ聯、北緯太に於ける我が石油利權否認の態度に出で屢々不爲行爲を繰返すに對し我外務省嚴重抗議

十一日 日ソ漁業條約會議にソ側北鐵問題を蒸返へし不誠意を示す○リスニア、メメル地方の議會選舉の結果獨逸派斷然優勢なる爲今後に備へ非常警戒令公布。

十二日 蔵相第三次増稅斷行方針を決定○選舉制度部會に於て大選區區制採用の旨決定○英政府、獨政府に對しメモルの現狀を尊重すべき旨申入。

十三日 大藏省、總動員法第十一條に關する勅令案の内容を決定○商工省、物品販賣價格取締規則を改正即日施行○日ソ漁業

第四次會談の安定漁區の設置申入に對し我方これを一致し依然意見不一致○英首相、外國新聞記者協會に於て佛を積極的援助の旨闡明。

十四日 豫算内示會に於て池田蔵相は明年度に一部増税、十五年度に税制改革の意思ある旨言明○獨英間の經濟調整を圖る爲獨逸國立銀行總裁シヤット博士渡英。

十五日 農林省、農業報國運動方針を發表○日銀、政府保證附社債の優遇範圍を擴大し利下斷行○米支借款二千五百萬弗はエニグアサル・トレンチング・コーポレーションなる偽裝會社の名の下に巧に迷彩して成立、對日示威手段と觀測さる。一方英支間にも亦千萬磅の借款成立。尙佛印當局の對支武器輸送の不信行爲も暴露す。

十六日 興亞院官制公布、舊貴族院内假會にて事務開始○伊政府、閣議に於てエダヤ人財産處分法を決定○シム内閣首相パホー、元有馬を理由に辭職し、國防相シグム氏新内閣を組織す。閣員は全部留任、軍部獨裁の傾向顯著。

十七日 ○武漢攻略に待たる御武勳を樹てさせられし東久通官殿には飛行機にて福岡御前御歸還。商工省ス・フ織物規則

格第二次追加發表○日ソ漁業第六次會談は暫定協定に對する交渉に双方相譲らず遂に物別れとなる、外相東郷大使に重大訓電

十八日 武漢戰線に御奮戦あられし賀陽宮殿下には飛行機にて福岡御著、御歸還○伊政府は駐佛大使を通じて伊佛協定の廢棄方通告、斯くてチエニス問題益々紛糾化す○匈國外相は外交方針を闡明防共樞軸に接近の旨強調。

十九日 有田外相は外人記者團と會見、興亞外交方針を中外に聲明○第十回中央物價委員會總會ス・フ製品、化學工業品、皮革製品等六品目の最高標準價格を決定○米國の對支援助は更に強化され、モ大藏長官米支銀協定の無期延長に決定對日示威策を試む○英政府も亦輸出保證を擴張して援將を積極化する○ボンネ佛外相は下院撥算委員會に於て英佛の協力、佛領土の確保に就て決意闡明。

二十日 日本發送電會社の公稱資本金七億三千九百三十一萬圓と正式決定○日ソ漁業第七次會談依然對立の儘物別れ○廣東治安維持會成立、十名の會議制による○重慶にありし國民黨の元老汪精衛氏突如昆明經由空路佛題印度支那方面に脱出。

二十一日 赫々たる御武勳を樹てさせられて御歸還遊ばされし東久通中將官邸下には長くも天皇陛下に拜謁具さに軍狀戰果を御伏奏ありて御嘉賞の勅語を賜ひしやに洩れ承はる○汎米會議は米州共同防衛宣言案の代案たる一般的侵略反對案成立。

二十二日 近衛首相、帝國政府の日支國交調整に關する劃期的聲明を發表○日ソ漁業交渉の前途につき首相、外相、陸海兩相の四相間に無條件狀態に備ふる對策を協議○總動員審議會、六勅令案を特別委員に附託。

二十三日 農林省、農林計畫委員會を新設○第八次日ソ漁業交渉「安定漁區」問題で對立、年内解決絶望視する○近衛首相の日支國交調整方針に呼應して中支軍も同憂具眼の同志を糾合して邁進する旨聲明、更に臨時、維新兩政府も聲明發表。

二十四日 第七十四議會召集、成立○汪精衛出國説を裏書し蔣政權より汪の外遊發表○國家總動員法の全面的發動とも稱すべき第十一條以下、第六、第十、第十三條の四々條に互る六勅令案を特別委員會原案通り可決○汎米會議、米州各國の連帶關係を確認する「リマ宣言」を全會一致可決。尙外

相會議設置を決定。

二十五日 大藏省、十三年度本邦對外貿易の概算(本日迄)は輸出二十六億一千百十六萬二千圓、輸入二十五億九千八百五萬三千圓差引出超一千三百十萬九千圓と發表○滿洲國銀行法公布。

二十六日 第七十四議會開院式、長くも天皇陛下には長期戰下に處する國民精神の昂揚と國家總力の發揮に大御心をかけさせられ國民の嚮ふ所を示させ給ふ御明鑑を下し給へり、議員一同恐懼感激○事變關係論功行賞第七回分(海軍は第六回)發表する、陸軍六三〇五名、海軍九四四名、此中病歿者三百八十名含まる○企畫審議會、日滿支三國を通ずる生産力擴充計畫要綱可決○日ソ漁業協定交渉繼續にソ側同意○佛政府、佛伊協定有効を強調する回答を伊國に發出。

二十七日 商工省、アルミ販賣價格一割引下、十四年一月一日より實施○經濟戰強調週間の郵便貯金は昨年同期に比し倍増と通信省發表○日本銀行兌換券二十六億二千百萬圓に膨脹、昭和二年の金融恐慌當時の最高記録を突破○第八回汎米會、議閉會米當局大成功を放送。

二十一日 赫々たる御武勳を樹てさせられて御歸還遊ばされし東久通中將官邸下には長くも天皇陛下に拜謁具さに軍狀戰果を御伏奏ありて御嘉賞の勅語を賜ひしやに洩れ承はる○汎米會議は米州共同防衛宣言案の代案たる一般的侵略反對案成立。

二十二日 近衛首相、帝國政府の日支國交調整に關する劃期的聲明を發表○日ソ漁業交渉の前途につき首相、外相、陸海兩相の四相間に無條件狀態に備ふる對策を協議○總動員審議會、六勅令案を特別委員に附託。

二十三日 農林省、農林計畫委員會を新設○第八次日ソ漁業交渉「安定漁區」問題で對立、年内解決絶望視する○近衛首相の日支國交調整方針に呼應して中支軍も同憂具眼の同志を糾合して邁進する旨聲明、更に臨時、維新兩政府も聲明發表。

二十四日 第七十四議會召集、成立○汪精衛出國説を裏書し蔣政權より汪の外遊發表○國家總動員法の全面的發動とも稱すべき第十一條以下、第六、第十、第十三條の四々條に互る六勅令案を特別委員會原案通り可決○汎米會議、米州各國の連帶關係を確認する「リマ宣言」を全會一致可決。尙外

る事を明確にせるものとして重大視さる。

一 日 四方拜○蔣政權、汪精衛の黨籍を褫奪し逮捕令を發す。

二 日 米上院外交委員長ヒットマン氏對日經濟報復を提唱。

三 日 元始祭、近衛、平沼兩邸に訪客相繼ぎ政局の成行重大化、陸軍首腦部對策を凝議○北支臨時政府、舊法幣第二次切下(三割)の財政部布告を發布。

四 日 近衛内閣總辭職、樞府議長平沼男に後繼内閣組織の大命降下○近衛首相は總辭職決行に方り「新たな事象に處する爲には新たな内閣の下に新たな庶政の構想工夫を運らし以て民心の一新を圖る事の必要を痛感する」旨の聲明を公表○米大統領國防充實の必要を教書にて闡明。

五 日 平沼内閣成立。○平沼内閣は前内閣の聖斷を仰ぎて確定せる事變處理に關する不動の方針を國家の總力に依りて貫徹を期せんとすと中外に聲明發表。

六 日 平沼新首相はJ.O.A.Kのマイクを通じて總動員態勢の強化と綜合國力の擴充に邁進する旨を表明○洪、チエニ國境紛争遂に爆發チ軍の砲撃に洪軍又應戰。

二十八日 國家總動員審議會六勅令案を可決、配當制限を先行公布○日ソ漁業問題交渉に於て全然無關係なる滿洲國の北鐵讓渡金支拂保留問題を持出し交渉遅延を企圖し居れるに鑑み滿洲國は筋違ひの旨を明にし猛省を促すべく通告。

二十九日 町尻軍務局長停職○商工省輸出振興策として計畫の綜合リンケ制に反對意見ありし爲め之が代案として「特殊リンケ制」を設定、輸出品の原材料の確保を圖る事に決定、實施は明年一月十日○國策遂行の萬全を期すべく近衛首相は重大決意を以て内閣の強化を企圖、有田、木戸、板垣池田四相と凝議。

三十日 興銀、本年の公社債發行總額六十億八千萬圓、前年に比し三十六億四百萬圓の激増と發表○重慶脱出の汪精衛は蔣介石一派に對し重大聲明を發表、即ち防共協定、日支經濟提携、交戰終結等に堂々論及大衝動を捲起す。

三十一日 日銀、十三年中の計畫資本三十九億三千万圓前年に比し三億一千萬圓増と發表○米國務省、ケルシー駐日大使を通じて有田外相に提出せる文書の全文を發表極東情勢に對する日米兩國の見解全く對立す

七日 國家總動員法第二十一條に基く國民職業能力申告令(國民登錄制度)公布
二十一日より施行○滿洲移民國策樹立の爲め新京に日滿懇談會開かる。

八日 陸軍始觀兵式は長くも 大元帥陛下の親臨を仰ぎ代々木原頭に於て嚴かに舉行せらる○東郷駐ソ大使、蘇の邦人漁區を賣企圖に對し警告○汪精衛が過般の聲明と共に去十二月廿八日附を以て中央政府宛提出の書翰を發表、則ち十二月廿二日の近衛聲明に答へ和平交渉の基礎と爲すべきを力説したるもの。

九日 商工省、輸出向織維製品の販賣取締規則改正の省令公布即日施行○洪、チヌべく兩國代表間に意見一致す。

十日 逓信省、電話市價の調整を目標とする電話業者の公認制度を六大都市に實施、同時に金融利率も日歩五錢以内に限定○廣東治安維持會、近衛聲明に呼應し日支國交調整聲明の旨を全支那に徹底せしむべく飛機○洪牙利政府、滿洲國を正式承認。

十一日 警視總監に菅場軍藏氏警保局長に安藤狂四郎氏、企畫院總裁に青木一男氏を起用○チエンプレン英首相はローマを訪問、

間、ゲエネチア宮に於てムツッリニ伊首相との間に重要會談○北支臨時政府は成立第二年の新會計年度を迎へ懸案の豫算制度を實施する事に決定。

十二日 昨年中の國債消化高三十六億五千萬圓、消化率八四・三%と日銀發表○昨夏帝都新聞記者團と會見せるソ聯脱出のシリョフ大將は本日第二回會見を行ひスタリン指導下の蔣政権は全く無力化せりと語つた○英伊會談はムソリニ伊首相の對佛問題に就て領土權の委譲、對西班牙問題に就てはフランコ軍への積極的援助を聲明せる爲め難關に逢着、英側遺憾の意を表明○米大統領の國防敎書は空軍中心の大軍擴を強調、又太平洋がアム島防備強化問題を含むもの。

十三日 平沼首相は貴族院代表招待會席上に於て新秩序建設を旨とする政務の重點を時局打開に置くべきを強調○英伊會談は結局意見の對立を以て終了せるも、獨伊領袖の發展と伊國の眞意を確認せしめる點に於て英伊兩國により政局將來の推移に對し正確なる判斷の資たらしめたるを實收獲と觀らる○洪牙利政府は日獨伊よりの防共協定參加の勸誘に對し正式に參加受諾を回答。

十四日 陸、海、厚生、内務四省、全國市町村を單位に強力なる統後團體組織の成案に到達、名稱を「統後奉公會」と決定、全國地方長官宛宛調令發送○英國政府は米國政府と歩調を共にしクレギー大使を以て「支那の門戸開放、機會均等に關する公文書」を有田外相に手交。

十五日 蔣政権、財政の窮迫に因り外債の利拂ひ中止を發表し歐米に多大の衝撃を與ふ○日ソ漁業條約問題は正面衝突の儘物分れとなり居りしが果然ソ聯政府は國際信義を無視し沿海州の二九三漁區賣賣を公告、帝國政府は不法なる賣賣には一切不参加の旨を表明。

十六日 日本發送電の株式公募開始、即日申込七倍に達す○滿洲國は防共協定に正式參加、同時に此の旨を中外に聲明○ウグライナ統一運動を喚り波蘭政府對ウグライナ少數民族の關係感化し警官隊と衝突するに至りたる旨波蘭政府非公式に發表○西班牙フランコ軍は破竹の勢を以て人民戰線軍の首都バルセロナに進撃、陥落日に迫る

十七日 首、外、藏三相の議會演說草案閣議にて決定○日滿支三國生産力擴充三ヶ年計畫案閣議にて決定○商工省は中央

物價委員會の改組を決定○日支事變に對する米國の態度決定に資する爲めジョン駐支大使は歐洲經由歸米、直に大統領と會見して支那の長期抗戰可能の所以を報告。

十八日 兵役法第四十一條に依り一定年齢まで徵集延期を許されたりし中等校以上の在學生徒は戰時體制に即應する兵役法改正により猶豫年限を短縮され、短期現役制は廢止、明年度より實施○滿洲國産業五ヶ年計畫第二年度実績發表○北支臨時政府、舊法幣流通禁止注意事項を發表○佛國政府英米に追隨して舊關の近衛聲明に對する通牒を手交。

十九日 佛國の對日通牒全文發表さる○駐蘇大使館參事官、安定漁區競賣に抗議、蘇聯側は依然不誠意○全英各地に爆破事件頻發、之れは愛蘭獨立運動團體たる共和義勇軍の陰謀と見られ當局緊張。

二十日 國民職業能力申告第一日○國際聯盟理事會は支那よりの提訴に基き滿場一致を以て「援蔣決議」を採擇○蔣政權、重慶に五中全會を開催○獨、國立銀行總裁にフンク經濟相を任命。

に集中し、萬難を排して生産力の擴充を圖らんとすの施政方針を闡明、引續き外、陸、海、藏各相の演說があつた○綿糸、スフ、人絹糸の配給統制成り二月五日より實施と決定。

二十二日 平沼首相、議會に於て東亞新秩序建設の決意を表明○ムソリニ伊首相は農民代表を前に對佛強硬の不動の決意を表明、尙チアノ伊外相のニューゴースラビア訪問の結果バルカン協商國の獨伊樞軸に協調の態勢濃厚となる。

二十三日 昨年度米穀實收高は六千五百八十六萬九千九百九十二石、取年度に比し七厘方減收、全國平均一反當收穫高は二石四斗五合。

二十四日 軍事扶助費追加豫算に關聯して廣瀬厚相は「被軍事扶助者は昨年末で百五十五萬八千人、扶助費八千七百四十五萬圓」なる旨説明○中華民國政府聯合委員會は和平の曙光見ゆ悉はす適宜せよと中外に聲明○王克敏、梁鴻志兩氏は共に吳佩孚氏を訪問重要會談。

二十五日 衆議院豫算總會席上、石渡藏相は委員會の活動を強化し物價對策の萬全を期すと今後の方針を説明。板垣陸相は東

武氏の質問に對し「我方より故なくしてソ聯に對し進撃することは絕對なきも被等の不當なる侵略あらば斷乎之を擊滅する決心あり」と重大聲明○英支直通航路開設の取極め成立の旨孔祥熙發表○伊太利政府、豫備兵を召集。

二十六日 支那全國の大小各團體、在野政治家、教育界、財界を網羅しての舉國的要望に依り吳佩孚氏は和平敎團に屬起、此の旨全國各界に通電○佛政府、我が駐佛大使谷正之氏のアグレマンを拒否せる旨有田外相議會に於て聲明○西班牙フランコ軍は特選のバルセロナ攻略を完成、人戰派閣僚佛領人逃避。

二十七日 商工省、物價統制法の整理統合方針を決定○米大統領、記者團との會見に於て佛國よりの軍用機六百臺注文に應ずることに決せる旨發表。

二十八日 近衛無任所相、衆議院に初の出席○東大平賀新總長は學部長會議を開き大學空前の肅學を決定○チリ地震に於て受慮されし在留邦人は全部無事の旨臨時チリ公使より入報。

二十九日 平賀肅學に於ける河合、土方兩教授の休職上申問題は果然經濟學部教授

團に大衝擊を與へ土方、山田教授の聲明に續いて革新派も激烈なる聲明を發表、同時に大河内、本位田氏以下十五名連袂辭表提出○吳佩孚將軍の廢起に支那和平救國運動具體化する。

三十日 海陸兩相は衆議院豫算總會に於て「相當長期に亘つて駐兵を考慮し準備して居り占領地の確保に就て所信を披瀝、所謂東亞新秩序建設の爲め貢獻せねばならぬ」と軍の決意を闡明○支那和平救國會は吳將軍を統帥委員長に推戴○ヒットラー獨總統は議會に臨み植民地返還要求と伊國援助を強調せる演説を爲し、又日本民族稱讃の辭を述べた。

三十一日 宮中御嘉例の歌御會始の御儀執行せらる○政府、軍用資源秘密保護法案議會提出決定○吳將軍、統帥委員長就任と同時に重大聲明發表。

一 日 平沼首相、衆議院にて自由主義經濟の修正不可避を言明○八田商相、衆議院豫算總會に於て工業組合法改正考慮の旨表明○米大統領の獨裁國に對して英佛等の民主主義國を積極的に援助する決意の表明は果然全世界の注目を惹き、國內の孤立主義者者に大刺戟を與へ是非の論議沸騰。

二 日 生産力擴充並に物動計畫の具體的説明の爲め衆議院豫算總會秘密會に入る○商工省、ス・フネ市販統制二月一日に週及實施○豊水道に於ける艦隊演習中伊號第六十二潜水艦は僚艦と衝突して沈没。

三 日 大藏省、臨時資金調整法に基く昨年中の認可額は二十八億二千二百七十九萬六千圓で、大部分時局關係産業に集中の旨發表○各方面より英佛積極援助の方針、秘密外交痛撃の際に記者團との會見にルイ・ズベルト大統領は我が放言を傳へらるる米國の國境はライン河にありとの説は誤報なりと釋明。

四 日 農林計畫委員會、肥料配給割當要綱を原案通り決定○伊アグネスト大會は決議を以てフランコ軍完勝まで伊國義勇軍を撤收せしむる軍に祝辭發出○西班牙人民戰線派英國に調停依頼。

五日 日本精神榮揚週開始まる○西班牙人民戰線派のアサニア大統領、同派政府首腦五十餘名はベルトルス仲を越えて佛領に遁入。

六 日 石渡藏相、大藏分科會に於て國家總動員法の強化、國家總動員法の全面的

發行機賣却を決定せる事實が上院陸軍委員會にて判明大問題となる。

十七日 大藏省、新増税法の經過規定要綱發表○アル・米大使は有田外相を訪問、我軍の海南島占領に對する申入を行つた、議に英佛の行ひしと同様の内容にて外相の回答また英佛に對すると同様。

十八日 商工省、釘、針金、鐵線配給協議會設置に決定、統制要綱及同協會運用方針を各地方長官宛通牒○衆議院兵役法改正委員會に於て板垣陸相は「精兵主義と多兵主義の併用」を力説、尙大陸に軍事機關設置の要ある旨高調○貴族院本會議、問題の宗教團體法案通過。

十九日 支那維新政府外交部長陳錫氏上海共同租界の自邸に於て食事中テロ團に襲撃され兇弾に仆る○シヤム國改正關稅公布即日實施○ヘルに叛亂勃發、首謀者は内相アントニオ・ロドリゲス將軍、政府軍の爲め口將軍以下殺害され忽ち鎮定。

二十日 上海租界内テロ事件に關し我方工部局に對し嚴重抗議、尙現地陸海軍當局斷乎たる治安維持對策協議○大藏省、昨年四月より十二月迄の貯蓄増加額五十六億六千五百萬圓、目標の八十億圓に對しその六

會見を爲し解黨及新黨結成に關し申合。

九 日 商工省、中小商工資金融通損失再補償制度の國家再補償現度撤廢に決定○臺灣米穀移出管理特別會計法案閣議にて正式決定○白耳義内閣總辭職。

十日 皇軍の海南島奇襲上陸に關し外務省情報部長談を以て日佛協約には何等拘束を受けずと發表○西班牙フランコ軍ミノルカ島占領。

十一月 戰捷興亞の意義深き紀元節○支那綏靖委員會組織決定し執務開始○佛政府アンリ・駐日大使をして海南島占領に關し帝國政府に説明を求むる申入を爲す○ビルマに反英運動起り騷擾感化。

十二日 蔣介石、我が海南島占領に列國の對日牽制を要望。

十三日 衆議院本會議、十四年度總豫算案可決○有田外相、佛國の申入に對して海南島占領は軍事上の必要以外何等領土的野心なしと説明。英政府も亦對日申入○我が當局上海テロに就き工部局聲明を反駁。

十四日 クレーギー英大使、アンリ佛大使同様の申入を行ひたるに對し、有田外相は同様に専ら軍事的必要に出でたるものにて領土的野心は絕對になき旨言明○衆議

院「對ソ權益決議案」を滿場一致可決○戰時下の物表制限による小中平和産業の軍需、輸出、代用品工業への轉換狀況は昨年末現在調査に依れば業轉工業組合數八百二十一、其中七百二十二組合は軍需工業と判明。

十五日 大藏省顧問會議、日銀、鮮、臺銀各銀行券保證發行限度擴張を決定○鐵回收に就き關係各省委員打合の結果、マンホールの蓋、パンチ、ボルト、灰皿、火鉢等の十五品目を指定、屠業統制會社に集中せしむる事に決定○大統領は一九四一年六月迄に軍用機三千三十二機の製造、パナマ其他の沿岸地區防備強化を目指す五億五千三百萬弗に上る國防大擴充案を下院に提出○英國政府は五億八千萬磅に上る國防豫算案を發表。

十六日 大藏省、支藏者、支那事變特別稅法、臨時利得稅法、臨時租稅措置法の各改正法律案要綱を發表の有田外相は出漁準備と併行し日ソ漁業問題の最後的外交折衝開始を東郷大使宛電發送○人事調整法案、借地借家臨時處理改正法案、軍用自動車檢査法案等の重要法案九件衆議院通過○ル米大統領は陸軍側の反對を押し切つて佛へ

發動の重大示唆○加藤青島總領事、英軍艦の稅關並に港務規則違反事件に關し英領事に嚴重に抗議○英バトラー外務次官、英國の對將援助逐次具體化すと下院にて言明○チエンパレン英首相は下院に於て佛國の脅威に對し即時對抗協力すと重大聲明。

七日 衆議院各派の共同提案たる「對ソ權益確保に關する決議案」を緊急上程○衆議院海軍分科會に於て米内海相は「現有海軍力及追加豫算として提出する新艦艇計畫とを合せて國防の全きを期する自信あり」と言明○英帝國の糖パレスチナ問題を解決すべく英首相會の下にパレスチナ會議を開催○抗日將政權は西北航空に關し中ソ協定を締結しソ聯に特殊權益を許容、而も協定有效期間を五ヶ年とし尙必要ある場合其儘軍事協定に轉換し得爲すもの○伊、ソ新通商協定成立。

八 日 大藏省、生産力擴充の爲の租稅減免案決定○商工省、物動計畫實施に伴ふ昨年十一月現在轉失業者數三十七萬四千餘人、内轉業二萬二千餘人と發表○平沼首相、貴族院委員會に於て國民精神作興上宗教の活動に期待すと所信言明○社會大衆黨と東方會の合同問題表面化し兩黨代表正式

割八厘の好成績の旨發表○サイモン英蔵相、軍備五ヶ年計畫費十五億磅突破を闡明
 二十一、上海共同租界内に又々暗殺事件勃發し親日要人李國杰氏街頭に於て射殺さる○社大、東方兩黨の解黨新黨結成運動は安部社大黨首の問題に關聯し竟に暗殺に乘上げ、同氏引退表明に依り結成中止を招來。

二十二日 上海租界内三ヶ所に又復抗日テロ事件勃發、此の暴狀に我政府は犯人の即時逮捕と租界の徹底的改組を嚴重要求○チェンバレン英首相、ランカシヤに於て軍縮會議召集の必要を力説せる後之が達成には内に十分なる武力を整へるの要ありとし英國の甚大なる再軍備工作の進捗を諷刺。
 二十三日 衆議院、十三年度追加豫算案を可決○陸軍機三度蘭州を大空襲○埃及政府、本年度綿布輸入割當量を通牒し來る○米國下院、海軍根據地擴充案中よりゲラム島防備條項削除を可決、政府側其復活に狂奔。

二十四日 大蔵省、支那事變特別稅法中改正法律案の勅令による物品稅追加品目及免稅概要を發表○ハンガリーと時を同じふして防共協定參加の滿洲國は本日新京に於

て日獨伊三國代表と張國務總理との間に加盟議定書調印を完了○平沼首相は各官廳宛てに官吏の獨善、相剋を戒懼、大業輔成に邁進せよとの内閣訓示を發出す。

二十五日 大蔵省、自昭和十二年至昭和十三年度第三種所得稅決定額三十八億一千九百餘萬圓、納稅人員百六十五萬餘人と發表○商工省、白金の配給統制を二月十日に及實施の旨各業者宛通牒○政府は物價委員會の改組を閣議に於て決定○陳外交部長を始め上海租界内に頻發せる抗日テロ事件を重視せる維新政府は英佛が援將行爲を改めざる限り租界は敵國なりと斷じ揚子江を出入する外國船にも無言の宣戰を布告すべきなりとの強硬決意を閣議。

二十六日 上海テロ事件に對する工部局回答に不満、更に反省を促すべく我方重ねて申入を行ふ○英佛政府はフランコ政權承認に關聯し種々條件を附してする意向の處フランコ政府の強硬態度明瞭となりし爲め竟に無條件承認に決す。

二十七日 大矢主稅局長は衆議院増稅委員會に於て法人所得最高課稅限度を公表○生産力擴充委員會を商工省内に設置に決定要綱を發表○上海テロ事件に關する現地の

請願に對し有田外相は陸海外三省會議の結果を回調、現地折衝を以て租界當局の善處に期待、監視的態度を以て靜觀に決す、但し租界當局が不誠意又は無能力を暴露したる場合は我が警察權は當然適宜行使○英佛政府、フランコ政權を無條件正式承認。
 二十八日 高松宮殿下には二月初旬以來海南島作戰に御參畫、引續き中支方面に御行動中の處、御任務了へ御恙なく御歸還○西班牙人民戰線派アサニア大統領は亡命先佛蘭コロンナエにて辭任を發表同政府軍司令官ミアハ將軍に對し休戰勸告。之により二ヶ年半に西班牙内亂愈々終結。

三月

一日 大蔵省、臨時利得稅並に臨時租稅法の二改正の改正法律案に伴ふ關係命令要綱發表○商工省、人絹糸、ス、フ、ス、フ糸の格付改正即日實施○支那國民政府財政會議を重慶に開催し治下の銀行、金融業者と對日抗戰力擴充を協議○英政府、陸軍の機械化擴充を目指し一億六千百萬磅に達する甚大なる陸軍部費を發表○故齋藤大使の逝去に對し米政府は軍艦アストリア號を以てその遺骸を禮送する旨發表。
 二日 第五内親王殿下本日午後四時三

十五分を以て御降臨○二月二日豊後水道に於て遭難せる伊號第六十三潜水艦乗組將兵八十一名に對し死亡認定の旨海軍當局公表

○新ローマ法王は選舉の結果法王盧政務總長パチエリ大司教當選、ヒオ十二世と呼稱
 三日 石渡藏相は衆議院増稅委員會に於て稅制改革の方向は負擔の均衡にありと首明○大蔵省、來年度の貯金目標を百億圓とする事に内定、國民一人當百圓の割合○上海租界免除の協定成立、我が憲兵常駐特別課設置等により租界當局と協力に決す。

四日 貴族院豫算總會、明年度豫算案を可決○商工省物品販賣價格指定品目に絹織物及絹製品を追加し一月十日現在の値段にまで抑制すべしと指示。

五日 拓務省、十四年度青少年義勇軍計畫の全貌を發表○大蔵省主計局、陸海軍新國防計畫を含む明年度追加豫算案を決定

六日 米内海相は衆議院豫算總會に於て第四次艦艇充實計畫は世界最強の海軍國を目標とし相對的自主計畫樹立せる旨説明○商工省、砂糖、コーヒー、清涼飲料、清酒、麥酒、紙、屑綿、トタン、釘、針等の全部に公定價格を附するに決定、三月四日現在價格よりの引上を禁止○西班牙民衆線内

閣議辭職。

七日 三十六億九千餘萬圓の明年度總豫算並に各特別會計豫算貴族院本會議を通過○興亞院連絡關係の勅令三件を閣議決定

八日 去二日御誕生第五内親王様は御名は貴子、御稱號は清宮と御命名の旨宮内省より告示○内務省計畫局、非常時下の防空防火を目的とする防空建築規則を四月一日より實施に決定、同規則施行區域を六大都市以下十九都市以下十九都市を指定○企業院總裁、衆議院豫算總會にて生産力擴充完成後の重要物資産額を増加割合を明示○英政府、法幣安定資金(一千万磅)設定に關する英支協定内容を發表。

九日 陸軍定期大異動發令さる、進級千百餘名實戰經驗を重視し東亞新秩序の建設に即應し新鋭を拔擢○衆議院本會議、臨時軍事費豫算案可決○中國聯合準備銀行、十一日より舊法幣の流通を禁止。

十日 興亞院連絡部陣容決定す○商工省、皮革最高價格制を改訂實施○英國の對支法幣安定策につき有田外相は衆議院の豫算總會にて直に抗議せず運用結果を嚴重注視すと首明。
 十一日 本年初の論功行賞發表さる、陸

軍第八回分三千三百七十四名(殊勳甲廿三名)海軍第七回分二百六十一名(優賞十一名)○中央物價委員會常任委員廿二名指名さる○商工省、珈琲、釘、針金、鐵線及ス、フ製品の公定價格決定。

十二日 農相、全國經濟部長會議席上農産物増產計畫目標を指示○有田外相は貴族院本會議に於て「日ソ漁業交渉不調の場合には權益擁護のために斷乎邁進し有效適切なる處置を講ずる覺悟あり」と決意表明。
 十三日 明年度臨時軍事豫算、陸軍三十一億四千萬圓、海軍八億千萬圓、豫備費六億五千萬圓總計四十六億は貴族院本會議に於て滿場一致可決○ヒットラー獨總統はスロヴァキアのチソイ首相を招請し、チエコ國內の獨逸少數民族を擁護する立場に於てチエコに最後の通牒を發し、同時に十四師團を同國境方面に動員○印度王侯國會議に於てリンスカウ總督は聯邦制度實施に關しその可なる所以を力説各王侯國の參加を要望。

十四日 商工省、機構改革案成る、新に物價局設置に決定○ヒットラー總統と會見急遽歸還せるチソイ前首相を迎へスロヴァキア議會はチソイ内閣の成立を要請、スロ

グアキア州の獨立宣言を可決。
 十五日 商工省、中小部工業轉業資金損失補償制度改正に決定。ソ聯政府安定漁區漁業進行、我が外務省局は一方的行動に對し不承認を通告、情報部長談話發表。ヒョットライ獨總統とチエコ大統領ハーハ氏との會談の結果、チエコ即ちボヘミア、モラヴィヤを獨逸へ合併に決して協定の調印完了、スロヴァキア亦獨逸の保護下に入る。
 十六日 有田外相は衆議院豫算總會に於てソ聯の安定漁區不法漁業は絕對不承認の方針尙交渉は今後も繼續すべしと闡明。ルチニア政府ゴロツン首相以下の首領は、同政府に對しルチニア地方の全領域を擧げて羅馬尼亞領編入を要請。洪軍ルチニア首都を占領、洪牙利首相テレキー伯全土占據を宣言。
 十七日 貴族院本會議、明年度國防追加豫算案を可決。チエコ公使館閉鎖、本日獨逸大使館に接収。
 十八日 貴族院本會議、米穀配給統制法修正案通り可決。有田外相、東郷大使宛漁區漁業不承認の調電發送。英佛兩國政府は獨逸のチエコ合併承認し得ざる旨嚴重抗議。

議、獨逸直に之を一顧、尙ソ聯も國權抗議す。故齋藤大使の遺骸は禮送艦アストリア號に移され正午アナポリス軍港投錨。英駐獨大使引揚。
 十九日 獨逸の中歐進出に對し英國政府は緊急開議の決定に基きソ聯政府に英佛兩國と提携協力を要請。佛上院は國防全權法案を二百十六票對十七票の壓倒的多数を以て可決。獨逸英大使引揚。駐獨佛大使も亦引揚。
 二十日 貴族院本會議、産金會社法案外十二法案を可決。ルチニア佛大統領はボネ外相を帶同英國訪問、尙國防強化の爲め緊急軍法令を決定。
 二十一日 佛印ハノイにある汪精衛を襲撃せる事件突發、身を以て汪を護りし會仲鳴兇彈に當る。リスニア政府、メーメルを獨逸に割讓決定。
 二十二日 衆議院本會議、支那事變特別税法、臨時利得税法、臨時租稅措置法の各改正法律案委員會修正通り可決。蘇聯第二回漁區漁業を四月三日執行の旨公告。獨逸經濟協定成る、獨逸は之によつてルチニア油田の一部獨占的採掘權其他相當の利權を獲得せりと見られる。

二十三日 中央物價委員會、モスリン、反毛原料、絹織物、ゴム製品等の公定價額を決定。日・伊文化協定調印。スロヴァキアを保護國とする獨逸・スロヴァキア間の協定成立。
 二十四日 昭和十四年度豫算成立、總額九十四億圓、政府は約六十億を公債發行に仰ぐ方針。西班牙フランコ軍、マドリッド入城。英佛の獨逸圍攻政策は行詰り相互救援を取極。獨逸新財政計畫を樹立無利子公債を發行。
 二十五日 第七十四議會の會期終了。成立せる豫算九十四億圓、政府提出の法律案八十九件全部成立。農林商工兩省、肥料配給規則要綱公布。
 二十六日 第七十四議會閉院式行はれ優渥なる勅語を賜ふ。ムソリーニ伊首相、フアレスト黨大會に於て對佛問題にチエコニア、スエズ、サブチの解決を要求すとの重大演説を爲した。英佛は之を重視。
 二十七日 蔣政權、更に鹽稅擔保の公債に對して元利支拂を停止する旨正式に公表。防英より歸還せるルチニア大統領出席の下に國務會議を開催、國防強化を目的とする緊急令を可決し即日公布。

二十八日 農林省、北洋出漁者届出規則を公布即日實施。マドリッド遂に陥落、フランコ軍堂々市内に進入開始。
 二十九日 總動員法の雇入制限(第六條)技能者養成(第二十二條)の勅令案成る。大藏省、二月迄の貯蓄増加額六十六億五千八百餘萬圓と發表。平沼首相は内閣記者團と議會後初の會見談話を爲して曰く今後の方針は國防と生産力を根幹とする旨。聲明。ラチエ佛首相は放送演説中對伊問題に言及、伊太利から發議される豫備交渉には應ずる用意あるも佛國讓歩の限界は領土に關する變更並に佛の主權を弱める如き條件を除くと強調。
 三十日 商工省、銅使用制限品日に電球他九品目を追加告示。五月一日より實施決定。中央物價委員會、砂糖、清酒、麥酒、清涼飲料、人絹織物、絹製品、木炭、亞鉛鐵板等の公定價格決定。臨時、維新兩政府第四次聯合委員會、和平救國促進の具體策決定。同時に英・ソの反平和工作の排撃を期する目的を以て兩國に重要警告を發する事を決定。ムソリーニ伊首相はコセンザに於ける演説に於て(外交上の協定如何を問はず伊太利は地中海の囚人たる事を欲せず)と

論斷、必要なる場合は外交交渉に依らざる解決をも辭せざるを示唆。
 三十一日 政府、賃金統制令並に就業時間制限令(總動員法第六條)公布。大藏省臨時租稅措置法施行規則改正命令發表。帝國政府は南支那海の中にある無主の珊瑚島嶼新南群島を臺灣總督府の管轄に編入せる旨佛國に通告。汪精衛第三次聲明書發表、昨年末重慶脱出後會仲鳴橫死に至る迄の政治的見地と今後の進退を表明、余の和平勸告通電は國府最高機關の決定に依つた處であると重要事實を公表。英首相對獨態度に就き下院に於て波瀾攻撃を受けなば英佛兩國は直に之を援助すべき三國協定成立せる旨表明。
 【四月】
 一日 政府は會社利益配當及資金融通令公布。十日より實施、資金特別會計法に基く政府の銀買上は日銀を通じて開始。軍事參議官加藤隆義、橫濱司令官長谷川清兩中將が海軍大將に進級、澤本中將は練習艦隊司令官に補せらる。商工省は産金獎勵規則公布即日施行、又清涼飲料、麥酒、清酒の製造及販賣公定價格告示、ス・フに關する格付改正、同配給規則中一部改正實施。

選信省は電氣總官制公布實施。米國はスハインフランコ政府を正式承認。
 二日 久通宮恭仁子女王殿下、公爵二條朝基氏に御降嫁。モスコに於ける東郷リトヴィノフ日蘇漁業交渉が十九回に及び一應解決、協定内容は借區料の値上げは一割以内、釐落區は五ヶ年間有效。
 三日 日支和平を唱へる汪精衛が會仲鳴暗殺事件に關する聲明書を發表。イラク國王カーシ一世は自動車事故により崩御。
 四日 商工省は物品販賣價格取締規則に基き砂糖の標準價格を指定、又同省々議で物價局新設を決定。午前六時横濱を出發した大日本航空會社南洋航路一番機は午後四時廿分サイパン島に安着。浦鹽で行はれた北洋漁區漁業で我方二五四區を競落。イラク國王崩御によりフエイサル皇太子殿下御年四歳が御即位遊ばされた、同じ日イラク市民は突如反英示威後モツスに駐在英國領事G・E・Aモンクメーション氏を襲撃殺害。
 五日 石渡藏相は稅制調査會に於て稅制改革斷行の決意を披瀝。イタリー軍アルバニア占領。フランコ大統領にルチニア再選。

六日 政府は八月一日國民消費臨時調査を實施する旨決定を發表○商工省は五月一日機構改革實施に決定○長期戦下の師團長會議開會、陸相兼費節約、大國策進行の旨強調○英首相英波相互援助條約成立を發表

七日 内閣々僚補充に小磯國昭大將が拓相補任に田邊治通氏が決定親任され、平沼首相秘書官太田耕造氏が内閣書記官長に就任○外務省情報部は新南群島に對する佛國の抗議申入を發表、而して考慮の餘地なしとの談話發表

八日 樞府日露通商協定を可決○北海資源開發會社設立計畫決定○産業開發五年計畫案上の滿洲國は其の二年度実績を發表○北支各鐵道一元經營の新會社十五日創立を決定北支方面交通の刷新時代來る○イタリヤ軍アルバニアの首都チラナ入城○歐洲の風雲急を告げ英海軍陸戰隊コルフ島に上陸開始と傳へらる○米國ハル國務長官はアルバニア進軍のイタリヤに對し攻撃的聲明書を發表

九日 長き遊よりイラン國皇太子殿下御成婚式へ御贈品の御祝品を搭載、重き使命の使節をよこせは午前七時十三分

快晴に惠まれ羽田東京飛行場を離陸、二千二百三十キロの臺北飛行場に午後三時十二分安着、幸よき第一日のコースを無事終了○帝國訪問のイタリヤ親善使、同國駐東京陸軍少佐トローメオ・コンチーニは午前九時無事横濱港に入港○チアノ伊外相は飛行機によるアルバニア首都チラナへ到着堂々イタリヤ公使館入りした

十日 政府は貸金統制令施行規則を公布即日施行、又従業者雇入れ制限令施行規則を公布○政府は利益配當審査委員會官制を公布○大藏省は三月末の國債總額を百七十三億餘萬圓と發表○興亞陸運總局長官會議開かれ、首相は國策完成に努める旨訓示○イラン訪問空の使節をよこせは午前八時十三分臺北出發、同十一時三十分八百九十八キロを飛越し第二日目の行程を廣東飛行場に安着○午前六時五分イバン島を出發横濱指して歸航の途に上つた大日本航空會社南洋航路一香機は午後三時中越快速調で無事横濱に到着○アルバニア首都チラナに到着したムッソリーニ伊首相は正式にア國併合を宣言

十一日 政府は中央物價委員會代表と懇

談會で低物價政策遂行の決意を表明○大藏省、利益配當及資金融通令運用の方針を決定○農林省、重要農林水産物増産助成規則を公布○商工省、綿織物及ス・フ織物の製造制限方針を決定○イラン訪問親善使をよこせは、第三コース千八百四十五キロを快調して午後三時五十分バンコックに安着した○レイズベルト米大統領は會見の記者團に歐洲戰亂起らば英佛に加擔する旨聲明

十二日 政府、米穀配給統制令公布○臨時資金調整委員會で臨時資金調整法施行令、施行細則及事業資金調整標準に關する改正の三案件を可決○パンコック郊外ドン・ムアン飛行場に一夜機翼を休養したイラン訪問空の親善使をよこせは午後二時五十分コロンカクタに安着第四コースを飛越○アルバニア國民大會はイタリヤ國王に王位献上を決定

十三日 全國手形交換所大會は國策背反行為は斷乎續行禁止へ選定の總意を表明○イラン親善使をよこせは第五航程カレコクマ發アラババクトを經由午後八時五分カラチに安着した○滿洲國では國民總服役制を準備中と聲明、徵兵、公役の二本建近く實施する旨公表○英首相地中海保全政策聲明

佛協力聲明

十四日 陸軍々需品價格對策委員會第一回會合に於て軍需品價格引下の應急措置を決定○樞内農相、中央農林協議會席上、農産物價格政策に關する農林當局の方針を聲明○そよかぜ號は第六コースのカラチを發し午後七時五分バスラ着○レイズベルト米大統領は歐洲三十一ヶ國の平和を要請する旨獨・伊兩國首相宛メッセージを發す

十五日 イラン國訪問親善使をよこせは午後四時四十分テヘランに安着、重き使命を果した、翔破航程一萬二千六十一キロ、純國産機により優秀なる帝國航空技術を世界に示した○北支臨時政府は華北交通會社條令を公布、之に依る華北交通股份有限会社の創立總會開かる

十六日 内務、文部、厚生、農林四省を通じて交流人事が計畫され之に依る地方長官大異動内定

十七日 商工省はオオムル輸出統制令を告示○前米國駐劄大使齊藤博士の遺骨を搭載して米國巡洋艦アストリア號横濱に入港○臨時政府經濟視察團來朝、大阪に日支經濟懇談會開かる○獨ヒットラー總統の對米聲明のコミニニケ發表

十八日 政府は南支那海の無人島、新南群島と命名、帝國領土として臺灣總督府の管轄下に屬する旨公示、中外に關明○十四年度豫算實行方針發關し内閣より訓令を發す○第九支那事變論功行賞發表され恩賞に浴せし者三千八百八十七名、中殊勳甲に輝く四十勇士と戦病歿者六百九十一名あり○伊初首領四相會議開かれユーゴー國の獨伊接近確實視察る

十九日 資金融通委員會の官制決定し委員の額決定○樞密院會議改正青年學校令可決○關門豆トネル鐵相の手に依るスイツチで開通

廿日 地方長官大異動に伴ふ地方事務官及交流人事四省課長級の異動發表

廿一日 中央物價委員會小委員會に於て戰時物價對策の大綱を決定○日本發送電會社の資金關係計畫案成る

廿二日 大藏省、臨時資金調整法改正施行令及同細則を公布し即日施行、又同省では十三年度に於ける國民貯蓄總額七十三億八千餘萬圓と發表

廿三日 商工省、改正工業組合法の施行を八月より決定○靖國神社臨時大祭前日の儀式招魂式典行はる、合祀される新英靈

一萬三百八十九柱○東京市會は第十七代東京市長に頼母木桂吉氏を決定○駐獨英大使歸任

廿四日 内閣五相會議に於て十四年度物資動員計畫案を承認○中央物價委員會常任委員會にて小委員會可決案物價統制大綱を可決決定○ホリゲイア大統領アツシユ中佐議會を解散し獨裁を宣言、西半球に於ける初の全體主義國家獨裁官となる

廿五日 天皇陛下は靖國神社臨時大祭第二日に行幸遊ばさる○英國政府は國民徵兵制度を採用と決定、即日實施の旨發表○佛駐獨大使クローンデル氏召還英に退隨

廿六日 日米親善使米巡洋艦アストリア號、横濱港を午前十時出發、重任を果して歸國の途に着く

廿七日 天皇陛下には埼玉縣豐岡に於ける陸軍航空士官學校第一回卒業式に行幸、親しく陸軍の妙技を天覽遊ばさる○第十回(海軍は八回)支那事變論功行賞發表さる恩賞に浴する者四千九百七十四名中殊勳甲陸軍十四勇士、海軍七勇士、第一回より累計四萬五千八百十名○中央物價委員會は物價統制案の大綱を可決、又人絹織物以下紡毛糸、カーバイト等の最高標準價格を決定

廿八日 長くも 皇后陛下には御内帑金五十萬圓を結核豫防事業に下賜あらせらるる旨仰出さる。○政府は五月一日實施する買上金地金概算代金支拂改正規則を公布。○商工省、事變下國民の廢品回收方針を決定。○ヒョウライ獨逸は國會席席英獨海軍協定破棄、對波蘭關係の示唆、米大統領に對する意志表示等廣範圍に亘る大演説をなす。

廿九日 長くも 天皇陛下には天長節觀兵式に臨幸、皇軍を御親閱あらせらる。○中支に創立せる新金融機關華興商業銀行の内容を興亞院から發表。○佛羅兩國會談はパリで開かれ兩國關係強化に意見一致と發表。○德王氏、蒙藏聯合委員會首班に就任。

卅日 中支交通の機關として華中鐵道會社創立、皇軍の手から移つて五月一日營業開始と決定。○ニューヨークの世界博開會參加國六十二、一億五千五百餘萬の巨額を建設費に投じた萬博中の豪華版。

五月

一日 政府はヒョウライ總統が獨國會で行つた英米干渉否定の大演説を全面的に支持し、外務省情報部長談で共鳴を表明。○税制調査會は税制改正の目標を承認。○中支金融の新機關、華興商業銀行の創立に付雜

新政府より聲明書を發表。○秋田縣男鹿半島に大地震あり被害甚大。○古く知られた新潟縣獨逸以下天然記念物十五件 明治天皇行在所等史蹟六件が文部省内史蹟名勝天然記念物調査會で決定新に指定。○伊羅會談ロイヤルに開かれ、兩國の親善強化が進めらる。

二日 天皇陛下には平沼内閣最初の地方長官會議第一日に當り各長官より民情統後の施設等具さに御聽取遊ばされたが平沼首相は那業完成に地力を擧げて協力せよと訓示。○大藏省は資金融通審査委員會官制を公布即日之を施行。○米國海軍の七億八千萬弗に上る大豫算下院の委員會可決。○大日本相撲協會長に竹下勇海軍大将が就任。

三日 商工省は第二回日人組織物百五十八種の規格を決定六月一日より實施と發表。○防日飛行の途にあつた友邦ドイツのガブレック機は午後零時五十九分臺北飛行場に安着、帝國領土入りなした。○上海租界内のテロ行爲頻發に鑑み工部局改組の主眼を我方より英米兩國に申入。○ソ聯外務人民委員トガイノフ辭職、後任にモロトフ人民委員會議長の兼任と發表。

四日 肥料配給制當制度に付農林、商工兩省より地方長官宛達名通牒を發す。○商

工省は鐵屑配給統制規則改正の省令を公布六月一日より實施。○亞邦ドイツのガブレック男機午後二時三分羽田東京飛行場着見事ゴールイン。

五日 事變下物價統制の大綱閣議に附議決定。○滿洲國政府は自動車會社法を公布即日實施。○大日本相撲協會新番發表。

六日 天津英佛租界は抗日共産分子の温床であり作戦上より尙自衛、治安上の見地からもその存在は斷じて看過し得ずと軍當局重大聲明。○農林省は米及藁の増産獎勵に補助方針を地方長官宛示達。○獨・伊・モ會談開始。

七日 獨伊軍事協定調印なり、コンミニニク發表。

八日 税制調査會は増收税制改革の方針と負擔の均衡を決定。○中央貸金委員會の委員發令。

九日 大藏省は豫算實行に當り物資の節約を目標に方針を決定、各省に通牒を發す。○商工省、鐵鋼工作物製造規則を改正し五月十五日より實施と公示。○東京市板橋區内のセルロイド工場爆發火災を起し、數百名の死傷者を出す。○北歐のノルウェー、スエーデン、デンマーク・フィンランドの四

國外相はストツクホルムに會談、風雲急の歐洲政局に對し中立と決定。

十日 長くも 天皇陛下には宮中尙武の御臨しに陸軍將校百三十名を召され舊御本丸馬場にて馬術を天覽遊ばさる。○十四年度物資動員計畫の需給項目決定。○商工省、人相系に對する格付を改正告示。○ユーゴスラヴィア攝政バカル殿下はイタリー正式御訪問、ローマ御着。

十一日 中央物價委員會は改組案を附議六部會設置の措置要綱を決定。○紛糾中の政友會正統派は久原房之助氏を新總裁に推戴と決定。○英羅通商協定調印さる。○南米アラシルのサンボウロから夏服地百萬圓の大量注文を貿易局大阪事務所に申込み來り業者歡聲を擧ぐ。

十二日 大藏、内務、商工三省次官連名に依る中小商業資金融通損失補償料免除を三月三十日附にて通牒發す。○滿洲國政府は六月一日より米穀管理法實施と決定。

十三日 中小産業調査會官制要綱は商工、農林兩省會談で成案。○大日本放送協會の放送會館が丸の内竣工、初の放送開始。○滿洲領ノモンハン附近に外蒙兵越境頻々起り本日百餘名不法越境滿軍監視兵を突

如射撃し、ソ滿國境事件の前哨戦となる、交戦七時間之を撃退す、遺棄死體五。

十四日 本年度アヴィス・カップ争奪球戰に日本庭球協會は選手を参加せざることに決定。○ムソリーニ首相はトリノに於て民主主義國家群の誤れる政策を痛撃、歐洲問題に平和的手段により解決すべしと獅子吼。

十五日 厚生省は地方長官宛工場災害防止方指示の通牒を發す。○二十二日宮城前に於て御親閱を拜する學生軍事教練開始十五週年記念全國三萬學生の分列式、晴れの總指揮官が中山淳陸軍中將と決定。○イラン國訪問の重大使命を果したカモカゼは午後二時廿七分テヘラン發歸國飛行の途に着く。

十六日 商工省、物價局に參與制を設置に決定。○中央物價委員會の六委員長は、第一部(價格公定)、小川郷太郎、第二部(需給調整)大口喜六、第三部(貸金)吉田茂、第四部(利調、家賃、地代)賀屋興宣、第五部(運賃)伍堂卓雄第六部(物價勵行)津島壽一の諸氏と決定。

十七日 大陸經濟建設の爲め日、滿、支を通じた恒久的東亞經濟懇談會設立に決定

○大日本航空會社下り旅客急行便ロツクヒード機が福岡飛行場離陸直後突如故障を生じ墜落、搭乗客六名即死、五名重傷。

十八日 政府は鼓浪嶼問題英國の抗議を斷乎、承服し難しと排撃。○鐵道省は今年度改良工事を行ふ主要幹線を決定。○木曾上松に大火あり全半焼百七十餘戸に上る。

十九日 廣東攻略に赫々たる武勳を樹てた古莊幹郎中將は陸軍大将に進級、同時に七名の陸軍少將進級も發表さる。○滿洲國當局は日滿實業協會席上、海運政策を發表。

廿日 長くも 皇后陛下より御内帑金の御下賜を拜した結核豫防會總裁に秩父宮妃殿下が御就任遊ばさる旨御允許あらせらる。○大藏省は第二回金保有狀況調査に付其の規則公布即日施行。○商工省は毛糸販賣價格取締規則を改正告示。○政友會正統派總裁に久原房之助氏正式決定。○獨逸遠征陸上選手十名決定。

廿一日 御親閱を拜する全國三萬學生の豫行々進宮城前で行はる。○大森に大火、百五十棟全焼。

廿二日 長くも 天皇陛下には全國三萬學生の分列式を御親閱、有がたき勅語を下し給ふ。○農林省は肥料輸出許可規則を公布

○商工省は棉花、綿糸の最高標準價格を發表○獨伊兩國軍事同盟はベルリンで正式調印終了と發表○芝罘田町の火災で專賣局工場類焼す。

廿三日 政府は陸軍資材特別會計要綱並に商工省官制改革案を閣議で決定。

廿四日 政府は外務省情報部長談話として支那各地に於ける租界問題の所信を闡明○厚生省、學校卒業生(工礦業關係)使用制限令中の改正施行規則を公布、即日施行○警視廳、花柳界關係營業取締に乗り出し午前零時限りの營業に決定。

廿五日 侍從武官長宇佐美興屋中將軍事參議官に、後任に如後六大將が侍從武官長に候補せらる○友邦シヤム國は今後國名を「タイ」と改名する旨我が政府當局へ通牒して来た。

廿六日 政府は本年度物資動員計畫及交通力動員計畫案を定例閣議で決定後、青木企畫院總裁の名の下に之が聲明書を發表○戰時體制強化に基き國際オリムピック不参加と内定す○滿洲國政府は食糧品に對する地域別に依る小賣標準價格制を決定實施。

廿七日 事變下第三十四回海軍記念日に當り隅田川に於いて敵前上陸その他實戰同

様の記念做し盛大に行はる。廿八日 イラン國訪問のそよかぜ號は午後三時廿九分羽田に無事歸着、親善飛行の使命を完全に果した。

廿九日 支那事變勃發して二星期、大本營陸軍部より十四年四月末迄の戦果が發表された敵土の占領面積百五十六萬二千九百三十八平方キロメートル、我が帝國領土の二倍半弱、敵遺棄死體九十三萬六千三百四十五、我が犠牲五萬九千九百九十八、山獲武器類に至つては空前赫々戦史を飾る○外蒙ソ聯獲百餘越境し來り關東軍遂撃四十二機を血祭りとす○濱松、沼津兩所初滿取引開始、大正八年以來の高値を示現、平均七十七掛(濱松)○滿洲國政府、支那向豆粕輸出の制限令を公布。

卅日 政府は物資動員計畫遂行に伴ふ十四年度豫算實行を適當に調整すべく閣議で決定、大藏省より各省に通牒○農林省は農、水産物價對策委員會を設置と決定○中央物價委員會はス、フ製品、羊毛屑、反毛原料木炭、煉炭、布靴、落綿の精製品、再製絹糸、等の最高標準販賣價格並に洋紙の格付を決定○全國米穀商業組合聯合會は丸の内東京銀行俱樂部で創立總會を開催、米

穀會社資本融通其の他の事業を決定。卅一日 商工省は再生ゴム配給統制規則を公布し六月より施行○ソ聯新外務人民委員モロトフ外交政策を闡明、ソ聯の譲り外蒙國境を含むと斷じ、蔣政權援助繼續を強調。

【六月】

一日 商工省は銅、鉛、錫等配給改正省令を公布施行○帝國海軍の新鋭艦「翔鶴」の命名式は長き邊より御差遣の伏見軍令部總長官殿下御台臨を仰ぎ横須賀工廠にて執行さる○我民間航空界の名譽章、航空章は今年度十氏と決定、選信大臣より授與。

二日 選信省は造船許可基準を決定し統制に出發した○國民精神總動員中央聯盟の理事會で一切の事務局職制に依る事務總長に岡部長景氏以下全員決定○米國海軍は戰艦二隻以下廿三隻の起工命令を發したこれにより同國の現役及び建造中のものを合し百七十八萬四千六百餘噸となる。

三日 政府は英國に對し、支那軍の英國旗利用の我方作戦阻害に關し善處方を申入れた○家賃地代の統制に乗り出した厚生省は昨年九月現在の右調査を完了。

四日 貴族院の伯、子、男爵、多額、

學士院各議員七ヶ年の任期満了し、改選に際し各派の候補銜を終了○ソ聯駐劄大使館事務官から外務省歐亞局長に榮轉の西春彦氏歸朝、最近のソ聯内狀を語る。

五日 大藏省は民間から政府へ賣却の地金銀試驗、品位證明及び精製各手数料を免除に決定した○昭和十三年十月より三ヶ月間の内地出生、死亡、人口自然増加の調査が發表となり前年同期に比して出生が十萬九千八百餘人の減少を示した○六大學野球の春季覇權を爭ふ早慶決勝戦が行はれ、早大遂に覇權を握る。

六日 平沼首相提唱の貿易省設置に對し石渡藏相が反對の旨を述べたが企畫院は之が設置の具體的研究に着手○商工省は全國中小機械業者再編成方針を決定○天津問題漸次重大化し程氏狙撃犯人引渡しに關する我方最後通牒に對し英國側は老齢にも重點を回避したる犯人引渡拒否を回答。

七日 樞府本會議開催、かたて紛糾中の商工省機構改革案可決、七局一部に整理、外局に物價局設置となる○英國ジョージ六世皇帝並にエリザベス皇后はカナダ御遊遊のため米國領土に初の御上陸○獨逸・ラトヴィア、エストニア間に不侵略條約調印。

八日 厚生省試案を中心とする國民徵用令案編成り十四日審議會に附議すること決定○興亞院は香土銀行の外貨賣停止に決定○興亞院は香土銀行の外貨賣停止に決定○興亞院は香土銀行の外貨賣停止に決定

九日 中支北支の軍狀御視察中の梨本元帥官殿午後一時福岡着御歸還遊ばさる

十日 陸軍は軍需工業經營者と懇談の結果、軍需品價格の五分乃至一割の大幅引下げを實現○南京日本總領事館で催された清水外務政務次官の歡迎宴に抗日分子潜入老酒の中に毒物を混入、參席者一同中毒症狀を呈したので速時適宜の處置により幸ひ來賓中には事なかりしも領事館二書記生は遂に尊い殉職を遂げた。

十一日 天津我軍當局同地英佛租界封鎖を決定。

十二日 農林省は農林水産用釘、針金、鐵線等の配給方針を決定○汪精衛再度長文の聲明發表、抗戰の眞相を暴露し和平を説く○英外相、下院で極東權益確保を聲明。

十三日 天津我軍當局、十四日英佛租界隔絶斷行の旨重大聲明を發表。

十四日 國家總動員法審議會は國民徵用令並に總動員業務に土木建築業指定の兩勅令案を可決決定○天津英佛租界隔絶が愈々午前六時を期して斷行され、軍當局不動の方針に邁進。

十五日 秩父宮殿下には再度の大陸御視察の御旅より御歸還あらせらる○大本營陸軍部より五月中の全支戰果發表さる○百億日指して貯蓄週開始さる。

十六日 政府は商工省改正官制を公布即日施行、之に伴ふ商工省の人事異動を發表○中央物價委員會、人絹摺糸及絹紡糸の公定價格を決定。

十七日 軍艦「香取」の命名進水式は伏見軍令部總長官殿下御台臨の下に横濱ドックで舉行○鐵道省は田植季勞働班の鐵道運賃二割引を決定。

十八日 中支維新政府、天津租界問題につき聲明書を發表。

十九日 支那事變第十一回論功行賞發表され、榮ある勇士二千六十四名、中殊勳甲に輝く將兵六十六名○重光駐英大使は英外相の希望で英外務省に問題發生以來初の天津問題外交々渉を行つた。

廿日 農林省は六月十日現在の四十六

府縣小麥收穫豫想高を發表、前年に比し二割八厘の増収見込。

廿一日 商工省は産金振興會社法改正勅令を公布、廿三日施行○大藏省主催の全國貯蓄強調週間の成績は昨年の二倍の好成績

廿二日 大藏省は海外旅行者の携帶旅費限度を五百圓に引下げ、本邦銀行券の輸入を二百圓以下に制限し取締ることに決定。

廿三日 大藏省は外國爲替管理に關する改正省令を公布、七月一日より施行○商工省は鐵道工業設備に對する許可省令並に右告示を改正し七月一日より施行と決定。

廿四日 大藏省は臨時金地金買上規則を公布し廿六日より施行○佛土協約調印なり共同宣言を發表。

廿五日 ソ聯支通商條約締結、十六日調印済の旨ソ聯政府發表。

廿六日 外務省は日佛通商成立の旨情報部長談を發表、又日露通商貿易交渉も従前に對し滿洲政府より回答來り終了。

廿七日 大日本航空會社への政府現物出資額は五百五十萬圓と決定○郵便年金令改正案は閣議で正式決定、九月一日施行。

廿八日 竹田宮恒徳王殿下には聖戰御參加滿一年門司入港吉林丸で御歸還遊ばさるる旨談話發表。

十二日 帝國陸海軍代表として獨逸ナチス黨大會へ派遣する人選決定、陸軍寺内壽一、海軍大角岑生兩大將と隨員等發表。

十三日 日英東京會談の方式を決定、原則として日本語使用、有田クレーギー會談先開等確定○獨逸訪問の財界代表、井坂孝、藤原銀次郎兩氏も決定。

十四日 陸軍軍事學校に少年戰車兵を入學せしむる勅令が官報で公布された。

十五日 日英東京會談愈々開始さる○大藏省、本年中の事業設備資金十六億二千百廿萬圓と發表。

十六日 不法越境の外蒙ソ聯重爆機はフラルキに飛來、不法にも國際鐵道線の破壊を狙ふ○濟南、天津、青島各地の支那民衆間に排英熱昂る。

十七日 ベルリン、ローマ兩市長を東京に招き三防共首都市長握手の正式招待を頼母木市長から獨伊兩國大使に依頼。

十八日 中央物價委員會は絹織物等纖維品に對する公定價格を決定○ロスアンセルスより横濱に向け歸航中の日本郵船南米航路貨客船墨洋丸(八六一八トン)が船客船員二百餘名を乗せ太平洋上で發火沈没、米

廿九日 商工省は新聞用卷取紙供給制限規則を公布し七月一日から施行○滿洲國政府はス・フ關稅大幅引下げ實施。

卅日 本邦科學の誇り世界最長距離有線、日華直通電話の開通式を東京中央電話局と北京華北電々の兩式場で大に舉行○滿洲國の開拓移民國策大綱決定。

【七月】
一日 政府は來議會(七十五議會)より休會明け再開日を十日開議上げること決定○政府、總動員事業設備令公布。

二日 日英東京會談に臨む天津現地代表加藤公使等東京着、一方英代表ハーパー領事も夕刻着京○東京日々、大阪毎日兩社は八月下旬世界一周飛行の計畫を發表。

三日 陸軍當局は天津問題につき現地の措置を全面的に支持の旨聲明○滿蒙國境に於けるソ、蒙軍の度重なる不法越境に對し、忍袋の緒を切つた關東軍は遂にソ、蒙軍の鐵鎚を下した。

四日 政府は國家總動員法の完遂を期し、勞務、資金動員計畫を發表、之に伴ふ國民徵用令は十五日實施と決定○カナダ艦隊來朝。

五日 駐日ソ聯代理大使スメタニン氏

船アムソエリヤツド號に救助されし旨入電○東部防衛司令管下東京府外四縣の防空訓練演習開始さる。

十九日 日英東京會談第二次會談行はる○興亞院にては十九日以降華興券は法幣と絶縁、其の新對外爲替價值を六ヘンス基準とする事を決定即日實施。

廿日 興亞委員會初會合席上平沼首相は新東亞建設に邁進する旨を挨拶○支那事變第十三回(海軍第九回)論功行賞發表さる優賞に輝く海の將兵四十一名、他受賞三百餘名。

廿一日 長くも、天皇陛下には炎暑下太平洋上に於ける聯合艦隊の訓練をみそなはせらる○日英東京會談第三次折衝で英側、我が原則的要求を承認、會談は急轉成立の軌道に乗る。

廿二日 日英會談根本原則妥結し有田、クレーギー兩代表覺書署名。

廿三日 滿蒙國境不法越境ソ、蒙軍の連日に互る挑戦行爲に關東軍黙し得ずと再度膺懲の火蓋を切り、空軍の活躍目覺ましく敵五十一機を一舉に撃墜。

廿四日 日英會談初の圓卓會議開く○北樺太帝國權益のソ聯壓迫に對し大湊要港部

は歸國の途に着く○遼羅國號をタイ國と改稱する旨正式通告到着。

六日 支那事變勃發以來滿二ヶ年、この間の戦果につき大本營陸軍部より發表○第十二回支那事變論功行賞發表さる、光榮の授賞者九千三百六十餘名、中殊勳甲に輝く勇將兵百二十名。

七日 平沼首相は事變二周年記念日を以て重大時局談を發表○海軍は艦隊司令官官及川古志郎中將、北支最高指揮官日比野正治中將、南支最高指揮官近藤信竹中將等を公表○多摩川畔に記念陸軍演習展開。

八日 國民徵用令公布さる○生糸の公定價格決定、賣渡標準最高價格千三百圓、買入標準最低價格六百圓。

九日 滿洲國境不法越境のソ、蒙軍膺懲の皇軍は大部分の敵軍をハルハ河對岸に擊退。

十日 貴族院伯、子、男爵議員の改選を終了、新議員廿三名○汪精衛は上海中華日報の復刊紙上に日本と協力新活動開始の重大聲明を發表。

十一日 厚生省、國民徵用令施行規則を公布、十五日より施行○王克敏、梁鴻志兩政府首腦者は汪精衛聲明を全體的に支持す

より重大聲明發表○勞働總同盟遂に分裂。

廿五日 軍人授賞會が中心に計畫中の戦没勇士遺児の靖國神社々頭父との對面につき各地より上京遺児の日程決る○國鐵獄の斷罪下る○滿洲國、防衛令一部公布、即日實施。

廿六日 商工省は小規模製鐵業者に對する許可制の設備制限規則を制定、廿七日公布、八月十日より實施。

廿七日 米國突如、日米通商航海條約廢棄の旨通譯し來る○日英會談は治安問題に關しては順調に進捗、殆んど諒解成れるも、經濟問題に入るや俄然意見對立し形勢悪化する。

廿八日 國際大東京空港の起工式舉行○滿洲國物價政策大綱を決定。

廿九日 日獨貿易協定成立し假調印行はれコムニケ發表さる。

卅日 政府は國家總動員法に伴ふ勞務者住宅の第一期計畫成り厚生省から關係地方へ通牒發出。

卅一日 商工省は皮革價格引下げを斷行一日附で省令公布即日實施○難局に逢著せる日英會談、經濟問題は經濟小委員會を設けて之に附託し、治安問題のみ討議。

天文・氣象

氣候狀態 (昭和十三年)

本年は全國一般に稍々高温に経過したが只中國中部と紀淡海峽附近と伊勢灣北岸の各一部に稍々低めの所があつた。然し北海道中部、樺太東岸、朝鮮北部、滿洲、北支那では平年より約一度近くの高温を示し、其他の地方は平年と大差はなかつた。天氣は琉球、九州、四國、山陽西部、近畿南部、關東北部、奥羽南部、北海道では好晴の日が多く、九州南部では好晴日は平年より廿日乃至廿八日も過多であつた。臺灣、四國西部、中國、近畿北陸、東海道、關東東部、奥羽、北海道南部、朝鮮北部、滿洲、北支那では不良勝の日が多く殊に房總半島、東海道、北陸中部以東奥羽中央部では降水日は平年より十七日乃至十九日も過多であつた。降水は九州南部、四國、中國、近畿關西、本州中部、關東、奥羽(西岸を除く)、北海道北西部、樺太南部、朝鮮北部、支那

内地などでは著しく多量を觀測し、其他の地方は一般に可成の寡少であつた。年總量も多量を觀測した他は内地では大塚ヶ原山で五五七二耗餘の過剰を示し、三重縣尾鷲では五五七二耗餘に達し、平年より一四六五耗餘の多量を測り、内地で第二位の多雨地である。其他關東では諸所平年より五〇〇耗乃至七五〇耗以上も過剰を示し、東海道では平年より八〇〇耗から一三五〇耗以上の多量を觀測した所もある。年量で最も多い地方は遠東半島で五〇〇耗にも達しなかつた。臺灣南部や琉球北部では平年より七五〇耗内外も寡量であつた。

本年氣象變化的顯著のものは一月北蒙古で大陸高氣壓は異常の發達をなし氣壓七九〇耗以上に達したのがある。一月廿四日滿洲西部より東進した大陸颶風は發達しつゝ日本海を経て廿六日朝北海道を通り千島方面に去つたが同島附近で中心示度七二五耗以下に降つた。之が通路に當つた地方は風

雪頗る強く、交通杜絶し船舶運轉等可成の被害があつた。一月廿二日九時過樺太、北海道、千島方面に亘り顯著な極光を觀測した。又一月廿六日二時三十分頃樺太北部の安別で其北方約三〇度の上空に北極光を觀測した。色彩は濃厚で廿二日のものと同様遠地の大火災の如き觀を呈した。三時十八分頃には愈々最高潮と思はれたが光象の下部から淡き金紅色に輝く光帯五條扇形を爲して靜かに天空に向つて射出し莊嚴なる情景を呈した。三時三十八分より光象次第に色を失ひ遂に消滅すると思はれたれども四時四十五分紅黄色の靉々鮮明その中に細紐を垂れたる如く金光色に輝く無數の光帯現はれ燦然として左右に微動する様は恰も陽炎の萌えるに似て繼續的五分間、光象の中部より金紅色鮮明なる幅廣き光帯一絲天空に向つて射出するや今迄微動しつゝありし光帯は反動的に一齊に紅黄色の中に包含され更に二分間幅廣の光帯も紅黄色の中に包含せらるるや忽ち細紐の如き光帯現出して微動する等實に筆紙に盡せぬ絢爛たる情景を展開した。斯る現象連續三度繰返し五時廿分遂に全く散光した。二月十六日黃海と支那東海とに出た低氣壓は一條の發達した不

連續線に連なり東方に進み十七日前者は日本海を後者は本邦太平洋を共に北京に進み十九日朝北海道北西岸で兩者合併しそれより東方に進路をとり北海道を荒し、同夜千島南部に去つたが、之が通路附近は暴風雪を起し、可成の被害を醸した。中心氣壓は北海道南部附近北上の際七二五耗以下に降つた様である。樺太では二月十七日より十九日に亘り猛吹雪起り交通杜絶し雪崩其他の被害甚しく、家屋の倒潰九十戸以上死者一五名に上つた。北海道及青森地方も大雪降り被害續出した。三月六日本州中部の松本地方は氣温異常に高騰し最高氣温は廿三度四を示し、明治卅一年以來の最高で稀なる現象であり、四月下旬群馬縣下に晩霜あり桑園農作物等被害甚しく、被害見積額二六四、八八三圓に達した。五月十三日より十四日に亘り栃木縣、福島縣、群馬縣、山形縣、岩手縣では氣温急降し晩霜あり桑園其他農作物の凍害起り、被害劇甚で福島縣だけでも被害額は四〇萬圓に達した。六月本年の梅雨は早くも七日八日頃より始まつたが、本年の現象は低氣壓と不連續線の東行が素因を爲し、太平洋高氣壓の本邦東海岸に迫る爲めの影響は少なかつ

た。六月廿八日より卅日に亘り關東地方に豪雨襲來し各河川氾濫して家屋の浸水流失、橋梁、田畑の流失崩壊、人畜の死傷鐵道等の被害夥しかつた。七月四日から五日に亘り瀨戸内海から近畿附近に一條の顯著な不連續線に低氣壓の連なりて通過し、神戸市附近一帶に豪雨を傾注し爲に山津波起り各河川氾濫し、土砂と洪水の爲め家屋の流失浸水、泥土に埋没したもの夥しく人畜の死傷交通の杜絶等神戸全市の被害甚しく實に慘憺たる光景を現出した。其被害總額は約一億一千万圓と算せられた。又同月二日から五日に亘り關東より駿遠地方に又々豪雨あり橋梁の流失、家屋田畑の浸水流失等所に依つては前日に勝る被害を醸した。八月一日九州に迫つた顯著な低氣壓は九州南部で二つに分裂し二日朝山陰沖と土佐灘とに存したが折柄優勢な高氣壓の爲東行を遮ぎられ各其附近で埋積したが、此低氣壓は九州から四國、中國、近畿、本州中部及關東の西部地方に迄豪雨を降らし、奈良縣大塚ヶ原山では二日に六六七耗三、尾鷲では同日四四八耗の豪雨を觀測した。此月廿八日小笠原島東方の洋上に發生した颶風は豫め北西に進み東經一四〇度邊

より益々發達しつゝ北上し廿一日朝八丈島に襲來し同夜東京灣に入り關東一帶に非常なる暴風雨を起し九月一日朝遂に日本海に入り後北東に進路した。此颶風通過に際し關東一帶は暴風豪雨の爲め家屋の倒潰、船舶の遭難、街路樹の倒れ、田畑の浸水流失鐵道不通、家屋の浸水八萬戸以上に上り人畜の死傷等被害劇甚であつた。東京にては九月一日四時二分最大風速南の三一米〇を測り氣象臺創始以來の記録を作つた。又九月一日小笠原島南方洋上より徐々北西に進路して五日朝室戸附近より北進して同夜山陰沖に出た颶風は其所より北東に轉進して六日夕刻北海道西部に達し、後東方に横斷してオホツク海に去つたが、之が通路附近では暴風雨を起し可成の被害を醸した。室戸測候所では五日に最低氣壓七二六耗七を測り、徳島測候所では同日七二四耗七を測した。又九月廿四日夜八丈島に襲來した颶風は同島に非常なる暴風雨を起し家屋の倒潰數百戸を出し被害甚大であつた。十月八日南洋を發して北西に進み十一日夕刻石垣島東方を北進して支那東海岸に出で北東に轉じて十四日夕方九州南西部に接し、十五日晩紀州南端を掠めそれより東方に進み十

六日八丈島附近を経て東方洋上に去つた。此颶風は通過に際して琉球及九州南部に大暴風雨を起し家屋の流失倒潰、人畜の死傷甚しく、鹿兒島縣下には死者二二五名行方不明二七名、家屋の流失三四〇、全潰家屋二七三、浸水戸數四二二、家畜の死傷六七三、其他作物、稲粟の流失等被害甚く甚く甚めた。十一月十二日に九州中部以北四國、中國、近畿、北陸、本州中部などでは早くも山地平野とも一齊に初雪降り場所に依つては平年より廿日乃至四十日も早現であつた。奥羽地方は廿五日から廿六日に亘りて初雪あり本邦西部地方より却つて晩れたが、勿論平年よりも晩れ、場所によつては二週間も遅かつた。十二月廿三日黄河北部と支那東海に現はれた低氣壓は共に發達しつゝ東進して廿四日晝、前者は津輕海峡を経て、後者は同日早朝房總沖を北東に過み、同夜根室沖に達し前者と合して千島方面に去つたが、千島南部で中心示度は七二〇耗以下に降つた。之が通路附近では暴風雨雪を伴ひ可成の被害を醸した。殊に北陸道では大雪降り雪害甚しかつた。

一月 是琉球、臺灣、北海道、樺太方面は稍々高温で其他の地方は一般に可成低温に經過、北陸中部、中國西部、九州中部以北、朝鮮、滿洲、支那では平年より一度五内外過低を示し、朝鮮北西部では三度以上も過低。
二月 是北海道、樺太及滿洲、北支那方面は温暖であつたが其他の地方は一般に可成低温に經過、北海道中部、樺太東岸、滿洲、北支那では平年より一度乃至二度近く高温を示し、關東北部、本州中部、北陸關西、中國、四國東部、九州、朝鮮中央部では平年より一度乃至二度以上低温。
三月 是全國各地著しく高温に經過したが唯琉球南部と樺太北東岸では稍々低温、本邦南海岸、小笠原島、伊豆七島、近畿、關西本州中部、關東北部では平年より二乃至三度以上高温、朝鮮北部、滿洲北部では實に五度以上の高温、其他地方と雖も平年より一度乃至二度近くも温暖で琉球、臺灣は稍々高温なるも平年と大差はなかつた。
四月 是臺灣南東部、琉球、九州中部以南、四國中部、紀伊南部、伊勢灣北部は稍々低温で、其他の地方は可成の高温であつた。奥羽北東岸、北海道、千島、朝鮮南部では平年より一度五内外の高温を示現、朝鮮中部以北及滿洲南部、長江流域地方は

二度乃至三度近くも過高であつた。
五月 是朝鮮北西部より滿洲にかけては稍々低温に經過、琉球、臺灣、九州、四國、本州、北海道、樺太及千島方面は著しく高温を示し、殊に關東中部、山陰、北陸西部、奥羽南部、北海道中部と南岸、千島南部、長江流域などは平年より二度以上も過高であつた。
六月 是中國西部、北陸中部以東、奥羽關東北部、北海道北西部、朝鮮(北西部を除く)、北支那及長江流域では稍々低温、其他北方は一般に高温を示し、朝鮮東部と同南西部は平年より一度五内外過低、九州南部と琉球、臺灣では一度乃至二度以上高温であつた。
七月 是九州南端、四國南西部、山陰山陽西部、信越國境附近、奥羽東部、北海道南部は低温に經過、其他地方は一般に高温、伊豆半島、房總半島南端、北海道北部、樺太、朝鮮北部、同中部の西岸などは平年より一度乃至二度五内外の高温を示し、北海道南東岸と奥羽東岸とは平年より一度以上の過低。
八月 是本邦中部、關東西部と同南部關西、近畿、山陽、四國、九州、琉球、臺

灣方面は低温を示現、其他地方は一般に可成の高温であつた。四國東部、本州中部の一部は平年より一度五内外過低、北陸東部奥羽、朝鮮中部は平年より一度五内外も過温で北海道、樺太、千島方面では二乃至三度五以上の高温を示した。
九月 是北海道、千島、オホツク海、琉球南部、臺灣方面は可成高温、其他地方は一般に低温に經過、北海道東部から千島にかけては平年より一度五乃至二度以上過高、九州北部より内海西部及朝鮮北西部では一度餘の低温であつた。
十月 是奥羽、北海道西部、樺太方面は稍々低温に經過、其他地方は一般に可成高温であつた。樺太北部は平年より一度五内外も過低、本州中部以西、近畿、中國、四國、九州、朝鮮、琉球、臺灣北部、滿洲北支那などは平年より一度五乃至二度以上の高温を示した。
十一月 是北陸東部、奥羽西部、北海道南部、朝鮮東岸、滿洲西部及北支那では稍々高温を示し、其他地方は可成低温、本州中部關西近畿南部、四國南部、九州では平年より一度五内外の低温、北支那は一度五内外の高温であつた。

十二月 是琉球、臺灣、九州北部、朝鮮海峽、中國、本州中部、關東中部、山東半島、長江流域では稍々高温、其他地方は一般に低温で、臺灣及中支那方面では平年より一度内外の高温を示現、奥羽北部、北海道は平年より一度五内外の低温で、樺太、朝鮮北西部、滿洲北東部では二乃至四度以上も過低であつた。
暴風雨 (昭和十三年中)
昭和十三年は北太平洋高氣壓が著しく北偏し、又オホツク海の高氣壓が異常な發達をした。之に伴つて低氣壓の状況も多少平年と變つて居ることは當然であらう。低氣壓の發生數も七月を除けば全部過多を示し、平年に比較して八十二個も多くなつて居る。此の大部分は東方洋上の小低氣壓の著しく多い發生と蒙古、滿洲に於ける多くの小低氣壓の發生によるものである。又低氣壓の進行状態を見るに、内地の南方海上に發生し、沿岸に沿つて東北東又は北東に進行するものが多く、夫れに次いで日本海に發生して北東或は東に進みオホツク海或は東方洋上に出るものが多く、又滿洲

中部を東進するものも可なり多い。其他東支那海に發生北東に進むものも明瞭に窺はれる。顯著低氣壓の數は廿六回で其中颶風は十一個ある。顯著颶風は四月及六月に一回宛で、他は八月九月十月に三回づゝ出て居る。颶風として特に發達したものは二月に一個あり北日本を暴風雪と化した。其他には大したものもなく、又経路の異常なものも見受られなかつた。颶風は平年に比べて數は多かつたが規模の大きなものは少く九月上旬關西を襲つたものと、同月下旬房總沖を北東に通過したものだけであつて、其他關東を襲つたものを始め皆多く勢力範圍の狭小なものばかりであり、而も其の中心附近の勢力は猛烈なものであつたことは本年の颶風の特徴と云へよう。九月中旬八丈島を通過したものはその典型的なものである。颶風の進路も例年の如く支那東海より日本海等に出るものではなく轉向點が概して低緯度にあることが分る。之は本年の北太平洋の高氣壓の北偏に依るものであらう。此の高氣壓の北偏の爲めに颶風の發生が著しく北に偏して居たことも本年の特徴であり、颶風が發生後僅かにして内地に襲來せることも此の爲めである。更に本年の

珍らしい現象としては春より秋にかけて顯著な不連続線が實に多く發生しその爲め内地各地に豪雨を惹起せしめたこと、特に六月廿八日より七月五日に亘る關東より關西にかけての豪雨は未曾有のものであつた

昭和十三年暴風記録

暴風に依るもの 月日時分 地域

Table with columns for lowest pressure (最低氣壓) and maximum wind speed (最大風速度) across various regions like 根室, 徳島, 富崎, etc.

雷雨 (昭和十三年中)

昭和十三年中の雷雨發生回数は平年に比

地震 (昭和十三年中)

し可成多く十二年に比し稍々減少して居る

地球磁氣 (昭和十三年)

活動狀態 數値特性數の年平均は昨年より一〇大であるが變化度の平均は同値である

本年中に観測された地震回数を月別に表すれば左の如くである。

Table showing the number of earthquakes observed by month from January to December, with a total count of 107.

昭和十三年中の内地に於ける最高最低氣壓及最大降水量

Table listing the highest and lowest pressures and maximum precipitation for various locations like 飯田(大分), 大塚ヶ原山, etc.

天文・氣象——氣象狀態

地方別地震表

Table showing the number of earthquakes by region (地方別) for the years 1922 and 1923, including categories like 有感地震 and 無感地震.

全國氣象摘要表(昭和十三年)

地名	氣温			風		天候日數
	平均	最高	最低	平均速度	最多方向	
臺北	16.2	26.7	6.5	3.0	東	251
臺南	17.1	26.2	6.4	3.0	北	212
基隆	16.7	25.0	6.4	2.9	北	214
新竹	16.9	25.8	6.4	2.9	北	217
桃園	16.6	25.6	6.4	2.9	北	218
苗栗	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
彰化	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
南投	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
雲林	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
嘉義	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
屏東	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
高雄	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
基隆	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
新竹	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
桃園	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
苗栗	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
彰化	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
南投	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
雲林	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
嘉義	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
屏東	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
高雄	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217

地名	氣温			風		天候日數
	平均	最高	最低	平均速度	最多方向	
臺北	16.2	26.7	6.5	3.0	東	251
臺南	17.1	26.2	6.4	3.0	北	212
基隆	16.7	25.0	6.4	2.9	北	214
新竹	16.9	25.8	6.4	2.9	北	217
桃園	16.6	25.6	6.4	2.9	北	218
苗栗	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
彰化	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
南投	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
雲林	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
嘉義	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
屏東	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
高雄	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
基隆	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
新竹	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
桃園	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
苗栗	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
彰化	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
南投	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
雲林	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
嘉義	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
屏東	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217
高雄	16.6	25.6	6.4	2.9	北	217

地名	氣温			風		天候日數
	平均	最高	最低	平均速度	最多方向	
上海	16.1	26.5	6.0	2.3	東	250
天津	13.0	27.1	1.4	2.7	南	238
大連	10.7	24.0	1.4	2.7	北	238
新義州	8.6	23.4	1.7	2.8	北	238
中江鎮	4.2	23.6	1.4	2.7	南	238
元山	0.5	23.6	1.4	2.7	南	238
江陵	2.4	23.6	1.4	2.7	南	238
京城	1.0	23.6	1.4	2.7	南	238
仁川	1.1	23.6	1.4	2.7	南	238
全州	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238
釜山	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238
木浦	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238
大浦	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238
紗浦	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238
根浦	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238
旭浦	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238
壽都	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238
羽都	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238
札幌	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238
青森	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238
秋田	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238
新潟	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238
相模	2.3	23.6	1.4	2.7	南	238

(備考) △印は氷點以下を示す。

Table of astronomical data including star names (e.g., ジヤコビニ, レースト) and their corresponding numerical values.

大氣の成分

Table showing atmospheric composition with columns for component names (e.g., 酸素, 窒素) and their respective percentages.

太陽の「ウオルフ」黒點表

Table of Wolf sunspot numbers for each month from 1934 to 1937, including a column for the annual average.

太陽系

Table of solar system data including planet names (e.g., 地球, 金星), orbital periods, and other astronomical parameters.

太陽紅焰概況(昭和十三年中)

Text describing the general situation of solar red flames during the year 1938, mentioning observation methods and frequency.

Table showing the frequency of solar red flames by month (e.g., 一月, 二月) and hemisphere (北半球, 南半球).

Text explaining the relationship between solar red flames and sunspots, noting that they often appear together.

天文學上の發見

Table of astronomical discoveries with columns for the discoverer (e.g., ヒツバルクス), the discovery (e.g., 彗星), and the year.

天文・氣象——氣象狀態

新南群島	3,770
知千島	3,770
知朝鮮	3,770
江肥前	3,770
江朝鮮	3,770
鳥朝鮮	3,770
鳥肥前	3,770
丹千島	3,770
丹朝鮮	3,770
表琉球	3,770
鳥肥後	3,770
鳥對馬	3,770
後隱岐	3,770
鳥肥後	3,770
垣琉球	3,770
戶肥前	3,770
豆讃岐	3,770
鳥琉球	3,770
鳥周防	3,770

帝國の面積と面積(計年度)

地方	面積(平方)	面積(方料)	面積千分比例
内地	3,770,000	3,770,000	99.99
朝鮮	3,770,000	3,770,000	99.99
南洋羣島	3,770,000	3,770,000	99.99
澎湖島	3,770,000	3,770,000	99.99

新南群島の位置・範圍

新南群島は昭和十三年三月三十日陸軍省の管轄に屬せしめられた。新南群島に於て更に四月十八日陸軍省を以て公費、内外に開明することをめあつた。

位置 同群島は南支那海中臺灣の南端から南々四百五十哩、佛領印度支那のオムン洞から東方三百二十哩、香港から八百四十哩の地點にある大小九十六の島嶼から成る群島でその内の主なる島は、長島北二子島、南二子島、三角島、中小島、北小島、南小島、西青ヶ島、龜甲島、飛鳥島、西島、丸島等で、その範圍を緯線を以て示すと、(東經百十七度、北緯十二度)、(東經百十七度、北緯九度三〇)、(東經百十六度、北緯八度)、(東經百十四度、北緯七度)、(東經百十一度三〇、北緯九度)、(東經百十四度、北緯十二度)の各地點を結ぶ互長三百

島の面積(連年)

新南群島	3,770
知千島	3,770
知朝鮮	3,770
江肥前	3,770
江朝鮮	3,770
鳥朝鮮	3,770
鳥肥前	3,770
丹千島	3,770
丹朝鮮	3,770
表琉球	3,770
鳥肥後	3,770
鳥對馬	3,770
後隱岐	3,770
鳥肥後	3,770
垣琉球	3,770
戶肥前	3,770
豆讃岐	3,770
鳥琉球	3,770
鳥周防	3,770

新南群島	3,770
知千島	3,770
知朝鮮	3,770
江肥前	3,770
江朝鮮	3,770
鳥朝鮮	3,770
鳥肥前	3,770
丹千島	3,770
丹朝鮮	3,770
表琉球	3,770
鳥肥後	3,770
鳥對馬	3,770
後隱岐	3,770
鳥肥後	3,770
垣琉球	3,770
戶肥前	3,770
豆讃岐	3,770
鳥琉球	3,770
鳥周防	3,770

御料地(昭和十一年度)

宮殿地	4,743,653.79
普世通傳	3,277,031.00
陵墓地	63,524

土地・人口——土地

林	3,064,988.29
農	1,044,140.86
宅	3,937,777.77
雜	4,844,807.00
總面積	12,891,733.92
合	12,891,733.92

民有地(昭和十三年一月一日現在)

△有租地	3,064,988.29
田	3,064,988.29
畑	3,064,988.29
宅	3,064,988.29
鹽	3,064,988.29
鐵	3,064,988.29
池	3,064,988.29

年期地(昭和十二年度)

山林	8,963,183
原野	3,334,368
雜地	1,825,033
其他	4,911,194
計	17,033,778

道府縣面積、世帯數及び人口

(國勢調査人口及昭和十三年度推計人口) 昭和十年國勢調査人口(十月一日現在) 昭和十三年推計人口(十月一日現在)

府縣	面積	世帯數	人口	總數		男		女	
				總數	男	女	總數	男	女
北海道	八、七五〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
青森	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
岩手	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
宮城	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
秋田	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
山形	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
福島	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
茨城	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
群馬	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
栃木	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
群馬	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
千葉	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
東京	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
神奈川	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
新潟	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
富山	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
石川	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
福井	一、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇

山梨	長野	岐阜	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	土地・人口——土地	
																					面積	人口
四、四六五・八七	一、三二一・六九	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
三、〇〇〇・〇〇〇	二、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇

土地・人口——土地

長崎	4,052,968	2,999,888	606,333	6,059,189
熊本	7,487,452	2,999,888	606,333	6,059,189
大分	6,333,876	1,957,994	489,487	5,375,882
宮崎	7,766,855	1,957,994	489,487	5,375,882
鹿嶋	9,105,812	1,957,994	489,487	5,375,882
沖見	2,566,314	1,957,994	489,487	5,375,882

(備考) 本表の面積、一方軒の人口は昭和十年國勢調査速報による。

本邦の主なる高山(理科年表)

名	所在地	高さ米
富士山	駿河、甲斐	3,776
白根山(北嶽)	甲斐	3,192
穂高嶽	信濃、飛騨	3,190
槍ヶ岳	同	3,180
悪澤岳(東嶽)	駿河	3,130
赤石嶽	信濃、駿河	3,130
奥西河内嶽	駿河	3,130
御嶽(剣ヶ峰)	信濃、飛騨	3,075
應見嶽	信濃、駿河	3,075
仙丈ヶ嶽(前岳)	信濃、甲斐	3,075
農鳥嶽	甲斐、駿河	3,075
乘鞍嶽	信濃、飛騨	3,075

南玉山 高雄、臺東
 芙蓉主山北峯 花蓮港、臺中
 東郡大山 臺中
 パツトラノミ山 臺中
 キシユン山 臺中、新竹
 雪峰 花蓮港、高雄

本邦の主なる火山(理科年表)

名	所在地	高さ米
阿頼度富士(東岳)	千島	2,559
千倉嶽(桃建島)	同	1,825
後嶽(同)	同	1,773
白煙山(同)	同	1,745
志林規島	同	749
三高山(磨勘留島)	同	1,269
根茂山(温福古丹島)	同	1,010
黒石山(同)	同	1,331
赤平古丹嶽	同	1,331
知林古丹嶽	同	743
越湯嶽	同	1,171
黒嶽(捨子古丹島)	同	934
北硫黄嶽(同)	同	839
南硫黄嶽(同)	同	828
雷公計島	同	551
芙蓉山(松輪島)	同	1,485

土地・人口——土地

107

106

天龍川	北川	木曾川	十勝川	阿賀野川	最上川	阿武隈川	天龍川	富田川	雄物川	能代川	江ノ川	吉野川	那珂川	荒川	筑後川	神通川	岩木川	馬淵川	常呂川	九頭川	高宮川	新高川	
(天龍)	(陸中、陸前)	(尾張、近江、伊勢)	(十勝、釧路)	(近江、丹波、山城、伊賀、大和、河内、攝津)	(岩代、上野、越後)	(磐城、岩代、羽前、陸前)	(信濃、三河、遠江)	(甲斐、信濃、駿河)	(羽後)	(陸奥、陸中、羽後)	(安藝、備後、石見)	(土佐、伊豫、讃岐、河波)	(下野、磐城、常陸)	(武蔵)	(肥前、肥後、豊前)	(豊後、筑前、筑後)	(飛騨、越中)	(陸奥)	(越中、陸奥)	(北見)	(越前)	(備前、備中、備後)	(大和、紀伊)
50.2	33.3	33.3	1.6	1.9	3.6	1.9	3.6	1.2	1.7	3.0	3.6	1.7	1.7	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	

渡川	大井川	吉井川	球磨川	五箇川	紀伊川	矢野川	庄川	加古川	由良川	鴨川	漢江	洛東江	大同江	大浦江	豆満江	錦江	臨津江	清津江	津川江	成津江	載津江	大津江	龍興江
(伊豫、土佐)	(肥後、大隅、日向)	(美作、備前)	(日向、薩摩、肥後)	(肥後、豊後、日向)	(大和、紀伊)	(信濃、美濃、三河)	(飛騨、越中)	(丹波、攝津、播磨)	(丹波、丹後)	(咸鏡南、平安北)	(江原、慶尚北)	(忠清北、京畿)	(江原、慶尚北)	(平安南、黃海)	(咸鏡北、忠清北)	(咸鏡南、江原、京畿)	(平安)	(全羅、慶尚南)	(黃海、京畿、江原)	(平安北)	(平安北)	(咸鏡南)	(咸鏡南)
1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7

築山江	端川江	城川江	濁水溪	下淡水溪	曾文溪	淡水河	大甲溪	烏溪(大肚)	八獎溪	秀姑巒溪	卑南溪	大安溪
(全羅南)	(咸鏡南)	(咸鏡南)	(臺中)	(高雄)	(臺南、高雄)	(臺北、新竹)	(臺中)	(臺中)	(臺南)	(花蓮港、臺東)	(臺東)	(新竹、臺中)
1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6

本邦の主なる湖沼(理科年表)

名称	(内地)	所在地	面積
名都湖	近江	近江	67.8
八郎湖	近江	近江	33.3
霞ヶ浦	常陸	常陸	189.7
猿ヶ浦	北見	北見	150.5
猪苗代湖	岩代	岩代	104.8
中海	出雲	出雲	101.6

出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲
出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲	出雲
1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

阿寒湖	沼澤湖	手賀湖	幸湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖	池田湖
(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)	(常陸)
1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

蓬萊湖	福古丹島	温根沼	松川沼	俱多樂湖	水月湖	本栖湖	加茂湖	邑知湖	長沼	長沼	長沼	長沼	長沼	長沼	長沼	長沼	長沼	長沼	長沼	長沼	長沼	長沼	長沼
(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)	(千島)
1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島
千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島	千島
1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	

晚浦	成鏡北	六・九二
小洞庭	江原	四・九四
下浦	成鏡南	四・六六
高津湖	高津	三・六六
日月潭	臺中	四・四四

本邦の主なる峠(理科年表)

名	所在地	高さ
夏澤	信濃	三・五三
徳本	信濃、上野	三・七三
大原	信濃	三・五三
金房	上野、下野	三・〇三
安房	甲斐	一・八二
足利	甲斐	一・七〇
沼平	岩代	一・七〇
三平	上野	一・七三
地蔵	信濃、上野	一・七三
山王	下野	一・七〇
平越	飛騨	一・六八
馬越	信濃	一・六八
小川路	信濃	一・六〇
野暮	信濃、飛騨	一・六三
尾立	信濃、上野	一・六〇
霧立	信濃	一・六〇
牛立	肥後	一・六〇
神坂	下野	一・五九
五十三	阿波	一・五八
乙見山	飛騨	一・五〇
和田	信濃、越後	一・五〇
御坂	甲斐	一・五三
権兵衛	信濃	一・五三
落合	阿波	一・五三
長峰	信濃、飛騨	一・五三
寒峰	日向	一・五〇
八町	武蔵	一・四九
眞弓	信濃、美濃	一・四九
柳澤	甲斐	一・四三
信州	同	一・四三
十谷	同	一・四三
黒平	同	一・四三
水上	肥後	一・四三
水門	信濃	一・四三
大植	上野	一・四三
杖植	信濃	一・四三
分杖	同	一・四三
矢分	同	一・四三

国立公園

△阿寒 北海道釧路、北見兩國に跨り、面積八八、二〇〇町歩を占め、其の殆んど全地域は阿寒湖、屈斜路湖の二大陥没火口湖を有する複式火山の地形に属し、其他神秘的な景観を有する摩周湖を始め大小の湖沼を擁する一帯の地域は代表的寒帯の美林である。大森林湖沼の外に数多の温泉が湧出している。冬季はスキー地としても適し、交通は釧網線が其の東部を貫通し、釧路、網走、帯廣の各方面から便利に回遊する事が出来る。

△大山 鳥取縣に位し日本海に臨む中國第一の高山大山を中心とする面積一二、七〇〇町歩の国立公園である。秀麗な山容豪壯な大塚原火口、山麓から山腹に横がる黒松林、中腹一帯を蔽ふ原始林其他獨特の景観を具へ中ノ海や島根半島一帯を俯瞰する雄大な眺望と相俟つて明麗な風光を誇つてゐる。東南には鳥ヶ山、東北には矢筈山其他の山嶺が起伏し、山腹には由緒深き大山寺、大神山神社があつて船上上の史蹟と共に意義深く大山寺僧坊跡に位する大山寺部落は探勝地の中心

をなすと共に避暑地として勝れてゐる。此の公園は近時登山地として重きをなすと共に冬季のスキー地として西日本の大中心となつてゐる。公園の附近には三朝、關釜、皆生、東郷の諸温泉があり其他名勝も数多い。交通としては山陰線及び伯備線の便がある。

△大雪山 大雪、十勝、然別の三大火山帯を併せて北海道の屋蓋を爲す高山地帯にして其原始的區域の大部分を蔽ふ寒性針葉樹林は本邦の代表的原生林である。尙其の壯大なる山嶺の間には廣濶なる臺地と雄偉なる火口趾と豪壯なる溪谷とを抱擁し瀑布、温泉、雪溪、御花畑等特色ある風景要素を聚めてゐる。位置は北海道の中央に位し、利用上には自然研究、觀光、登山、冬季スポーツ等に優れて居る。

△十和田湖 陥落火口湖中最も傑出せる十和田湖を中心とし、幽邃なる奥入瀬溪谷宏嶺なる八甲田火山群等を併せ、山岳、溪谷、湖沼、温泉等富麗なる風景要素が巧みに點綴し居ることは、本公園の特徴である。又その區域の大部分を蔽ふ落葉、潤葉樹林は本邦有数の美林である。

土地・人口——土地

自然研究、觀光、舟遊、釣魚、冬季スポーツ等多方面に亘つて好適して居る。△日光 男體山、白根山、燧岳其の他多数の火山群と中禪寺湖、湯ノ湖、尾瀬沼等の堰塞湖と戰場ヶ原、尾瀬ヶ原、葛西平鬼怒沼等の著名なる温泉を擁し、區域内には山岳、湖水、沼澤、溪流、瀑布、森林、温泉等互に交錯して頗る變化ある風景を構成してゐる。尙之を修飾するに種類豊富な落葉潤葉樹林、針葉樹林、高山植物、特殊の温泉植物等を以てし秀麗優美なる風景を現出して居る。史蹟社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、舟遊、釣魚等多方面に亘り利用せらる。

△富士 公園の中心をなす富士山は、單式圓錐火山の典型にして我が國の靈山として古來國民の憧憬措かざる所たるのみならずその雄大にして秀麗なる容姿は夙に日本風景の代表的存在として世界に喧傳せられてゐる。山頂に大火口を戴き山腹に四十箇に近き寄生火山を着け、山麓に雄大なる裾野原野を展開し、其の間典型的な熔岩流、明礬なる五湖、山頂より山麓に亘る垂直的植物帯及北麓に横がる樹海等は互に相照應して其の風光の雄渾

絶佳の妙を顯現して居る。史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、保嬰、舟遊、乗馬等各々興趣深きものがある。△日本アルプス 我が國に於けるアルプス型山岳地として代表的な上高地、白馬、立山を含む所謂日本北アルプスの全區域を占め彌陀ヶ原、五色ヶ原、雲の平、燒岳、乗鞍岳等の特色ある火山地形、白馬立山、槍、穂高等の高峯峻岳は何れも雄渾豪壯にして、之に懸る雪渓は廣大なる御花畑と相對して比類なき美觀を呈してゐる。更に又上高地の靜寂なる神祕境と黒部其の他の豪宕なる原始境は本公園の傑出を一段と高むるもので、その風景の雄大にして變化に富み、其の面積は固より自然的風致を存する區域の廣大であることが本公園の卓越せるところである。従つて自然研究、觀光、登山野營等に於て最も恰好である。

△吉野及熊野 本公園は大峯山大臺ヶ原山等の吉野群山、北山川及熊野川並に熊野海岸に亘る一帯を含むものである。吉野群山は公園地中唯一の水成岩系統に属する山地にして大杉谷、北山川又熊野川は之等水成岩地方を穿つ峡谷を形成し、大

杉谷と北山峽とは何れも奇勝を以て顯はれ、本邦溪流中特異なる景觀を現出してゐるのである。又紀州海岸は外洋に面して本邦の代表的海岸風景と稱すべきものである。要するに本國地は山岳、森林、溪谷、河川、海岸の各種優れたる風景を併せ備ふる點に於て他に類例を見ざる所である。しかも神武建國以來の貴重なる史蹟傳記に富み、利用方法としては史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、舟遊等に於て特色がある。

△瀬戸内海 此所は備讃瀬戸を中心とする本那唯一の海上公園であるが瀬戸内海の展望臺とも稱すべき屋島、鷺羽山、並に寒霞溪を以て知られる小豆島を始めとして千姿萬態の島嶼を浮べたる代表的多島海で、其海岸島嶼には隨所に白砂青松の美觀を呈し、優雅、明媚なる風光は世界に其の比を見ざる所である。

△阿蘇 頗る偉大なる陥没火口原を有する重式火山にして中央火口丘の一たる中岳は今尙盛んに噴火を續け凄壯怪異を極め

て居る。蜿蜒二十里を繞る外輪山はその外方に廣大なる裾野を展開し殊に東部裾野は所謂波野ヶ原と呼ばれ丘陵の波濤を起伏せしめ遠く久佐に連り、その驚異的景觀は外輪山と共に世界的の雄大さを誇るものである。

△雲仙 四面環海の島原半島に位する集成火山にして複雑なる構造を有し、普賢岳を中心として展開する山岳原野の地形は頗る變化に富み加ふるに之を蔽ふ落葉樹林並にツツジ、イヌツゲの植物景觀は雲仙をして繊細優美の特色を恣にせしむるものである。殊に一帶は半島上に聳立する臺地にして比隣の低地より隔絶せられ、而も遠近の山海を兼むる眺望に至りては雲仙の最も誇りとする所である。觀光、保養、乗馬等に適し、又公園としての施設見る可きものがある。

△霧島 高千穂峯及韓國嶽を盟主とする大小二十二箇の密集せる山岳より成る群狀

火山にして特徴ある火口、火口湖を擁し其の山態の多様にして配置の妙を得得ること、錦江灣、開闢を始めて遠近の山野を望む展望と相俟つて雄大秀麗なる景觀を爲してゐるのである。加ふるに中腹より山麓に横がる常緑闊葉樹林と廣大なるツツジの群落野生のカイダウとは共に特色をなすものである。併かも皇祖發祥の史蹟を以て顯はれ、史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、保養等の利用に於て優れてゐる。

世界の高山 (理科年表)

(ア ジ ャ)

名	稱	所在地	高さ
エヴェレスト		ヒマラヤ	八八四八
ゴドウィン・オーステン		カラコルム	八六二〇
カンチエンジュンガ		ヒマラヤ	八六〇〇
マカ		同	八四八六
ドーラギリ		同	八二七〇
テヨ・ウヨウ		同	八二五〇
ナンガ・パルバット		同	八二〇〇
ガシヤン・ブラム		カラコルム	八〇六八
ゴサイン・タン		ヒマラヤ	八〇二四

名	稱	所在地	高さ
マツキンレー		アラスカ	六八七〇
ローガン		同	六〇五〇
オリザバ		メキシコ	五九八六
セント・エリアス		アラスカ	五九四四
ボボカテペトル		メキシコ	五四四〇
ルカニヤ		カナダ	五三七七
キーン		同	五三三三
ホイットニー		カスケード	四四三〇
エルバート		ロッキード	四三九二
レニア		カスケード	四三九二
アコンカグア		アンデス	七三三三
メルセダリオ		同	六八〇二
ツブンガト		同	六五五六
イラマニ		同	六四九二
チムボラゾ		同	六二八八
カカ・アカ		同	六二五二
コンカカ		同	六二〇三
サン・ホセ		同	六二〇三
コトバクシ		同	五九七六
チャールス・ルイス		ニューギニー	五〇〇〇
ジュリヤナ		同	四七五〇

世界の主なる島嶼 (理科年表)

名	稱	所在地	面積
ウイルヘルム		ニューギニー	四七、〇〇〇
マウナ・ケア		ハワイ	四、〇〇〇
クツク		新西蘭南島	三、七六六
マルカム		南極洲	四、〇〇〇
グリナランド		同	三、一七五、六〇〇
ニュー・ギニー		同	七、七二、〇〇〇
ホルネオ		同	七、四四、九〇〇
マダガスカル		同	六、四〇、〇〇〇
スマトラ		同	四、七三、〇〇〇
大アリテン		同	三、八〇、〇〇〇
セレベス		同	一、七九、〇〇〇
ニューシラランド南島		同	一、五〇、〇〇〇
ジャバ		同	一、三六、〇〇〇
キユーバ (西印度)		同	一、一四、〇〇〇
ニューシラランド北島		同	一、〇四、〇〇〇
ニューハウランド		同	一、〇〇、〇〇〇
ニューハンプシャー		同	一、〇〇、〇〇〇
アイスランド		同	一〇〇、〇〇〇
ミンダナオ (フィリッピン)		同	九六、〇〇〇
アイルランド		同	八二、〇〇〇

土地・人口——土地

名	稱	所在地	面積
アチエンカン		ヒマラヤ	六、七〇
ダスト・ギル		カラコルム	六、八五
マシヤン・ブラム		同	六、二二
ナンタ・デセ		ヒマラヤ	六、一七
エルブルズ		コーカサス	五、六三〇
テイチ・タウ		同	五、九七
シユカラ		同	五、九三
コシユタン		同	五、四四
モン・ブラン		アルプス	四、八〇
モンテ・ローザ		同	四、六三六
ミシアペル		同	四、五三四
リス・カム		同	四、五二八
ヴァイスホーン		同	四、二二
マツターホーン		同	四、〇〇五
フィンステルア		同	四、三七五
イルホーン		同	四、八二
アレツチホーン		同	四、八二
ユンク・フラウ		同	四、六六
キリマ・ヌジャロ		東アフリカ	五、九六九
ケニ		同	五、九四
マルゲリータ		同	五、〇三
アレクサンドラ		同	五、〇八一

(北アメリカ)

(南アメリカ)

(太平洋)

土地・人口——土地

名	所在	面積
ハイチ(西印度)		七、三〇〇
アイスランド		三、五〇〇
タスマニア(濠洲)		六、八〇〇
セイロン(印度)		六、五〇〇
スピツベルゲン(歐洲)		六、四〇〇
ノヴァヤ・ゼムリヤ北島(同)		五、〇〇〇
ノヴァヤ・ゼムリヤ南島(同)		四、七〇〇
海南島(中華民國)		三、〇〇〇
ニュー・アリアン(大洋洲)		三、七〇〇
グアンタナバロ(カナダ)		四、一〇〇

世界の主な湖沼 (理科年表)

名	所在	面積
グレート・スレン	カナダ	三〇、〇〇〇
エリ	北アメリカ	三、八〇〇
ウイニペグ	カナダ	三、五〇〇
オンタリオ	北アメリカ	一、八〇〇
バルド	ヨーロッパ	一、七〇〇
チャールズ	中央アジア	一、六〇〇
マラカイボ	グエネオエラ	一、三〇〇

世界の大河 (理科年表)

名	所在	長さ
ニシエ	アフリカ	四、六〇〇
セント・ローレン	北アメリカ	四、一〇〇
マツケン	北アメリカ	三、八〇〇
ユール	北アメリカ	三、七〇〇
グオル	ヨーロッパ	三、六〇〇
イン	ヨーロッパ	三、五〇〇
ガンガ	アジア	三、〇〇〇

世界の主な運河 (理科年表)

名	所在	長さ
スエズ	エジプト	一、六〇〇
モスコウ	ロシア	一、三〇〇
キナ	インド	一、二〇〇
エルベ	ドイツ	一、一〇〇
マンチ	中国	一、〇〇〇
ウエラ	インド	九〇〇
スエズ	エジプト	八〇〇
北	ロシア	七〇〇
ニク	ロシア	六〇〇

世界の最高及最低地点

地方	最高地点	最低地点
北米	アラスカ州マツキンレー山	カリフォルニア州死の谿
南米	智利アコンカグア山	水 平 線
南	高加索エルブルズ山	露西亞裏海
南	高加索エルブルズ山	パレスチナ死海
南	高加索エルブルズ山	リビア沙漠
南	高加索エルブルズ山	南極洲アイア湖

各大陸本土の極點

方位	地名	経緯度
極東	アラスカ州(チュク)	東經一七〇・〇
極西	アラスカ州(チュク)	西經一七〇・〇
極南	アラスカ州(チュク)	北緯一七・〇
極北	アラスカ州(チュク)	北緯七二・〇

極東	極西	極南	極北
オアドルスク山(東)	ロカ岬(葡萄牙)	マロギ岬(イスパニヤ)	ノルドキン岬(諾威)
東經 六六・〇	西經 九・〇	北緯 三三・〇	北緯 七二・〇

極東	極西	極南	極北
パイロン岬	スチーア岬	ウイロン岬	ヨーク岬
東經 一五五・五	西經 一三〇・〇	南緯 三九・〇	北緯 一七・〇

極東	極西	極南	極北
オアドルスク山(東)	ロカ岬(葡萄牙)	マロギ岬(イスパニヤ)	ノルドキン岬(諾威)
東經 六六・〇	西經 九・〇	北緯 三三・〇	北緯 七二・〇

極東	極西	極南	極北
パイロン岬	スチーア岬	ウイロン岬	ヨーク岬
東經 一五五・五	西經 一三〇・〇	南緯 三九・〇	北緯 一七・〇

土地・人口——土地

一一七

人口

帝國の世帯及び人口

昭和十二年年末現住人口

昭和十年十月一日國勢調査

帝國內		朝鮮		臺灣		南洋羣島		總計	
總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女	總數
32,333,700	16,812,700	15,521,000	3,335,488	1,710,334	1,625,154	1,120,000	560,000	560,000	22,468,188
33,355,488	17,523,036	15,832,452	3,661,850	1,877,912	1,783,938	1,120,000	560,000	560,000	24,000,000
36,090,423	18,614,850	17,475,573	3,987,919	2,000,000	1,987,919	1,120,000	560,000	560,000	26,000,000
37,614,850	19,149,000	18,465,850	4,313,828	2,150,000	2,163,828	1,120,000	560,000	560,000	28,000,000
39,139,277	20,000,000	19,139,277	4,639,737	2,300,000	2,339,737	1,120,000	560,000	560,000	30,000,000
40,663,704	20,851,423	20,000,000	4,965,646	2,450,000	2,515,646	1,120,000	560,000	560,000	32,000,000
42,188,131	21,702,846	21,150,000	5,291,555	2,600,000	2,691,555	1,120,000	560,000	560,000	34,000,000
43,712,558	22,554,269	22,100,000	5,617,464	2,750,000	2,867,464	1,120,000	560,000	560,000	36,000,000
45,236,985	23,405,692	23,050,000	5,943,373	2,900,000	3,043,373	1,120,000	560,000	560,000	38,000,000
46,761,412	24,257,115	24,000,000	6,269,282	3,050,000	3,219,282	1,120,000	560,000	560,000	40,000,000
48,285,839	25,108,538	25,000,000	6,595,191	3,200,000	3,395,191	1,120,000	560,000	560,000	42,000,000
49,810,266	25,960,000	26,000,000	6,921,100	3,350,000	3,571,100	1,120,000	560,000	560,000	44,000,000
51,334,693	26,811,423	27,000,000	7,247,009	3,500,000	3,747,009	1,120,000	560,000	560,000	46,000,000
52,859,120	27,662,846	28,000,000	7,572,918	3,650,000	3,922,918	1,120,000	560,000	560,000	48,000,000
54,383,547	28,514,269	29,000,000	7,900,000	3,800,000	4,100,000	1,120,000	560,000	560,000	50,000,000
55,907,974	29,365,692	30,000,000	8,226,000	3,950,000	4,276,000	1,120,000	560,000	560,000	52,000,000
57,432,401	30,217,115	31,000,000	8,552,000	4,100,000	4,452,000	1,120,000	560,000	560,000	54,000,000
58,956,828	31,068,538	32,000,000	8,878,000	4,250,000	4,628,000	1,120,000	560,000	560,000	56,000,000
60,481,255	31,920,000	33,000,000	9,204,000	4,400,000	4,804,000	1,120,000	560,000	560,000	58,000,000
62,005,682	32,771,423	34,000,000	9,530,000	4,550,000	4,980,000	1,120,000	560,000	560,000	60,000,000
63,530,109	33,622,846	35,000,000	9,856,000	4,700,000	5,156,000	1,120,000	560,000	560,000	62,000,000
65,054,536	34,474,269	36,000,000	10,182,000	4,850,000	5,332,000	1,120,000	560,000	560,000	64,000,000
66,578,963	35,325,692	37,000,000	10,508,000	5,000,000	5,508,000	1,120,000	560,000	560,000	66,000,000
68,103,390	36,177,115	38,000,000	10,834,000	5,150,000	5,684,000	1,120,000	560,000	560,000	68,000,000
69,627,817	37,028,538	39,000,000	11,160,000	5,300,000	5,860,000	1,120,000	560,000	560,000	70,000,000
71,152,244	37,880,000	40,000,000	11,486,000	5,450,000	6,036,000	1,120,000	560,000	560,000	72,000,000
72,676,671	38,731,423	41,000,000	11,812,000	5,600,000	6,212,000	1,120,000	560,000	560,000	74,000,000
74,201,098	39,582,846	42,000,000	12,138,000	5,750,000	6,388,000	1,120,000	560,000	560,000	76,000,000
75,725,525	40,434,269	43,000,000	12,464,000	5,900,000	6,564,000	1,120,000	560,000	560,000	78,000,000
77,250,000	41,285,692	44,000,000	12,790,000	6,050,000	6,740,000	1,120,000	560,000	560,000	80,000,000
78,774,427	42,137,115	45,000,000	13,116,000	6,200,000	6,916,000	1,120,000	560,000	560,000	82,000,000
80,298,854	42,988,538	46,000,000	13,442,000	6,350,000	7,092,000	1,120,000	560,000	560,000	84,000,000
81,823,281	43,840,000	47,000,000	13,768,000	6,500,000	7,268,000	1,120,000	560,000	560,000	86,000,000
83,347,708	44,691,423	48,000,000	14,094,000	6,650,000	7,444,000	1,120,000	560,000	560,000	88,000,000
84,872,135	45,542,846	49,000,000	14,420,000	6,800,000	7,620,000	1,120,000	560,000	560,000	90,000,000
86,396,562	46,394,269	50,000,000	14,746,000	6,950,000	7,796,000	1,120,000	560,000	560,000	92,000,000
87,920,989	47,245,692	51,000,000	15,072,000	7,100,000	7,972,000	1,120,000	560,000	560,000	94,000,000
89,445,416	48,097,115	52,000,000	15,398,000	7,250,000	8,148,000	1,120,000	560,000	560,000	96,000,000
90,969,843	48,948,538	53,000,000	15,724,000	7,400,000	8,324,000	1,120,000	560,000	560,000	98,000,000
92,494,270	49,799,961	54,000,000	16,050,000	7,550,000	8,500,000	1,120,000	560,000	560,000	100,000,000

昭和十年國勢調査人口

(昭和十一年四月二十八日內閣發表)

府縣別	總人口數	府縣別	總人口數
東京	5,875,677	京都	1,703,557
大阪	4,977,777	神奈川	1,840,000
福岡	2,126,833	兵庫	3,933,349
山形	1,268,333	新潟	1,935,777
福島	1,126,833	群馬	1,433,333
富山	798,190	茨城	1,577,777
島根	747,777	奈良	1,935,777
廣島	1,840,000	香川	1,126,833
和歌山	864,187	徳島	767,777
香川	747,777	愛媛	1,268,333
高知	747,777	福岡	2,126,833
大分	903,451	佐賀	667,277
熊本	1,268,333	宮崎	864,187
鹿兒島	1,126,833	沖縄	593,451
總計	69,354,427	總計	69,354,427

昭和十三年度の人口増加

(内閣統計局發表)

昭和十三年度の一ヶ年間に於ける出生數總は百九十二萬八千三百二十一人であつて之を前年の二百十八萬七百三十四人に比較すると二十四萬二千四百十三人の減少を示し、而して人口千に對する割合は二六・七で、前年の三〇・六一に比し三・九一の減少を示して居る。我國の出生率は從來大體三三・四〇であつて、大正九年の三六・一九を最高とし其の後は一高一低しつつ十一年の二九・九二を最低として十二年には三

〇・六一となつたが、十三年には竟に最低記録を示すに至つたのである。死亡は百二十五萬九千八百五人であつて、前年の百二十萬七千八百九十九人に比較すると五萬一千九百六人の増加である。而して人口千に對する割合は一七・四四で、前年の一六・七五に比し〇・六九高率を示した。出征兵士の戦死、戦傷死を含まない自然増加即ち出生死亡の差増は六十六萬八千五百七十七人であり、一年間の人口増加は年に依つて相當開きがあり、数十年前位の間は多い時は百三萬、少い時は八十萬程度であるが六十萬臺に低下したのは注意すべき現象である。而して其の増加率は人口千に付九・二六で從來に比し大分低下を見た譯であつて、之を前年の九十七萬二千八百三十五人に比較すると三十萬四千三百十九人の減少を示した譯である。

産業別人口 (昭和五年國勢調査抽出調査)

總數	男	女	無業	農業	工業	商業	其他
69,354,427	35,340,810	34,013,617	10,111,010	11,101,120	11,101,120	11,101,120	11,101,120
69,354,427	35,340,810	34,013,617	10,111,010	11,101,120	11,101,120	11,101,120	11,101,120

土地・人口——土地

Table showing land and population statistics for various categories like '有業' (employed), '無業' (unemployed), and '人口自然増加' (natural population increase).

人口自然増加 (内地)

Table of natural population increase (内地) from 1934 to 1936, including birth and death counts and population change.

婚姻年齢別 (内地)

Table of marriage statistics by age group (内地) for 1931 and 1932, categorized by gender and age.

全国婚姻平均年齢

Table of national average marriage age, showing data for 1934-1936, including first marriages and remarriages.

婚姻 (内地)

Table of marriage statistics (内地) from 1934 to 1936, including total marriages and remarriages.

夫婦関係期間別離婚数 (内地)

Table of divorce statistics by duration of marriage (内地) for 1931 and 1932.

乳兒死亡累年表 (内地)

Table of infant mortality statistics (内地) from 1930 to 1936, showing annual and cumulative figures.

離婚の情態 (内地)

Table of divorce circumstances (内地) for 1931 and 1932, categorized by reason like '不詳' (unknown) or '再婚' (remarriage).

出生兒身分別 (内地・昭和十二年)

Table of birth statistics by sex (内地・昭和十二年), showing counts for males and females.

内地本籍人口

Table of domestic population (内地本籍人口) for 1930 and 1931, including annual increase.

土地・人口——土地

土地・人口——土地

女百に付男

北海道アイヌ人口

昭和八年 同九 同10 同11
人口数 二五、九六六 一六、八八一 一六、八八九 一六、五九一

内(男)		内(女)	
出生数	七、八四三	八、〇四五	八、〇七七
内(男)	八、〇七四	八、三二六	八、三二二
内(女)	六四九	六四五	六二五
死亡数	三三三	三三三	三二九
内(男)	三三三	三三三	三二九
内(女)	三三三	三三三	三二九

死亡数
内(男) 五〇
内(女) 三三
内(男) 三六
内(女) 三〇
内(男) 三〇
内(女) 三〇
内(男) 三〇
内(女) 三〇

(備考) 第五十七回日本帝國統計年鑑に據る。

婚姻・離婚・出生・死亡累年表

【内地】 日本帝國統計年鑑に據る

婚姻 出生 死亡 人口

昭和五年 同六年 同七年 同八年 同九年 同十年 同十一年 同十二年 同十三年

婚姻	出生	死亡	人口
昭和五年	同六年	同七年	同八年
同九年	同10	同11	同12
同13			

届出遅れを含めたる累年出生・死亡總數

【内地】

出生	死亡	差	増
昭和二年	同三年	同四年	同五年
同六年	同七年	同八年	同九年
同十年	同十一年	同十二年	同十三年

死亡原因別 (内地・昭和十二年)

原因	男	女
腸チフス及パラチフス	三、七四五	三、六四三
腸チフス(再掲)	三、六一九	三、五〇五
発疹チフス	一	一
痘疹	六	二
麻疹	五、三三三	五、五六六
猩紅熱	三、四二二	三、三三三
百日咳	四、九七六	六、〇〇七
流行性感冒	二、三三九	二、一〇四
赤痢及疫痢	一、五八六	一、四四五
赤痢(再掲)	九、三九五	一〇、三五一
呼吸器の結核(気管及氣管支の淋巴腺を含む)	二、三五四	二、四四〇
肺結核	四九、三七三	四九、三七三
其他の結核	一七、四四一	三三、二〇七
微毒	三、二二六	三、〇三三
膿毒症及敗血症	五、〇七三	四、四二七
マラリア	四	二
寄生原虫及寄生	一、四四六	八〇九
細菌に因る疾患	五、五四九	四、八六一
其他の傳染病及寄生	三、八一九	三、四八八
痛性腫瘍及悪性腫瘍	一、二四六	一、六八六
良性腫瘍及悪性腫瘍	一、二四六	一、六八六
性的別不明の腫瘍	三、三三〇	三、三三〇
急性關節レウマチス	三、三三〇	三、三三〇
慢性レウマチス及痛風	一、四六〇	一、三三三
糖原病	六、五三六	四、五二五
ビタミン缺乏症	六、三三〇	四、三〇七
脚氣(再掲)	一、一〇〇	一、〇〇〇
甲状腺及副甲状腺の疾患	一、二七五	一、二七一
其他の全身病	一、二七五	一、二七一
貧血	三、四一九	三、三三三
白血病、其他の血液	一、四四四	一、〇八三
及造血器の疾患	三、三三三	三、三三三
アルコール中毒	一、五八六	一、五八六
其他の慢性中毒	八三	八三
腸膜炎(結核性を除く)	一八、八五三	一七、三三三
脊髄癆(進行性運動失調)	七三	七三
脳出血、腦栓塞及腦血管	六五、〇九七	五三、六六四
麻痺性癱瘓	二、〇〇七	七〇九
早發性痴呆其他の精神病	一、八六三	一、五六四
癲癇	六四八	四三六
其他の神経系の疾患	六、九一八	六、二四九
眼、鼻及其他附屬器の疾患	三〇五	三〇五
急性心臓内膜炎	三九七	三九七
慢性心臓内膜炎	二八四	二八四
心臓瓣膜の障碍	一〇、四三三	一〇、四三三

土地・人口——土地

一一三

北米合衆國	二四、六三三	カナダ	三、二九
メキシコ	四、六三一	パナマ	三、五八
キューバ	七、四	サルバドル	七
南アメリカ	三六、四七	ブラジル	一、九七、七三
南アフリカ	六、三六	ペルー	一、三、一五〇
チリ	六、八二	ボリヴェイア	七、九
コロンビア	二、九四	パラグアイ	四、八四
その他	九	アフリカ	一、九八
大洋洲	一、四三	オーストラリア	一、五〇、八五〇
グアム島	七	フィリピン	一、一、八五〇

海外在留内地人數

(昭和十二年十月一日現在)

總數	一、〇四三、四二二
極東露領	二、八三三
中華民國	五、九四五
タイ(舊暹羅)	五、二六
英領馬來及海峽植民地	七、〇三〇
英領印度及英領印度支那	一、四三〇
比律賓諸島	三、九二一
イラン	三三
歐羅巴洲	二、八二二
獨逸	四、二
白耳義	六、三
瑞西	七、〇
其他	一、九
北アメリカ	一、四、四八

内地在留外人職業別

(各年十二月末日現在)

職業別	昭和二年	昭和三年
農業牧畜及林業	六	八
漁業及製鹽	一、五三九	一、〇九六
礦業及工業	一、七五〇	八、三五五
商業	一、四八	一、六六
交通	三、三〇八	三、九一
公務自由業	六、四五一	二、八七六
學生生徒	二、八七六	二、八七六

列記外の有業者 六九七 四〇四

無業者 一六、九六三 一四、七六七

總數 四〇、八六五 三〇、八三八

(第五十七回帝國統計年鑑に據る)

各大陸の面積・人口

大陸	面積(百平方千米)	人口(十萬)
亞細亞洲	四〇、三九八	一、二三四
北米利加洲	九、九三三	四、八八
南米利加洲	一七、七四九	一、六七三
北非利加洲	三、八七八	一、四三三
南洋及南極洲	八、九六五	九五
總數	一、〇四三、四二二	一、〇四三、四二二

列國平均初婚年齡

(内閣統計局統計時報)

列國	昭和二年	昭和三年
帝國(内地)	二、八〇九	二、四一六
佛蘭西	一、〇	二、五九二
南阿聯邦	一、〇	二、七八〇
英吉利	一、〇	二、五七〇
獨逸	一、〇	二、六三九

列國の出生・死亡率

(人口千に付)

列國	出生率	死亡率
帝國(内地)	三、二六	一、七五
智利	三、一	一、七五
亞爾然丁	三、一	一、七五
西班牙	三、一	一、七五
伊太利	三、一	一、七五
ハンガリー	三、一	一、七五
チエツコ	三、一	一、七五
スロバキア	三、一	一、七五
ウルグアイ	三、一	一、七五
和蘭	三、一	一、七五
南米合衆國	三、一	一、七五
獨逸	三、一	一、七五
英吉利	三、一	一、七五

土地・人口——土地

白耳義	一、五〇	一、五〇
瑞西	一、五〇	一、五〇
佛蘭西	一、五〇	一、五〇
南アフリカ	一、五〇	一、五〇
チリ	一、五〇	一、五〇
コロンビア	一、五〇	一、五〇
グアム島	一、五〇	一、五〇
北米合衆國	一、五〇	一、五〇
メキシコ	一、五〇	一、五〇
キューバ	一、五〇	一、五〇
南アメリカ	一、五〇	一、五〇
南アフリカ	一、五〇	一、五〇
チリ	一、五〇	一、五〇
コロンビア	一、五〇	一、五〇
グアム島	一、五〇	一、五〇

列國人口自然増加

(昭和十二年)

列國	出生死亡千に付の差増
帝國(内地)	一、五〇
智利	一、五〇
亞爾然丁	一、五〇
西班牙	一、五〇
伊太利	一、五〇
ハンガリー	一、五〇
チエツコ	一、五〇
スロバキア	一、五〇
ウルグアイ	一、五〇
和蘭	一、五〇
南米合衆國	一、五〇
獨逸	一、五〇
英吉利	一、五〇

最軍部、官僚、政黨等の分立的組織乃至
壓力を以てしては到底至難となつて來て居
り、政府は愈再び國民再組織問題の解決を
迫られるに至つてゐる。

物價問題 戦時下に於ける物價問題は單
なる金融通貨乃至は物價問題ではなく一切
の國策の樞軸をなす政治問題として重要性
をもつてくる。しかも事變下財政の累積的
擴大性からこれが解決は頗る困難な問題で
ある。事變以來昭和十三年前期までに至る
物價對策の目安は、暴利取締に次いで當業
者の自肅的調整に置かれてきたが、その間
の物價上昇は依然止まなかつた。一面武漢
三鎮攻略後の所謂長期建設後に於ける物價
問題の解決愈焦眉の問題として一段とその
重大性が加へられた爲、こゝに自制的統制
の破綻から法律的價格並に配給統制へと強
行されざるを得なくなつた。そして卸賣か
ら小賣へと全面的に一轉を必要とされるに
至つた。先づ中央物價委員會の改組となり
物價委員會が改正され委員數を従来の三
十人から五十人に増員され、同時に臨時委
員二十三名が新たに設けられ、會長は商工
大臣であつたのを、商工大臣の奏請に依り
内閣に於て任命することとして、これに池

田成彬氏が任命された。新物價委員會の中
心たる臨時委員中に更に小委員會が設けら
れ、四月の小委員會に於ては物價對策の徹
底のため總動員法第十九條の價格條項の發
動が問題となり、目下關係者で研究調査を
進めてゐる。更に陸海軍省の軍需品の單價
切下げ問題が取り上げられてきてをり、こ
れに伴ひ商工省は物價行政運用の見地から
物價局を設置した。物價委員會は、また今
後の物價對策の基本綱領を検討して物價政
策に對期的な進展を與へしめた。即ちその
内容は

- 一、戦時物價政策の目標を明示。
 - 一、物價對策の中軸たる價格公定制度。
 - 一、物價騰貴の根源をなす物資供給の調整
方策並に需要供給、配給各部門別調整方
法。
 - 一、戦時適正價の決定。
- 等廣汎なる検討を加へ、四月二十七日の總
會に於て之を可決した。かくて右綱領にあ
る通り物價對策は直接物價現象のみを制御
することなく、根本的に財政經濟の全分野
に亘つて総合的統制對策が確立されなければ
ならぬことが明瞭となつてきてゐること
は注目される。

農村問題 事變の影響は、一ヶ年を經過し
て漸く農山漁村に顯著な事實として現れ出
してきた。先づ勞働力の不足は米作方面は
勤勞率仕班の活躍に依つてともかく克服し
得たが、勞働力不足の爲め木炭の生産に或
は化學肥料の配給不足を補ふべき自給肥料
の増産が非常に困難を來してきてゐる。次
に物資總動員計畫の進展につれ原料並に消
費材の配給制限のため農機具、ガソリンの
不足乃至は消費品の價格騰貴を招來したの
で、農山漁民生活に直接打撃を與へる結果
となつてゐる。その上輸送能力の不足から
野菜・果實、鮮魚など腐敗性の生産物は、
豫想外の叩き賣りが各所に行はれてゐる結
果、更に農山漁民の生活は深刻な打撃をう
けてゐる。これに對し政府は、事變直前の
農山漁村の生産力維持を目標として消極的
指導對策を講じてきたが生産力の減退は、
重要農産物實收高と豫想收獲高との過大の
相違を見るに至つてはつきり看取されてき
た。これが對策は頗る重要性を以て登場し
てきたので、農林當局は根本的に對策を樹
立することとなり、生産目標を一定の方針
の下に樹てた所謂計畫生産に乗り出した。
そして之が施設として生産販賣の指導獎勵

と幹線施設、耕地開發及び肥料配給の割當、
農業機械の共同利用促進助成、集團的勞力
移動の調整、米穀配給機構の改革、農業團
體の統制などを決定した。しかしながら一
方インフレ傾向の増大とともに物價騰貴率
に於て農産物は、農産品のそれに比し遙か
に高く、兩者間の狭狀價格差は益々増大さ
れて、農村生活に重壓となつてきてゐる。
その上農産物が外貨獲得の使命を擔はされ
てきたので、積極的に増産計畫を目標とし
て農村問題を解決してゆかなければならな
くなつてきた。かくて農村への事變の影響
乃至は期待益々大きくなつてきた。けに根
本的にこれ等の對策を講ずる必要性が加重
され、農業生産方法の質的轉換が要求され
てきたことは事變第二年に於ける重要内政
問題の一である。

油・ノイル豚毛及刷子用材料、マニラ麻、
ベニヤ板・スフ製品とバルブ・綿莫大小、
綿雜品に含まれた人絹絲、バルブに行はれ
たが、我が輸出貿易は雜貨品が多いところ
から、十三年末には所謂特殊リンク制をも
採用擴充された。かくてこれを圓滑に運用
せしむべき爲替基金が設定されたが、利率
高と運用期間の短期から利用額が少いの
で、二月には遂にこれが缺陷を補ふため改
正された。原料輸出對策は一應片付いたと
しても、北支・滿洲を包含する圓プロック
輸出が、第三國輸出の不振を醸成する問題
に對し、對策が講じられなければならなく
なつた。また輸出振興に對して民間貿易關
係業者は、日本貿易振興協議會を設立しリ
ンク制の檢討、圓プロック貿易の改善を計
つたが、更に一月に至つて貿易行政の統一
を期し貿易省設置を政府に進言した。

輸入の激減と圓プロック向輸出を第三國向
として計算して五億二千萬圓の圓プロック
入超は、我國の責任に於て決済されてゐる
のだから決して喜ぶには當らない。而して
十四年度の前半期も依然として輸出入の貿
易尻は順調に進んでゐるが、歐洲事情
の複雑化及び世界的不況等から輸出への期
待薄となつてきてゐるので、前途は樂觀を
許さない。從來とて前記の如く商品リン
ク制、特殊リンク制に依る原料輸入の圓滑
化、輸出資金前買損失補償制度の擴充、輸
出補償制度の改善が行はれても、尙且つか
かる貿易不振に對しては、輸出品價格引下
げ、輸出振興會社設立、貿易行政の統一即
ち貿易省設置等が考慮され、圓プロック貿易
の調整が考慮研究されてゐるが戦時下經濟
の貿易振興の絕對性から特に十四年度物動
計畫の中に貿易計畫が編まれてきたことは
相當重視されるべきであらう。

【政友會】總裁問題 同會の總裁問題は十月

【政友會】總裁問題 同會の總裁問題は十月

に選り再燃、更に議會後意々決定的分裂に

【東方會】會長中野正剛氏は、議會開會中

持ち出した。同氏は二十九日歸京、その足

いて各方面の意向を打診すると同時に方法

即ち國民の中に群る人材をして積極的に衆

に於て小泉又次郎氏を座長として東亞再建國民運動を執行することを申合せた。この運動は第七十二議會に賜りたる勸諭の意を體し國民精神總動員運動を政治的に強化せんとするもので、政民兩黨の果し得る使命としては最大限度のものであつた。これに對し好評を博したに拘はらず、龍頭蛇尾に終つて了つたのは、この間の事情を物語つてあるものと云へよう。一面内閣はつゝある國民再編成問題又これと表裏の關係にある既成政黨内部の矛盾、動搖に對處してこゝ数年來行はれ來つた政府兩黨の提携は、政友會の總裁問題を繞る分裂抗争に依つて遂に實行不可能に陥つたことは、兩黨共に外部に對する壓迫が著るしく減殺されることとなつたわけでの點は可成り重視すべき問題であらう。

【民政黨】 新政黨の非實現性を見るや、東亞再建國民運動に政友會と共同宣言を發表し、更ニまた大體政策を中樞とする革新政策なるものを發表してその方針を明らかにした。これは民政黨が従來の自由主義から脱却した百八十度の轉回を意味するものとして注目された。

に至り再燃、更に議會後愈々決定的分裂にまで發展して了つた。即ち中島派が革同派と稱して政友會内部に一派を形成するに至り、これに對して反中島派又一派を結束、若し代行委員制を何時までもとつてゐる場合政友會は中島總裁たるの觀を呈することを考慮して總裁單一化工作を開始し、中島氏に對抗して久原氏を總裁に推す外なしとの方針に最高幹部の意向が一致した。五月五日には鈴木總裁は久原氏を總裁に指名、久原氏は廿日の黨大會に於て第七代の政友會總裁に就任した。斯くて政友會は革同派と正統派とに二分され、非常時局に相應しからぬ黨内の紛糾を國民の前に曝け出すに至つた。併も兩派は本部を占據すべく流血の論事まで惹起したので、遂に取締當局たる警視廳では事願放置し得ずとして本部を管理するに至つた。仍て兩派共に本部外に未々その本據をもつて抗争を續けて居る。その後第一議員タヲブの望月圭介、山崎達之助兩氏以下九名は革同派に合流した。

【東方會】 會長中野正剛氏は、議會開會中二週間以上に亘ること明瞭であつたに拘はらず支那旅行に出たので、三月九日の各派交渉會に於て審議權を無視するものとして除名論が持ち上つた。しかし新黨運動に對する「先驅者の既成政黨から血祭りに上げられたもの」として問題は既成政黨の単性なる復讐なりと冷笑されたが、中野氏は上海にあつて病氣となり登院不能といふことでもケリがついた。

然るに東方會の杉浦、由谷、大石氏等は中野氏の獨裁的行爲に不満を持ち、新黨不成立の原因もこゝにあると稱して解黨論を

持ち出した。同氏は二十九日歸京、その足で議長官舎に小山衆議院議長を訪問、自己の行動について議會内に物議を醸したに對し、議員辭表届を提出した。爾後、中野氏は院外にあつて東方會を主體に東亞再建國民運動に着手したためあやうく東方會は解黨せず終つた。

國民再編成問題坐折 支那事變が勃發するや日本の政治は遺憾なくその貧困性を露呈したが、長期建設の新段階に入るや、かかる政治的喪失は許されなくなつてきた。そこで昭和十三年の中頃から急激に政治の勢力區大性が要求されて以來、これを支持する新たな創意の上に立つ舉國的政黨乃至は國民再編成運動が活潑に展開されるに至つた。即ち秋山定輔、龜井貫一郎等の舉國一致運動、久原房之助等を中心とする一國一黨論、建川美次、小林順一郎等の革新的右翼政黨運動、有馬農相等の産組青年聯盟を主體とする新黨運動、政民合同し小會派をも合流せしめんとする鹽野法相等の舉國一致的新黨運動等が簇出してきたが、十月の中旬に近衛首相は、表面文官制度の改革についての原案作製を協議するとて鹽野、末次、木戸の三相に對し新黨組織につ

いて各方面の意向を打診すると同時に方法論についての検討を命じた。こゝに於て首相が新黨運動に乗り出したものとして依然各方面では、この運動が愈々實現するだらうとの觀測に一致してゐた。

しかしながら右三相案は、議會中心の政治勢力を一應一元化せんとするの程度を出でなかつたため、首相をして遂に肯定せしめることが出来ず、首相は更に風見書記官長に再び原案作製を命じた。かくて政府の積極的新黨樹立意圖の結果、前記の新黨運動は鳴りを沈めたに反して、鹽野法相、風見書記官長を中心に政府對政黨の往來は公然と開始され、民政黨は櫻内幸雄、三木武吉、政友會は砂田重政等が政府政黨間の連絡的役割として登場して來た。しかし結局は首相の消極的性情と相俟つて新黨運動樹立の方法論に於て頗る難然たるものがあつたため、遂に中絶の巴むなきに終つた。だが、斯様に一見失敗に終つた所謂新黨運動は、決して無駄に終らなかつた。事變處理、長期建設の現段階に取り上げられる新黨問題は、決して單なる議會勢力の糾合だけでは無意義だといふ認識を普遍化したところから、重大意義があつたことは見逃せない。

即ち國民の中に群る人材をして積極的に衆智を國策に傾けしめ得るやうな仕組みに政黨の體制を舉國協同化せしめる角度からこの問題をとり上げ、國民的運動としなければ實現性はないとの教訓を與へた。従つて最も近き將來にかゝる觀點から再びこの問題の解決が切實に要求され表面化することとならう。

首相政黨代表と懇談 近衛首相は政黨と緊密なる提携を圖り國民精神總動員運動、物資動員計畫實施その他の戰時下諸施設につき積極的協力を要望するため、八月四日午後六時より風ヶ岡茶寮に永井、中島兩政黨出身閣僚、町田、前田、秋田三參議を招待、晚餐を共にして懇談を遂げたが、爾後、大體月二回宛ての會合を開催することとなつた。

外務省外交顧問設置 字垣外相は、時局の重大性に鑑み外務省に外交界の先輩を招いて外交顧問たらしめ、戰時下外交方針に萬遺憾なきを期することに決定。九月九日の閣議に外務省外交顧問官制に關する勅令案を附議し、その承認を得て直ちに御裁可を仰ぎ、十日左記の如く正式にその人選が決定發令された。

正三位勳一等 佐藤 尚武
從三位勳一等 有田 八郎

外務省外交顧問被仰付(各通) 而して宇垣外相辭任後、顧問制は存続して居るが、佐藤、有田の兩氏辭任に依り實際には顧問制は有名無實となつてゐる。總務部對策部官制の施行、商工省は轉業對策部官制を九月十六日の閣議に決定、御裁可を得たので同廿一日公布即日施行した。宇垣外相突如辭職、難産を續けてきた對策中央機關設置問題は、又しても九月廿一日の五相會議で暗雲低迷のたゞならぬものが看取された。引續き廿三日の五相會議で陸、海兩軍部案に對し、宇垣外相は第一條を基礎とする外交の一元化と國務を司るべき中央機關總裁の補助の責任に關し、憲法上の疑義ありとして明確に反對を表明した。然るに外務事務當局は佐藤、有田兩顧問始め必らずしも反對でなく、右軍部案を中心に外務省の作製にとりかゝつた。かくて外務軍部の折衝が纏つたに拘はらず、外相は容易に外務當局案に同意せず、同月廿九日の外務首領部會議に裁決を與へずして、正午首相官邸に近衛首相を訪問辭表を提出した。首相は奏請責任の立場から挂冠の意思

相當強固なるものがあつたが、事變を中心とする諸情勢はそれを容易に許さざるものがあつたので、首相は時局の重大と大乗的責任感から自ら外、拓兩相を候補して、難局打開に一路邁進することに決意し、廿日參内、宇垣外相の辭表を執奏、後任に首相候補を内奏、一旦退下の後、定例風風間に參進、陛下には米内海相待立の下に首相に對し左の如く親任の勅語を賜つた。

內閣總理大臣 近衛 文麿
正三位勳一等公爵
兼任外務大臣 拓務大臣 宇垣 一成
外務大臣兼拓務大臣 依願免本職
兼任外、拓兩相補充決定 政府は時局の重大性に鑑み、近衛首相の外相拓相候補を許さぬ事情があり、各專任大臣の陸海を急いだ結果、外務省外交顧問有田八郎氏を外務大臣に、東北興業總裁並に東北振興電力社長八田嘉明氏を拓務大臣に、それ／＼起用するに決し、十月二十九日首相は宮中に參内々奏した。仍つて、即日首相待立の下に右新任兩相の親任式が執り行はせられた。
從三位勳一等 有田 八郎
任外務大臣

從四位勳一等 八田 嘉明
任拓務大臣

內閣總理大臣兼外務大臣 近衛 文麿
拓務大臣 公爵 八田 嘉明
免職官
科學會議初總會 科學會議會は第一號諮問案 鐵鋼及鐵合金類、非鐵金屬、金屬礦產資源開發促進、燃料類、化學品類の増産及び代用品に關する第一回答申案を得たので本月二十九日總會を開きこれを可決した。
總動員法第十一條問題 武漢廣東攻略後の新段階に處し、國家總力を擧げて東亞新秩序建設に邁進する政府は、益々國內態勢を整備強化すべく國家總動員法の全面的發動を準備することに決定してゐるが、配當制限、資金統制等第十一條の發動に關し、軍部並に木戸文部、末次内務兩相等の主眼に對して、主管省たる大藏省が反對し、池田藏相も反對の意見を有し、兩者の意見は全く對立の形にあつたので、このまゝ放任する場合は事態を益々紛糾せしむることを慮り近衛首相は十一月八日の閣議の席上、必要適當なる總動員法については關係各省に於て十分連絡をとり研究を進められたいと

て閣僚の諒解事項として政治的解決を意味する發言があつて第十一條發動問題については企畫院を中心に大藏當局と折衝新事態に即應すべき發動の處置を講ずることに決した。

初の興亞院會議 興亞院設置に伴ふ第一回興亞院會議は十二月廿三日午後三時より首相官邸に開催、興亞院總裁、近衛首相、同副總裁、有田外務、池田大藏、板垣陸軍、米内海軍の四相の外柳川總務長官出席、廿二日首相談の形式を以て發表した日支國交調整問題の具體化につき協議を遂げた。興亞院設置は 廣田、宇垣兩外相の命取りとなつたのみか近衛内閣の命脈までを絶たんとした難産の興亞院は十二月十六日東亞新秩序建設の中樞機關として輝かしく誕生した。初代總務長官には陸軍中將柳川平助氏が任命され、政務部長陸軍少將鈴木定一、經濟部長日高信六郎の二氏が就任、その後文化部長に松村壽氏が任ぜられた。更に昭和十四年三月十日付を以て

陸軍中將 喜多 誠一
興亞院華北連絡部長官(北京)
陸軍少將 酒井 隆
同蒙疆連絡部長官(張家口)

海軍中將 津田 靜枝
同華中連絡部長官(上海)
海軍少將 水戸 春造
同厦門連絡部長官

政府聲明

武漢陷落後の新段階に對處する帝國不退轉の態度を中外に開明すべく政府は十一月三日の明治佳節を卜し、左の重大聲明を發表した。なほ當夜近衛首相はAKマイクを通じて右政府の決意を國民に披瀝して新たな覺悟の下に協力を要望した。
帝國政府聲明
今や陛下の御稜威に依り帝國陸海軍は克く廣東、武漢三鎮を攻略して支那の要域を鎮定したり、國民政府は既に地方の一政權に過ぎず、然れども尙ほ同政府にして抗日容共政策を固執する限りこれが潰滅を見るまで帝國は斷じて矛を收むることなし
帝國の冀求する所は東亞永遠の安定を確保すべく新秩序の建設に在り、今次征戰究極の目的亦此に存す
この新秩序の建設は日滿支三國相携へ政

治經濟文化等各般に互り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし東亞に於ける國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり、是れ實に東亞を安定し世界の邁進に寄與する所以なり
帝國が支那に望む所はこの東亞新秩序建設の任務を分擔せんことに在り、帝國は支那國民が能く我が眞意を理解し以て帝國の協力に應へむことを期待す、固より國民政府と雖も從來の指導政策を一擲しその人的構成を改替して更生の實を擧げ新秩序の建設に來り參するに於ては敢て之を拒否するものにあらず
帝國は列國も亦帝國の意圖を正確に認識し東亞の新情勢に適應すべきを信じて疑はず、就中盟邦諸國從來の厚誼に對しては深くこれを多とするものなり
惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は我が帝國の精神に淵源し之を完成するは現代日本國民に課せられたる光榮ある實務なり、帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行して愈々國家總力の擴充を圖り萬難を排して斯業の達成に邁進せざるべからず茲に政府は帝國不動の方針と決意とを聲

明す

御前會議開催 政府は十一月三日の帝國政府聲明の國是に基き、日滿支を相互連環の關係に置く東亞新秩序の建設に關し、日支關係を凡ゆる部門に亘つて調整すべき具體方針を十一月十八日の閣議で決定したが、その重要性に鑑み御前會議を奏請したが、仍つて御前會議は三十日午前十時半より宮中表御座所に於て開かれ、閣院參謀總長官殿下を始め奉り、軍令部總長官御代理、古賀軍令部次長、多田參謀次長、近衛首相、板垣陸相、米内海相、池田藏相、有田外相、末次内相、平沼府藏議長等參列、天皇陛下親臨の下に政府決定の原案を附議し、嚴肅裡に異議なく之を承認、茲に新支那の長期建設に對處する我が不動の國策を決定し、天皇陛下には御機嫌麗はしく入御あらせられ、滞りなく御前會議を終了して正午散會した。

政府は茲に閣議にて決定せる日支國交調整に關する根本方針に基き東亞新秩序建設方針を中外に闡明することに決定、十二月二十二日近衛首相、有田外相、板垣陸相、米内海相等協議の結果、即日首相談の形式を以て左の如く發表した。

近衛内閣總理大臣談

政府は本年再度の聲明に於て明かにしたる如く、終始一貫抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に、支那に於ける同要具眼の士と相携へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである。今や支那各地に於ては更生の勢澎湃として起り、建設の氣運愈々高まれるを感得せしむるものがある。是に於て政府は、更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し、以て帝國の眞意徹底を期するものである。日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである。之れが爲めには支那は先づ何よりも舊來の偏狹なる觀念を精算して抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一擲することが必要である。即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を修めんとする率直に要望するものである。次に東亞の天地にはコミンテルン勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日獨伊防共協定の締結の精神に則り、日支防共協定の締結を以て日支國交調整上喫緊の要件とするものである。而して支那に現存する實情に鑑み此の防共

の目的に對する充分なる保證を擧ぐる爲めには、同協定繼續期間中、特定地點に日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方を特殊防共地域とすべきことを要求するものである。日支經濟關係については日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものに非ず、又新しき東亞を理解し、之れに即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものに非ず、唯他くまで日支の提携と合作とをして實効あらしめんことを期するものである。

即ち日支平等の原則に立つて支那は、帝國臣民に支那内地に於ける居住、營業の自由を容認して日支兩國國民の經濟的利益を促進し、且つ日支間の歴史的、經濟的關係に鑑み、特に北支及び内蒙地域に於てその資源開發利用上、日本に積極的に便宜を與ふることを要求するものである。日本の支那に求むるところの大綱は以上の如きものである。日本が敢て大軍を何かせる眞意に散するならば、日本の支那に求むるものが區區たる領土にあらず、又職責の賠償に非ざること自ら明かである。日本は實に支那が新秩序建設の分擔者と

して職能を實行するに必要な最小限度の保障を要求せんとするものである。日本は支那の主權を尊重するは固より、進んで支那の獨立完成のために必要とする治外法權を撤廢し、且つ租界の返還に對して積極的なる考慮を拂ふに吝ならざるものである。

國家總動員法の全面的發動 あれほど制定當初採りに採んだ國家總動員法は、昨年四月一日公布五月五日より内外地一齊に施行されて以來滿一ヶ年餘、今日では最早國民の日常生活と不可分の關係を持つに至つた。即ち總動員法施行と同時に發動された規定は第十三條、第五十條との二ヶ條である。次いで總動員法實施に當つて生ずる國民の損失を補償すべき總動員補償委員會に關する規定が七月二日に公布施行され、こゝに漸く同法發動に關する一切の準備は完了するに至つた。

- 工場事業技能者養成(同)
第六條 從業者雇入制限令(三月三十一日公布四月廿日施行)
第二十一條 國民職業能力申告令(一月七日公布一月廿日施行)
船員職業能力申告令(一月三十日公布施行)
第二十二條 船舶運設技能者の養成に關する勅令案
第二十一條 獸醫師職業能力申告令(二月四日公布施行)
第二十四條 事業主をしてなましむべき總動員業務に關する計畫設定又は演練に關する勅令案要綱第二十五條 試驗研究に關する勅令案要綱
第六條 貸銀統制令(三月三十一日公布四月十日施行)
工業就業時間制限令(四月一日公布五月一日施行)
第十一條 會社利益配當及資金融通令(四月一日公布十日施行)
第十三條 工場及事業場の使用又は收用に關する勅令案 土地又は家屋その他工作物の管理使用又は收用に關する勅令案
第十條 總動員物資の使用又は收用に

閣する勅令案
第四條 臣民徵用に關する勅令案
第三條 土木建築に關する業務指定勅令案

近衛内閣から平沼内閣へ、支那事變處理と内閣補強工作を繞つて奔走以來、その周圍に懐しい働きを見せてきた近衛首相は、一月四日突如として挂冠した。洵に國民には政變ならぬ政變の感を深からしむるものがあつた。而も平沼一男は、他の何人の登場をも許さず、絶対唯一の人として大命を拜授、組閣を完了した。近衛首相挂冠の理由は、東亞新秩序の建設方針が廟議に於て一決した今日は新内閣の下にこれが具現化に邁進されなければならぬ時であるといふのであるが、首相の辭意は、既に九月末の宇垣外相退陣頃から動いてゐた。殊に武漢攻略後に於ける事變處理は、愈國內諸勢力の一元化が要求されてきたが、近衛公の聲望を以てしても如何ともなし得ざる状態が隨所に露呈され、これがまた内閣にも反映し、就中國民再編成運動を取上げて見たもの、思はざる反對勢力に遭遇して以來、遂に不動の退陣決意を固め、十二月初旬首班者更迭による延長内閣を目標とする

民心一新を期したのであつた。かくて平沼男の出馬確實と見た近衛首相は、十二月廿九日湯淺内府と平沼樞府議長との宮中に於ける會見を端緒に、政變必來の覺行きが濃化するに至り、豫定よりも一週間を早めた一月四日の初閣議に總辭職一決、午前十一時三十分首相は參内、閣下に辭表を捧呈した。かくて即日午後十時、平沼樞府議長に大命降下し、樞府議長は直ちに同派の政治的參謀長鹽野法相と田邊通兩氏を左右に据ゑ組閣工作に著手した。勿論支那事變最中に於ける政變は、極力回避されなければならぬ性質のものであるに拘はらず、敢てこれを斷行せねばならなかつたため、極めて特異な政變として現はれたのであつた。即ち後繼首班者は平沼男以外になく、閣僚の大半が殘留して新閣員は四名に過ぎず。近衛前首相は樞府議長に親任され特に無任所相として閣議に列せしめられた。加之、政策は全面的に前内閣の方針を踏襲する旨を平沼新首相は閣明するなど、是を要するに一は支那事變處理を中心とする國際諸情勢に對處し、他は國內政治の紛糾を避けるべく平沼、近衛新舊首相の慎重なる考慮の結果からと解される。從

つて新内閣は名實共に近衛内閣の延長たるの性格を有し、組閣工作も順調に進み五日夕刻、閣員名簿捧呈、親任式、初閣議との間僅かに二十時間といふ頗るスピーディーに完了した。

樞密院議長正二位勳一等 男爵 平沼騏一郎
任内閣總理大臣 侯爵 木戸 幸一
厚生大臣正三位勳二等 石渡莊太郎
任内務大臣 櫻内 幸雄
任內務大臣 從四位勳三等 八田 嘉明
任大藏大臣 從三位勳二等 櫻内 幸雄
任農林大臣 拓務大臣從三位勳一等 八田 嘉明
任商工大臣兼任拓務大臣 尙留任の有田外相、板垣陸相、米内海相、鹽野法相、荒木文相に對しては親任式を行はせられず辭表は同日御下渡があつた。

また親任式終了後の初閣議に於ては、内閣書記官長法務局長官、を左の如く決定した。

正四位勳二等 田邊 治通
任内閣書記官長

- 從三位勳二等 黑崎 定三
任法制局長官 鹽野 季彦
兼任通信大臣 前田 米藏
從三位勳一等 廣瀨 久忠
任鐵道大臣 廣瀨 久忠
從四位勳三等 近衛 文麿
任厚生大臣 池田 成彬
任內閣總理大臣公爵 大藏大臣兼商工大臣 末次 信正
依願免本官 內務大臣 伯爵 有馬 頼寧
農林大臣 伯爵 永井柳太郎
通信大臣 中島知久平
鐵道大臣 依願本官(各通)

て内閣員に列せしむ
平沼内閣は、親任式終了後首相官邸に於て初閣議を開いた上、首相談の形式を以て左の如き聲明を發した。

平沼首相就任聲明
不肖の身を以て大命を拜しましたことは恐懼の至に堪へませぬ。此の上は徵力の限りを盡して、輔弼の重責を果す所存であります。申す迄もなく國家は今や未曾有の難局に直面し、之が打開は容易の業ではありませぬが、皇室の御稜威の下に於て、朝野一致、傳統的國民精神を發揮致しますれば、決して此の難局に堪へ得ないことはないと思ひます。我同胞は古來國難ある毎に、一絲不紊の統制を保ち、國體意識を強化して参りました。現在是最も其の急を要する時で、益々其の結束を鞏固にすべきであります。現内閣の一般方針は、適當の時機に於て公表致しますが、國家の總力を殫戦の目的貫徹に集中すべきことは勿論であります。而して事變の處理に就きましては、曩に前内閣が聖斷を仰いで確定したる不動の方針がありますから、之を遂行すべきは固より、此の方針の下に着手したる

各般の施設は、萬難を排して完成する覺悟であります。全國民が三ヶ年に亘れる出征皇軍の多大なる勞苦に想到せられ、戦時體制下の不自由を忍び、更に戦後の務めに遺憾なき注意を拂はれつゝあるは、洵に感激の外はありませぬ。不肖は此の際、數言を奉呈し、全國民と共に大なる勇氣と大なる希望とを以て、時艱克服の急に赴く決心であります。

なほ、近衛内閣は一年七ヶ月事變最中に挂冠したが、退陣に際し近衛首相は次の如き聲明を發した。

近衛前首相聲明
本日私は閣下に辭表を捧呈いたしました。私は一昨年六月乏しきを以て圓らざるも大命を拜し内閣首班の重責に當ります。日ならずして支那事變の勃發を見るに至り内外の時局は頓に重大を加へたのであります。私は非才其任に耐へざるを懼れたのであります。が事變の推移は容易に内閣の更迭を許さないものがあつたのであります。故に敢て駕籠に鞭つて今日に及んだのであります。然るに今や事變は新段階に入り東亞永遠の平和を確保すべき新秩序の

建設に向つて主力を注ぐべき時期に到達した。...

果して蓋を開けて見ると、再開早々各派交渉會は、戦時議會自肅の申合せを行ふ一方、議事の圓滑なる審議を行ふため政府政黨の連絡會議を開催するなど種力政黨は平沼内閣支持の態度に出たので、近衛無任所相の登院問題で多少興味の場面も見せたが、結局近衛無任所相の登院所信披露で簡単にケリとなつた。...

氏は渡支したが、これに對しその手続き上の不備をきつかけに政民兩黨から除名案が持ち出され、またしても既成政黨の陋劣振りを露呈して戦時議會に想慮しからざる場面が展開された。...

臣でも理論上一應議會に出席すべきである。然し一般的國務については、當然内閣總理大臣が答辯の衝に當り、無任所大臣は所管の事務を有してゐないため、實際上の問題としては質問がないであらうから出席の必要はないわけである。...

を要するので、政府は田邊書記官長、石黒文部、館内務兩次官の手許に於て成案せしめ、二月九日の閣議に改革案を附議正式に決定した。...

企業院總裁決定 政府は一月十一日企業院次長青木一男氏を企業院總裁に昇格せしむることに決定、午後三時宮中に於て平沼首相立の下に親任式を執り行はれた。...

- 正五位勳三等 西村 茂正(政)
- 任陸軍政務次官(一等) 中井川 浩(民)
- 正六位勳四等 松田竹千代(民)
- 任陸軍參與官(二等) 中原 謙司(第二)
- 勳四等 從五位 倉元 要一(政)
- 任海軍參與官(二等) 濱野徹太郎(民)
- 從五位勳三等 小柳 牧衛(民)
- 任司法政務次官(一等) 野中 徹也(第一)
- 勳四等 從五位勳四等 松村 謙三(民)
- 任文部參與官(二等) 林 謙 治(政)
- 正五位勳四等 今井 健彦(政)
- 任農林政務次官(一等) 澤田 利吉(民)
- 從五位勳四等 平川松太郎(民)
- 任農林參與官(二等)
- 任商工政務次官(一等)
- 任商工參與官(二等)

- 任選信政務次官(一等) 上田 孝吉(政)
- 勳四等 任選信參與官(二等) 工藤十三雄(政)
- 任鐵道政務次官(一等) 青木 亮貫(民)
- 勳四等 任鐵道參與官(二等) 寺田 市正(政)
- 任拓務政務次官(一等) 江藤源九郎(第一)
- 從四位勳三等功四級 津崎 尙武(第一)
- 任拓務參與官(二等) 綾部健太郎(政)
- 從六位勳四等 津崎 尙武(第一)
- 任厚生參與官(二等) 綾部健太郎(政)
- 勳四等 任厚生參與官(二等)
- 選、拓兩相の補充決定 懸案となつてゐた
- 兼任選、拓兩相の補充に關しては、平沼首相は議會に於て「議會後適當な人を得て補充する」旨を言明してゐたが、内外の諸情勢は益々内閣の積極的通過を希求して来たので、慎重に考慮を遂げた結果、四月七日選相に内閣書記官長田邊治通氏、拓相に前朝鮮軍司令官小磯國昭大將を起用に決定、同日午後親任式が行はれた。又書記官

- 長には平沼門下の太田秘書官を起用することとして親任式終了後臨時閣議を開き決定した。
- 内閣書記官長正四位勳二等 田邊 治通
- 任選信大臣 小磯 國昭
- 陸軍大將正三位勳二等功二級 鹽野 季彦
- 任拓務大臣 八田 嘉明
- 司法大臣兼選信大臣 免兼官(各通)
- 内閣總理大臣秘書官從五位 太田 耕造
- 任内閣書記官長(一)
- 物動計畫成る 昭和十四年度物動計畫は、企業院を中心として、海軍其の他の關係各方面に於て調査研究を進めつゝあつたが、その成案を得るに至つたので、五月廿六日の閣議に附議し正式決定を見た。
- 而して十四年度物動計畫は、前年度に比し著しく計畫性が濃化し、即ち東亞新秩序建設に資するため國防力の擴充、生産力の擴充の二大目標を樹て、立案されたもので、量的にも統制品目は百四十餘種に達し、

生産力擴充資材は、軍需同様優先供給して生産計畫に支障なからしめんとしたところ、に特色がうかがわれる。政府はこれが實行に當つて、國民の積極的協力を求めるため、青木企業院總裁談の形式を以てその概要を發表した。

青木企業院總裁談
昭和十四年度物資動員計畫貿易計畫及び交通電力動員計畫に就て
昭和十四年度物資動員計畫は豫ねて企業院に於て關係各廳と緊密に協力して之が編成を急いでゐたが、このほど作成を完了したので十四年度貿易計畫並に交通電力動員計畫と共に本日閣議に附議せられ最終的に確定された、先づ物資動員計畫及貿易計畫に付て其の概略を説明すれば今回の動員計畫の編成に當つては支那事變の目的を達成し東亞新秩序の建設を行ふと共に國際新情勢に對處し國運の進展を圖ることを根本の目標とした、即ち當面の戰爭遂行上必要な軍需品を迅速に充足するの外、軍備を一層充實し、生産力擴充計畫を實現し、貿易を振興し、滿洲及支那の開発を促進する等に必要の資材を供給し、以て將來に於ける綜合國力の飛躍的發展の素地を培養すること

とを主眼とした、之が爲には一般民需に對して昨年以上の節減を加ふると共に各省及公共團體の需要も極度に切り詰めることゝした、從つて國民の消費生活は更に緊縮し合理化する必要がある次第である、要するにこの計畫は各方面の非常な尠大な需要に對しその緩急輕重を勘案して限りある物資を國家的見地に於て最も有効に使用する様に振當てることが目的であつて、之が實施に當つては物資の配給や消費や價格の統制を更に強化徹底するの外物資を生産するに必要の勞力及資金の振當て並に運輸機械の利用に就てもこの計畫に即應する様に規定しなければならぬ當局としては右各般の事項を併せ考慮し各方面の實狀を慎重に検討して今回の計畫を定めたのであつて茲に若干の重要事項につきその概要を述べれば

①生産力の擴充、綜合國力の飛躍的發展を期するには先づ以て物資の生産を出來るだけ増加することが必要である、それが爲には生産力の擴充を斷行しなければならぬこの事は現在並將來の物資動員計畫の遂行といふ見地からしても亦極めて重要な要件である、それ故今回の計畫に於いてはこの點に特に重點を置き相當巨

には輸出貿易を振興するの外産金を奨励し又国内にある金を回収し或ひは本邦人の海外旅行を制限する等の措置を講ずる方針である③滿洲及支那の開発援助 滿洲及支那に於ける治安を維持し資源を開発するため必要な資材を供給することは本變の處理及東亞新秩序の建設上極めて肝要であるのみならず我國生産力の擴充と密接不可分の關係を持つてゐる、それ故に今次の物資動員計畫の編成に當つては滿支に對する各種資材の供給確保の爲出来る限りの努力を拂つた次第である、④一般民需 一般民需に就いては特に消費方面に於て相當の節減を餘儀なくされたことは前述の通りであるが生産力を維持し國民の保健を保持する等に必要なる資材例へば肥料、醫藥品の様な物資については慎重な検討を加へ遺憾なきを期したのである⑤物資の配給 物資を各需要に對し最も適切に割當てることは物資動員計畫の樞軸である、そこで本年の計畫に於ては全需要を軍需、官需、生産擴充用資材、輸出原材料、アブック需要純民需等に區分し之に従つて配給を行ふこととした、各需要に對する物資割當の適否

はその影響する所甚大であるので當局として凡ゆる資料に基いて最善の努力を盡し計畫の正確を期した次第である、従つてこれが實施に當つても計畫編成の趣旨は他までも之が徹底を圖り計畫上確定しない方面に物資が流用せられない様に最も有効適切な措置を講ずる積りであつて配給機構の整備、配給實踐の調査等にも一段と工夫をこらし物資に依つては切符制、指定配給等の擴大實施をも考慮してゐるのである⑥消費の規正 右の如き次第であるから物資の消費節約については昨年にも増して一層強力に之が勵行を圖ることが必要である、日常の消費生活を徹底的節約を勵行するは勿論國策上重要とする各需要に於ても物資の使用を最も經濟的ならしめねばならぬ、この事は根本に於ては國民の自覺に俟つて逐々の貫徹を期するが必要に應じては適切な統制の措置を講ずることもあつてあらう尙交通電力動員計畫に於ては國防及産業の重要な根幹を爲すべき海、陸、空運輸、通信及電力に關し最大の機能を發揮すべき諸方策を定め關係各處に於て之を實施することゝし以て軍需、生産力擴充、

輸出の振興物資及勞務の需給調整等の關係なる實施に資せんとした次第である、之を要するに今回決定せられたる本年度の各動員計畫の實施は單に物資そのものの統制のみならず勞務、資金等各方面に亘つて統制その他の方策を行はねば日常の經濟生活は昨年よりも更に所期の目的達成を期し難い、勢に窮窮となつて思ふのであるが是を全く我國力の飛躍的發展の爲一時の不自由を忍ぶことであるから官民共に時局に對する認識を一層徹底し欣然國策に順應するの覺悟を固めて頂きたい、當局としてもこの計畫の實施に當り慎重の考慮を拂ひ必要に應じ國家總動員法の發動を強化して施策の徹底を圖るのは勿論であるが本計畫が圓滑に實施されるか否かは寧ろより多く國民全體の心構へに繫つてゐるのであるから此際國民一般の充分なる理解と協力を要望して已まない次第である 商工行政機構改訂 八田商相は、長期職下の軍需省たるの意義を以て、劃期的新機構を整備し新たなる再スタートを切ることに決定、これが改革案は物資別による省内外七局一部、外局四局制を採用して物資の

生産、配給、消費を一貫的に措置せんことと目標として立案され、六月七日樞府の御諮詢を了し九日の閣議に於て正式決定、同月十五日右勅令十一件を一齊に公布即日實施、之に伴ふ全面的の人事異動を發令した、十五年度豫算編成方針 昭和十五年度豫算の編成方針は、七月四日の閣議で決定を見たが、休會明け期日繰上げ方針に伴ひ、各省豫算概算書提出を嚴守、原則として追加豫算の提出を差控へる外、勞務需要圖書提出を命じてゐることが新規の方針として注目される。則ち國際情勢に對し東亞の新秩序を建設するが爲には、國家の施設すべき事項からずと雖、我國財政經濟の現狀に於て、一面臨時軍事費の追加に備へ、此の際普通歳入の増加を圖ると共に、總ての經費に付一層嚴正なる較量を加へ、節用を旨として適正なる戰時豫算の編成に努むること緊要なり、仍つて各省共所管事務の立場に備することなく國務の全般に精へ概ね左記方針に準據することとし昭和十五年度豫算の成立に協力するものとす

止むること (イ)新規經費の所要財源は出來得る限り之を既定經費の節約に求むること (ロ)官吏定員の増加は原則として之を差控ふること (ニ)既定經費に付ても鋭意検討を加へ事業の繰延を行ふと共に規格の低下、能率の増進等各般の措置を工夫し努めて節約を行ふこと (三)物資、勞力、資金及物價等に關する經濟諸方策との調和を圖り戰時經濟の運営に支障を及ぼすことなき様留意すること (イ)土木、營繕の事業等物資勞力及資金を要すること多きもの及び外國出張旅費、海外物資購入費等海外拂となるものに付ては努めて之が要求を見合はすこと (ロ)重要物資の需要は成るべく之を少量に止むると共に別に定むる所に依り物資需要圖書を製提出すること (ハ)新規要求に伴ふ物資の單價に付ては昭和十四年度豫算單價の範圍内に於て極力其の引下に努むること (ニ)勞務需要の増加は成るべく之を避くると共に別に定むる所に依り勞務需要圖書を製提出すること

【四】概算閣議當時迄に既に豫期し得たる經費の追加豫算計上は特別なる事情なき限り之を認めざること 【五】各特別會計に於ても右各項に準じ豫算の編成に當るべきこと 【六】税制を改正し租稅收入の増加を圖るの要ある狀況なるに顧み各省に於ても普通歳入の増加に努め又各特別會計に於ては臨時軍事費特別會計又は一般會計に對し出來得る限り多額の繰入を爲す等の方法を講ずる事 【七】各省概算書は昭和十四年八月十日限り、各特別會計概算書は同年八月卅一日限り之を大藏省に送付することとし昭和十五年度豫算の帝國議會提出は之を昭和十五年一月十一日としたき計畫なるを以て右送付期限は必ず之を嚴守すること 歐洲情勢に對處する帝國の方針決定 前内閣以來の重要懸案であつた歐洲情勢に對處すべき帝國の具體的方策に關し、平沼首相は議會直後から五相會議に正式議題として取上げて屢次協議を續行し來つたが、漸く根本方針に關する意見の一致を見るに至つた。仍つて首相は五月二十日問題の重要性に鑑み外陸海藏の四相を除く、近衛無任所

政治・行政——議會

その数は四人で任期は七年である。
多額議員 満三十歳以上の男子で北海道及び各府縣に於て土地或は工業商業に付多

額の直接國税を納むる者百人の中より一人又は二百人の中より二人を互選する。
任期は七箇年で議員の總数は六十六人以内とし、その北海道及び各府縣に於ける定数は通常選舉毎に人口に應じ勳命を以て之を指定する。

歴代貴族院議長及副議長

議長	副議長	就任年月
伊藤博文	東久世通禧	明治三〇・九
蜂須賀茂韶	細川潤次郎	三〇・七
近衛篤磨	西園寺公望	三〇・七
近衛文麿	黒田長成	三〇・七
松平頼壽	蜂須賀正韶	三〇・七
	近衛文麿	三〇・七
	松平頼壽	三〇・七
	佐佐木行忠	三〇・七

議會並衆議院議長副議長 (△印は解散)

回数	開會	閉會	議長	副議長
第一	明治三〇・九	明治三〇・八	中島信行	津田眞造
第二	明治三〇・九	明治三〇・八	中島信行	津田眞造
第三	明治三〇・九	明治三〇・八	中島信行	津田眞造
第四	明治三〇・九	明治三〇・八	中島信行	津田眞造

第	議員名	任期
第五	星亨	三六・二・三〇
第六	楠本正隆	三六・二・三〇
第七	楠本正隆	三六・二・三〇
第八	楠本正隆	三六・二・三〇
第九	楠本正隆	三六・二・三〇
第十	楠本正隆	三六・二・三〇
第十一	楠本正隆	三六・二・三〇
第十二	楠本正隆	三六・二・三〇
第十三	楠本正隆	三六・二・三〇
第十四	楠本正隆	三六・二・三〇
第十五	楠本正隆	三六・二・三〇
第十六	楠本正隆	三六・二・三〇
第十七	楠本正隆	三六・二・三〇
第十八	楠本正隆	三六・二・三〇
第十九	楠本正隆	三六・二・三〇
第二十	楠本正隆	三六・二・三〇
第二十一	楠本正隆	三六・二・三〇
第二十二	楠本正隆	三六・二・三〇
第二十三	楠本正隆	三六・二・三〇
第二十四	楠本正隆	三六・二・三〇
第二十五	楠本正隆	三六・二・三〇
第二十六	楠本正隆	三六・二・三〇

政治・行政——議會

回数	開會	閉會	議長	副議長
第三十一	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第三十二	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第三十三	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第三十四	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第三十五	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第三十六	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第三十七	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第三十八	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第三十九	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第四十	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第四十一	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第四十二	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第四十三	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第四十四	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第四十五	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第四十六	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第四十七	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第四十八	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第四十九	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第五十	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第五十一	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦
第五十二	明治三〇・九	明治三〇・八	大岡育造	關直彦

衆議院解散一覽

回数	議員名	任期
第五十三	森田茂	三五・九・一
第五十四	元田肇	三五・九・一
第五十五	元田肇	三五・九・一
第五十六	元田肇	三五・九・一
第五十七	元田肇	三五・九・一
第五十八	元田肇	三五・九・一
第五十九	元田肇	三五・九・一
第六十	元田肇	三五・九・一
第六十一	元田肇	三五・九・一
第六十二	元田肇	三五・九・一
第六十三	元田肇	三五・九・一
第六十四	元田肇	三五・九・一
第六十五	元田肇	三五・九・一
第六十六	元田肇	三五・九・一
第六十七	元田肇	三五・九・一
第六十八	元田肇	三五・九・一
第六十九	元田肇	三五・九・一
第七十	元田肇	三五・九・一
第七十一	元田肇	三五・九・一
第七十二	元田肇	三五・九・一
第七十三	元田肇	三五・九・一
第七十四	元田肇	三五・九・一
第七十五	元田肇	三五・九・一
第七十六	元田肇	三五・九・一
第七十七	元田肇	三五・九・一
第七十八	元田肇	三五・九・一
第七十九	元田肇	三五・九・一
第八十	元田肇	三五・九・一
第八十一	元田肇	三五・九・一
第八十二	元田肇	三五・九・一
第八十三	元田肇	三五・九・一
第八十四	元田肇	三五・九・一
第八十五	元田肇	三五・九・一
第八十六	元田肇	三五・九・一
第八十七	元田肇	三五・九・一
第八十八	元田肇	三五・九・一
第八十九	元田肇	三五・九・一
第九十	元田肇	三五・九・一
第九十一	元田肇	三五・九・一
第九十二	元田肇	三五・九・一
第九十三	元田肇	三五・九・一
第九十四	元田肇	三五・九・一
第九十五	元田肇	三五・九・一
第九十六	元田肇	三五・九・一
第九十七	元田肇	三五・九・一
第九十八	元田肇	三五・九・一
第九十九	元田肇	三五・九・一
第一百	元田肇	三五・九・一

八、余等同志は地方自治をして隣佑團結の實あらしめ其社會上及經濟上の協同を完全ならしめんことを期すべし
九、余等同志は國家に對する政黨の責任を重んじ専ら公益を目的として行動し常に自ら戒飭して病弊を製ふことなきを誓むべし

立憲民政黨(芝區新橋田町二七)

△沿革

昭和二年四月憲政會と政友本黨とは合同して新黨を樹立することになり、五月の第五十三臨時議會には先づ新黨俱樂部を組織してこれに臨み、六月一日兩黨それれ解散して、こゝに新に立憲民政黨の結黨式を舉げ、濱口雄幸氏總裁に就任し、越えて昭和六年四月十三日男爵若槻禮次郎氏二世總裁となつた。然るに同九年十一月六日若槻男總裁を辭し一時町田忠治氏總務會長に就任し總裁を代行したが、同十年一月二十日正式に三世總裁に就任した。

△政綱

一、國民の總意を帝國議會に反映し、天皇統治の下議會中心政治を徹底せしむべし
二、國家の整調に由りて生産を旺盛にし分配を公正にし社會不安の禍根を芟除すべし

一、國際正義を國交の上に貫徹し人種平等資源公開の原則を擴充すべし
二、品性を陶冶し獨創自發の個性を啓き學智の機會を均等に於て進んで教育の實際化を期すべし
三、立法、行政及び地方自治に浸潤せる時代錯誤の陋習を打破し以て初興の機運に順應すべき改造の實現を期すべし

國民同盟(麹町區丸の内三ノ六)

△沿革

昭和六年十二月、民政黨を脱黨した安達謙藏氏は、その後同志と共に新黨を樹立、昭和七年七月國策研究クラブを設け、同年八月新黨の名稱を「國民同盟」と定め、同年十二月二十二日、東京市日比谷公會堂に於て結黨式を舉げた。

△綱領

一、立國の精神を擴充し、國際正義の再建を期す
二、統制經濟を確立し、大衆生活の保障を期す
一、政界の積弊を打破し、國民政治の徹底

を期す

社會大衆黨

(芝區南佐久間町一ノ五五)

昭和七年七月二十四日、社會民衆黨及び全國勞農大衆黨は合同して新に社會大衆黨を結成し、綱領として
一、我黨は勞働者、農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲めに戦ふ
二、我黨は資本主義を打破し無産階級の解放を期す、とのスローガンを以て階級闘争主義を採つて來たが、今次日支事變を契機として昭和十二年十一月十五日の第六回全國大會に於て黨の綱領を左の如く改正した。

△新綱領

一、我黨は國體の本義に基き日本國民の進歩發達を圖り以て人類文化の向上を期す
二、我黨は勤勞大衆を代表して資本主義を改革し以て産業の計畫化と國民生活の安定を期す

國粹大衆黨

(本郷區駒込蓬萊町六六)

國粹大衆黨では昭和十二年九月二十三日黨

本部を大阪より東京に移し日本主義政治として新しく活動することになつた。

東 方 會

△沿革

中野正剛氏を中心とする政治團體で昭和十

一年五月二十五日結社届出を完了。昭和十四年二月全體主義新黨結成を目指し社大黨日本革新農村協議會と合同を策して遂に失敗し、二月二十七日新に左の綱領を議定した。越えて三月廿九日中野會長の衆議院議員辭任に依る同會の活動方針に就き協

議の結果「東方會は實踐的研究團體として基本的國民運動に直進す、議院内の團體構成を解く」の二項の申合を決定、五月二十一日全體會議を開催して國民運動方針組織活動並に遊説計畫を樹立して實踐運動に直進してゐる。

衆議院議員選舉(帝國統計年鑑)

年 月	議員	選舉當日	有権者數	有效投票	棄權數
大正 四・三	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
大正 六・四	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
大正 九・五	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一・五	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 三一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 三三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 三五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 三七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 三九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 四一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 四三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 四五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 四七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 四九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 五一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 五三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 五五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 五七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 五九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 六一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 六三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 六五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 六七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 六九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 七一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 七三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 七五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 七七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 七九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 八一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 八三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 八五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 八七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 八九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 九一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 九三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 九五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 九七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 九九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一〇一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一〇三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一〇五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一〇七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一〇九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一一一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一一三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一一五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一一七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一一九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一二一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一二三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一二五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一二七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一二九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一三一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一三三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一三五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一三七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一三九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一四一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一四三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一四五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一四七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一四九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一五一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一五三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一五五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一五七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一五九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一六一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一六三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一六五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一六七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一六九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一七一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一七三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一七五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一七七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一七九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一八一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一八三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一八五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一八七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一八九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一九一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一九三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一九五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一九七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 一九九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二〇一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二〇三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二〇五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二〇七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二〇九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二一一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二一三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二一五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二一七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二一九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二二一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二二三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二二五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二二七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二二九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二三一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二三三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二三五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二三七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二三九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二四一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二四三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二四五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二四七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二四九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二五一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二五三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二五五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二五七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二五九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二六一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二六三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二六五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二六七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二六九・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二七一・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二七三・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二七五・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二七七・二	三六一	一、五五〇、四一	一、四七三、三六	一一、六六六	
昭和 二七九・二	三六一				

